

第二次坂井市総合計画

後期基本計画



らしさ、かがやく。
坂井市

福井県坂井市





第二次坂井市総合計画後期基本計画策定にあたって

本市の将来像である「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち ～ 子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して」の実現に向けて、令和2年3月に第二次坂井総合計画を策定し、前期基本計画に掲げる様々な施策に取り組んできました。

人口減少・高齢化社会の更なる進展が予測される中で、坂井市が持続的に発展を遂げるためには、住みよさを高めるだけでなく、市民が幸福を実感でき、住み続けたいとなるまちづくりを進めていくことや市民との対話を通して、共に坂井市民の幸せや坂井市の将来を考えていくことで、坂井市に暮らす全ての人の幸福感の向上に向け取り組んでいくことが重要であると考えております。

令和7年度から令和11年度までを計画期間とするこの「後期基本計画」においては、これまで施策の実行に大切にしてきた「ひと」を育てる視点、「住みよさ」を高める視点、「多様性」を生かして発展していく視点の3つの視点に加え、新たに「幸せを実感できるまちづくり」の視点を加え、坂井市に暮らす全ての人が幸福を実感できる施策を推進してまいります。

この基本計画の策定にあたり、多数のお貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご審議をいただきました坂井市総合計画審議会の委員並びに市議会議員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

坂井市長 池田 禎孝

第二次坂井市総合計画

目 次

第1部 序論	1
第1章 計画策定の方針	2
1－1 後期基本計画策定の趣旨	2
1－2 計画の構成と期間	3
第2章 計画策定の背景	4
2－1 社会動向	4
2－2 本市の現状	9
第3章 主要施策の進捗状況	12
3－1 主要施策の概況	12
3－2 主要施策の進捗状況	15
第4章 市民意識	20
4－1 市民満足度調査	20
4－2 住みよさ調査	21
4－3 地域幸福度調査	23
4－4 幸福実感まち未来トーク	28
4－5 坂井市総合計画に必要な視点	30
第2部 基本構想	33
第1章 本市の将来像	34
1－1 将来像	34
1－2 将来人口	35
第2章 施策の大綱	36
2－1 6つの施策について	37
2－2 時代の変化に対応した各施策分野の連携	40
第3章 地域づくりの基本方針	41
第3部 基本計画	45
第1章 みんなで未来につなぐまちづくり	46
1－1 誰もが暮らしやすい共生社会の推進	46
1－2 多様な主体と連携した協働のまちづくりの推進	48
1－3 国際・都市間交流の推進	50
1－4 関係人口の拡大と住みよさの実感	52
1－5 効率的な行財政運営の推進	54
第2章 互いに思いやり支え合うまちづくり	56
2－1 地域福祉の充実	56
2－2 児童福祉の充実	58
2－3 高齢者福祉の充実	60
2－4 障がい者福祉の充実	62
2－5 健康づくりの推進	64
2－6 地域医療体制の充実	66
2－7 社会保障制度の安定的な運営	68

第3章 学ぶ意欲を支えるまちづくり	70
3-1 学校教育の充実	70
3-2 社会教育・生涯学習の充実	72
3-3 歴史・文化・芸術の伝承と振興	74
3-4 生涯スポーツの振興	76
第4章 自然と共生できるまちづくり	78
4-1 自然環境の保全と共生	78
4-2 循環型社会の構築	80
4-3 生活環境の保全と充実	82
4-4 美しい景観資源の活用	83
第5章 地域資源を生かし活力に満ちたまちづくり	84
5-1 農林水産業の振興	84
5-2 商工業の振興	86
5-3 観光の振興	88
5-4 働く環境の充実	90
第6章 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり	92
6-1 災害に強いまちづくりの推進	92
6-2 安全・安心対策の充実	94
6-3 住環境の整備	96
6-4 安定した水の供給と良好な水環境の維持	98
6-5 暮らしを支える道路網の整備	100
6-6 地域公共交通と広域ネットワーク拠点の充実	102
6-7 情報ネットワーク社会の構築	104
資料編	107
1. 諮問および答申	108
2. 策定体制	111
3. 策定経過	112
4. 市民ワークショップ「幸福実感 まち未来トーク」の詳細	113
5. 坂井市総合計画に関連する各種計画	121
6. 第二次坂井市総合計画後期基本計画 用語集	123
7. SDGs（17の目標）の視点に基づく第二次坂井市総合計画の施策体系	125

「※」は、用語集に記載の用語を示します。

第1部 序 論

第1章 計画策定の方針

1-1 後期基本計画策定の趣旨

本市では、令和2年（2020年）に第二次総合計画（計画期間：令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度））を策定し、将来像「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち ～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」の実現に向け、3つの視点からなる6つの施策分野に取り組んできました。

今回策定した総合計画後期基本計画は、令和2年度（2020年度）を初年度とする基本構想の後期5年間（令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度））の基本計画となります。

後期基本計画は、基本構想で定めている6つの施策の大綱を実現するため、新たな課題にも対応できるよう社会情勢の変化や前期基本計画の達成状況等を検証し、施策に反映しました。また、現在の取り組みに対する市民評価と今後の市民意向、市民の幸福度を把握するため、市民満足度調査および市民ワークショップを実施しました。



1-2 計画の構成と期間

第二次坂井市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」によって構成し、具体的な取り組みにあつては「坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略という。）」に基づいて推進していきます。

「基本構想」は、本市が目指すべき将来像を明らかにするとともに、それを実現するための施策の大綱を定めるもので、令和2年度（2020年度）を初年度とする令和11年度（2029年度）までの10年間を計画期間とします。

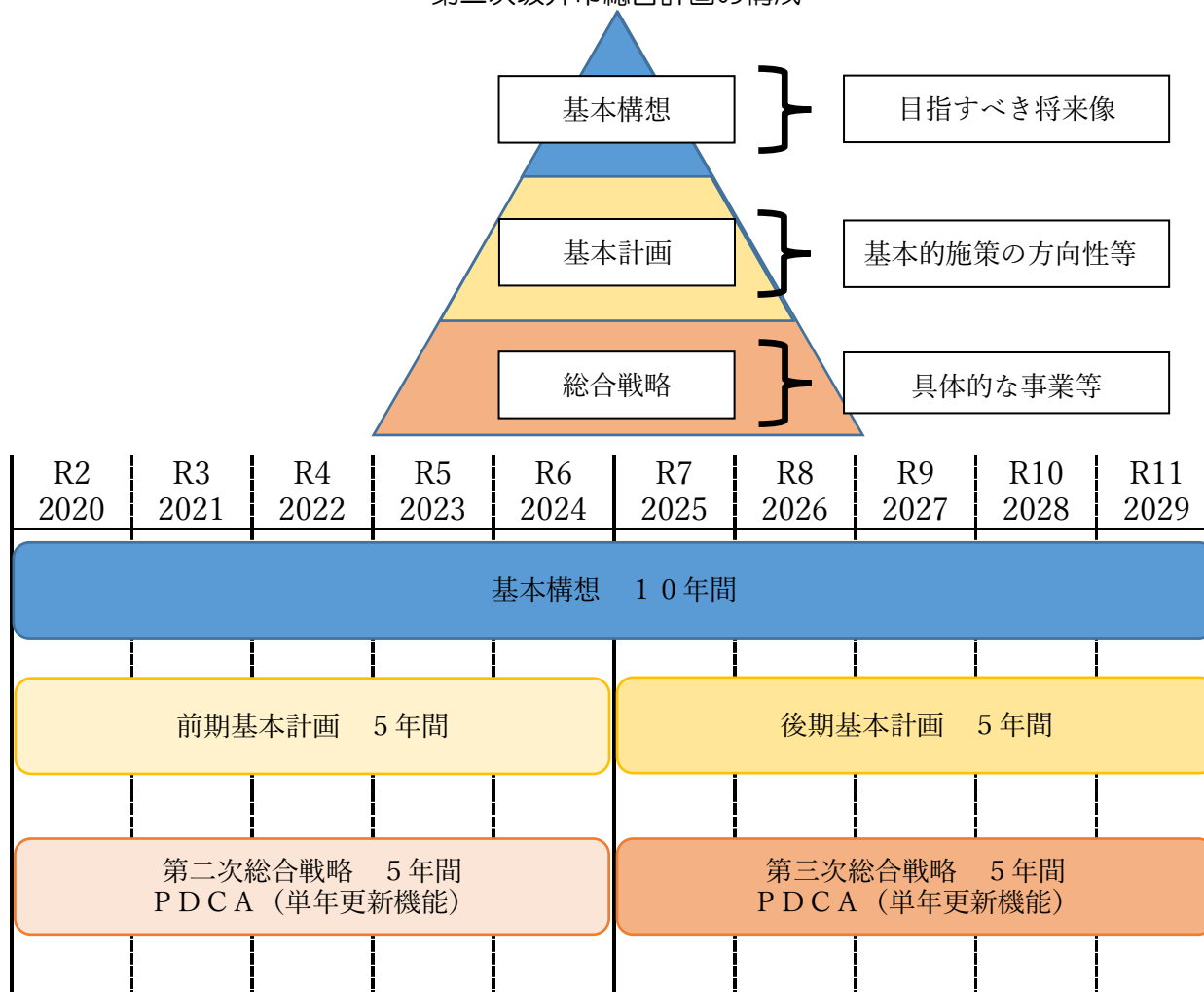
「後期基本計画」は、「基本構想」で定めた将来像の実現に向け、前期基本計画の成果および課題を検証するとともに、本市を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、今後推進する基本的施策を示したものです。

計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

「総合戦略」は、「基本計画」で定めた基本的施策の方向や、その目標達成のために必要な具体的な事業やKPI（重要業績評価指標）を定めるもので、毎年検証を行い必要に応じて更新することを可能とします。

また、総合計画は市の最上位計画であるため、各分野の個別計画は、総合計画との整合を図りながら策定・改定します。

第二次坂井市総合計画の構成



第2章 計画策定の背景

2-1 社会動向

(1) 人口減少社会の到来と少子高齢化の進展

我が国の人口は、平成 20 年（2008 年）をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所（※1）の将来推計人口によると、令和 38 年（2056 年）には 1 億人を割り込むことが見込まれており、長期的に減少していくことが予想されています。

また、我が国では、男女とも非婚化、晩婚化が進行しています。令和 2 年（2020 年）の未婚率は 35～39 歳の男性は 38.5%、35～39 歳の女性は 26.2%となっており、令和 4 年（2022 年）時点の男女別平均初婚年齢は、男性が 31.1 歳、女性が 29.7 歳となっています。

出生数は、昭和 50 年代から減少傾向に転じ、平成 28 年（2016 年）には、統計史上初めて 100 万人を下回り、令和 5 年（2023 年）の出生数は 72.7 万人となっています。また、令和 5 年（2023 年）の合計特殊出生率は 1.20 で、依然として、人口置換水準（※2）の 2.07 を大きく下回る状況が続いており、さらには女性の人口も減少していくため、出生数の大幅な増加は見込めない状況です。

一方、人口構成も変化し、65 歳以上の高齢者人口が平成 9 年（1997 年）には 15 歳未満の年少人口の割合を上回るようになり、令和 2 年（2020 年）時点は 3,603 万人で、全人口に占める割合は 28.6%と一貫して増加しています。また、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は、令和 2 年（2020 年）の 7,509 万人（総人口に占める割合は 59.5%）から、令和 32 年（2050 年）には 5,540 万人（同 52.9%）に減少すると推計されています。

このような少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少により、労働力や消費活動が縮小することで経済活動が停滞し、税収の減少と社会保障費の増大等により、財政状況が厳しくなることが予想されます。

また、地域における担い手の減少は、建物や宅地、農地、山林等の不十分な管理や未利用地の増加といった課題を顕在化させつつある一方、発生した空き家や空き地を地域資源と捉え、地域の賑わい創出への有効活用を図る等の豊かで快適な生活空間や交流活性化を促進する取り組みが進められています。

今後は、人口減少・超高齢社会（※3）にあっても、地域経済の活力を維持・向上させ、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりが求められています。

（２）多様性を尊重し合う地域共生社会づくり

都市化の進展や核家族化、就労形態の変化等により、人々のライフスタイルや価値観が多様化しています。こうした社会の多様化が進む中、それぞれがお互いの違いを受け入れ、認め合い、共感できる地域共生社会を構築していくことが重要となっており、そのためには、性別や年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず、多様な他者への理解促進と多様性が認められ、一人ひとりが活躍することができる社会の実現を目指すことが重要です。

また、こどもたちを地域や社会の未来を担う人材として育成していくことが重要です。しかしながら、いじめや不登校、自殺の増加、貧困等のこどもを取り巻く状況は深刻化しております。

このような中、国は、令和5年（2023年）に、「こども基本法」を施行するとともに、「こども家庭庁」を創設し、次代の社会を担うこどもたちが夢や希望を持って健やかで幸せに成長できるよう、常にこどもの最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」（※4）の実現に向け、様々な取り組みを推進しています。

（３）安全・安心に対する意識の高まり

平成23年（2011年）3月の東日本大震災や平成28年（2016年）4月の熊本地震、令和6年（2024年）1月の能登半島地震では、これまでの想定を上回る規模の被害をもたらしました。

このように、全国各地で地震や津波、台風、集中豪雨等の様々な自然災害が頻発しており、平成30年（2018年）2月の大雪被害や今回の能登半島地震の発生により、市民の防災や減災に対する意識が高まっています。不測の事態においても、その影響を最小限に留め、いち早く日常生活を取り戻すためのレジリエンス（※5）の強化が求められています。

一方、交通事故や特殊詐欺、ストーカー、連れ去り等のこどもや高齢者、女性等が巻き込まれるトラブルや犯罪が発生し、地域では、子育て世帯や一人暮らし高齢者の孤立化、ひきこもり、生活困窮世帯等の社会的孤立や貧困といった問題が発生しています。

自然災害はもとより、日常生活の中にあっても、様々な不安要素や危険性が増大しているため、市民の防犯や交通安全に対する啓発、消費者教育等に取り組むとともに、地域福祉施策の充実等により、安全で安心な暮らしを確保していくことが求められています。

（４）地球環境問題への対応

世界人口は 80 億人を突破し、令和 40 年（2058 年）頃には 100 億人を突破すると予測されています。人間の産業活動等に伴う地球環境への負荷はますます増大し、人類の生存基盤である地球環境は存続の危機に瀕しています。

こうした危機感を背景に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）（※6）においては、令和 2 年（2020 年）以降の地球温暖化対策の世界的枠組みが採択されたパリ協定（※7）を受け、地球温暖化や生態系の破壊等の地球環境問題への対応として、国は、温室効果ガスの新たな削減目標（平成 25 年度（2013 年度）比で令和 12 年度（2030 年度）に 46%減）を掲げています。

また、国は、令和 2 年（2020 年）10 月に、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。

さらに、脱炭素社会を実現するために、化石エネルギーを中心とした産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する「G X（グリーン・トランスフォーメーション）」（※8）を推進しており、事業所や自治体における取り組みが求められています。

生物多様性の観点では、都市の緑化に求められる機能の多様化や自然と共生する世界の実現をめざした生物多様性条約に基づく世界目標が定められ、我が国においても、令和 5 年（2023 年）3 月に、新たな「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定し、2030 年までに取り組む目標等を定めています。

このような状況を踏まえ、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会からごみ減量や再資源化等を通じた循環型社会への転換、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの推進による脱炭素社会の実現等の自然と共生する持続可能な社会の構築が求められています。

（５）高度情報化社会の進展

インターネットをはじめとする情報通信技術は、飛躍的な進歩を見せ、生活の利便性の向上や産業の生産性の向上に大きく寄与しており、私たちの日常生活や経済活動において大きな影響を与えています。

また、「I o T」（※9）や「A I」（※10）、「R P A」（※11）、「ビッグデータ」（※12）等の技術革新は、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や人々の働き方、ライフスタイルにも大きな影響を及ぼすことが見込まれ、その変化への対応が求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、日常生活や社会経済等のあらゆる場面でそのあり方や仕組みを根本から変革する「D X（デジタル・トランスフォーメーション）」（※13）が加速化しています。

加えて、令和 3 年（2021 年）に、国はデジタル庁を発足させ、行政の各分野における D Xを着実に進めることを目的とした様々な取り組みを推進しています。

一方で、デジタルデバイド（※14）の解消や情報セキュリティ対策、デジタル人材の育成等の様々な課題も生じています。デジタルの有効活用と合わせて、誰もが便利で安心して利用できる環境づくりが求められています。

（６）経済・雇用環境の変化

我が国の経済は、長年にわたり成長が停滞しており、政府による財政・金融政策や成長戦略が推進されているものの、効果は限定的な状況にあります。

また、近年では新型コロナウイルス感染症の拡大や円安の進展、原油等のエネルギー価格の上昇に伴う物価高騰等により、先行き不透明で見通しが立たない経済環境となっています。

雇用情勢では、生産年齢人口の減少や団塊の世代の定年退職等による後継者・人手不足の影響が大きく、経済の持続的な成長に向けて、労働力の確保は大きな課題の一つとなっています。

そのため、労働における生産性の向上はもとより、女性や高齢者を含め、就労を希望する方が活躍できるように、多様な働き方を可能とする環境整備が求められています。

さらに、我が国で働く外国人労働者数は増加傾向で推移し、令和5年（2023年）10月末時点で、約205万人となっており、外国人材の雇用の届出が義務化された平成19年（2007年）以降、過去最高を更新しています。平成31年（2019年）年に、改正出入国管理および難民認定法が施行されたことにより、今後、更なる外国人労働者の受入れが進むと考えられることから、異文化理解の向上を目的とした啓発や在住外国人との国際交流の促進等が求められます。

（７）グローバル社会の進展

情報通信技術の進展、輸送・交通手段の発達により、人やモノ、情報、資金の流れは国や地域の枠を超え、世界規模へと拡大しています。経済活動においてもグローバル化の進展により、国・地域間の競争は激しさを増しています。

近年の世界経済の成長やアジア諸国の経済発展による所得の向上により、特に近隣諸国・地域において、日本への旅行者が大きく増加する中、観光を我が国の成長戦略の柱、地方創生の切り札と位置付け、ビザの緩和や外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充、多言語表記の受入環境整備等の諸施策を実行してきました。

これにより、訪日外国人旅行者（インバウンド）数および訪日外国人旅行消費額は、令和元年（2019年）まで飛躍的に増加してきました。令和2年（2020年）以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に落ち込みましたが、令和5年（2023年）の訪日外国人旅行者数は2,507万人とコロナ禍前の令和元年（2019年）の約8割まで回復しました。

また、訪日外国人旅行消費額も令和5年（2023年）時点で、5兆3,065億円とコロナ禍前を約10%上回り過去最高となっています。

それぞれの地域においては、国内市場のみに目を向けるのではなく、アジアの発展を積極的に取り込み、世界で評価され得る固有の文化を発信する等のグローバル化する人やモノ、情報の流れを意識しつつ、地理的条件や地域特性等の強みを生かした独創的な生き残り策を講じていくことが求められています。

（８）地方創生と効率的な行財政運営

国は、平成 26 年（2014 年）に、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少や東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」およびこれを実現するための目標や施策等をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

まち・ひと・しごと創生は、国と地方が一体となって取り組む必要があり、各自治体は「地方版人口ビジョン」および「地方版総合戦略」を策定し、取り組みを推進してきました。

こうした中、国は、令和 4 年（2022 年）12 月に、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和 5 年度（2023 年度）を初年度とする 5 か年計画である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定し、これまでの地方創生の取り組みにデジタルの力を活用して加速させ“全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会”を目指すことが示されました。地方においても、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、具体的な地方活性化の取り組みを推進するための「地方版総合戦略」の改訂に努めることとされました。

また、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、デジタル技術を活用して、都市から地方への人の流れをつくる方針が掲げられています。転職なき移住、二地域居住は、都市部の人々にとって豊かな暮らしの実現等につながり、地方においては、地方創生に資する大きな契機となり得ることから、今後、移住者や定住者の増加につながる取り組みを推進していくことが求められます。

一方、社会資本に目を向けると、高度経済成長期に整備したものが多く、完成から長期間が経過し、老朽化した施設等が更新時期を迎えています。これまでも、計画的な更新に取り組んできましたが、今後、修繕や更新にかかる費用が財政の大きな負担となることが懸念されています。

今後は、人口減少社会にあわせた効率的な行財政運営を通じた歳出抑制と、公共施設等の適正な配置や管理・運営に取り組み、持続可能な行政サービスを提供することが求められています。

2-2 本市の現状

(1) 位置および地勢

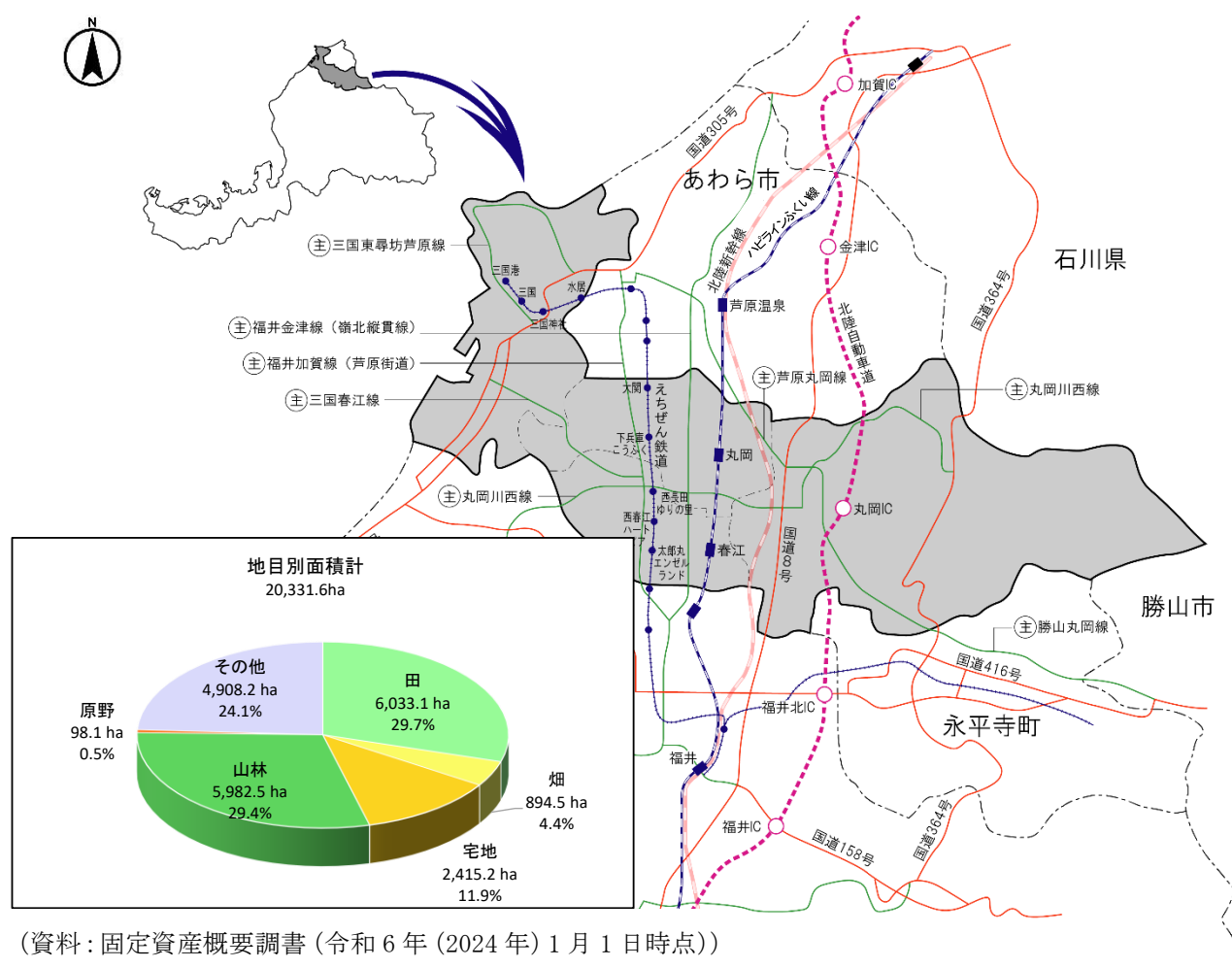
本市は、福井県の北部に位置し、南北約 17km、東西約 31km におよぶ東西に長い行政区域で、総面積は約 210 km²です。西は日本海に面し、東は勝山市、北はあわら市および石川県、南は福井市および永平寺町に接しています。

本市の南部を九頭竜川が、東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ、西部で合流して日本海に注ぎ込んでいます。中部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地および丘陵地が広がっています。

土地利用を地目別にみると、田畑が 34.2%、山林・原野が 29.9%を占めており、豊かな自然環境に包まれています。

道路網は、東部に北陸自動車道・丸岡インターチェンジや一般国道 364 号、西部に一般国道 305 号、中部に一般国道 8 号、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）および主要地方道福井加賀線（芦原街道）が走る等の主要な基幹道路は南北方向を中心に発達しています。

また、鉄道網も本市の中央を南北に走り、ハピラインふくい線に 2 駅、えちぜん鉄道三国芦原線に 9 駅設置されています。



①人口・世帯数の推移

本市の令和2年（2020年）10月1日時点の人口は88,481人で、福井県全体766,863人の11.5%を占め、福井県第2位の人口規模となります。平成17年（2005年）までは一貫した増加傾向にありましたが、近年は減少傾向にあります。

世帯数は31,067世帯で、福井県全体291,662世帯の10.7%を占めています。経年的には増加傾向にあり、その伸びは近年、鈍化しつつありましたが、令和2年（2020年）には再び高い伸び率を示しています。

世帯人員は2.85人/世帯で、福井県の平均2.63人/世帯を上回っていますが、一貫した減少傾向にあり、少子化や世帯分離が進展している状況がうかがえます。

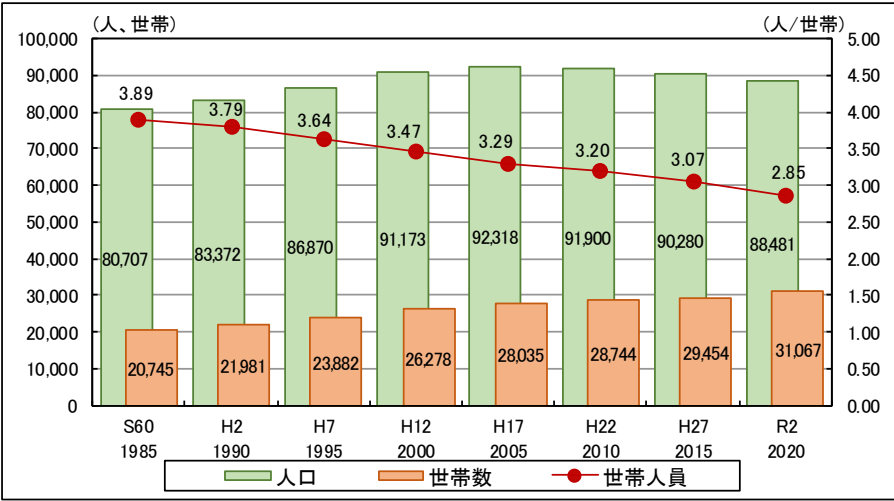


図 人口・世帯数の推移

資料：国勢調査

②年齢階層別人口構成比

令和2年（2020年）における年少人口（15歳未満）は11,535人（13.2%）で、福井県平均の12.6%を上回っていますが、減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は25,434人（29.0%）で、福井県平均の30.8%を下回っていますが、一貫した増加傾向にあり、平成12年（2000年）以降は年少人口と老年人口の数が逆転し、その差は年々拡大しています。

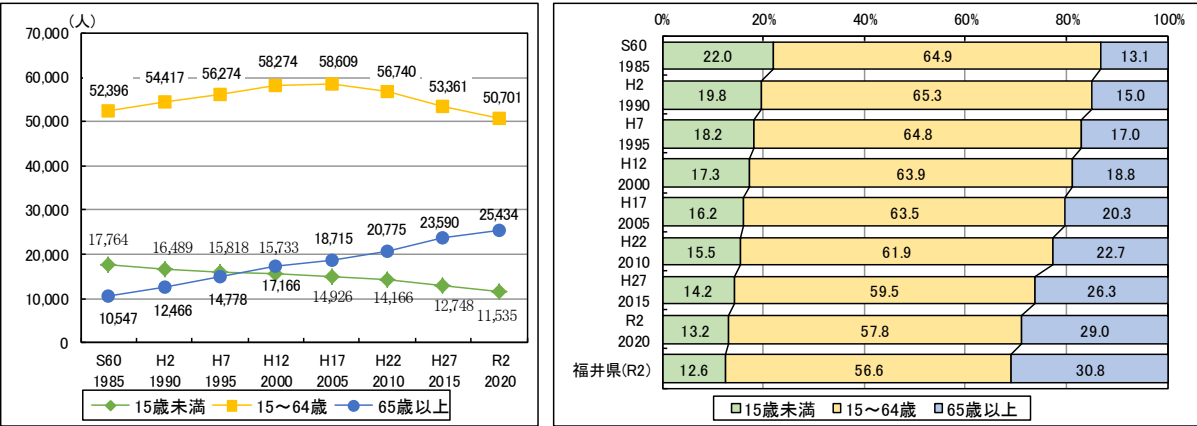


図 年齢階層別人口の推移

図 年齢階層別人口構成比の推移

資料：国勢調査

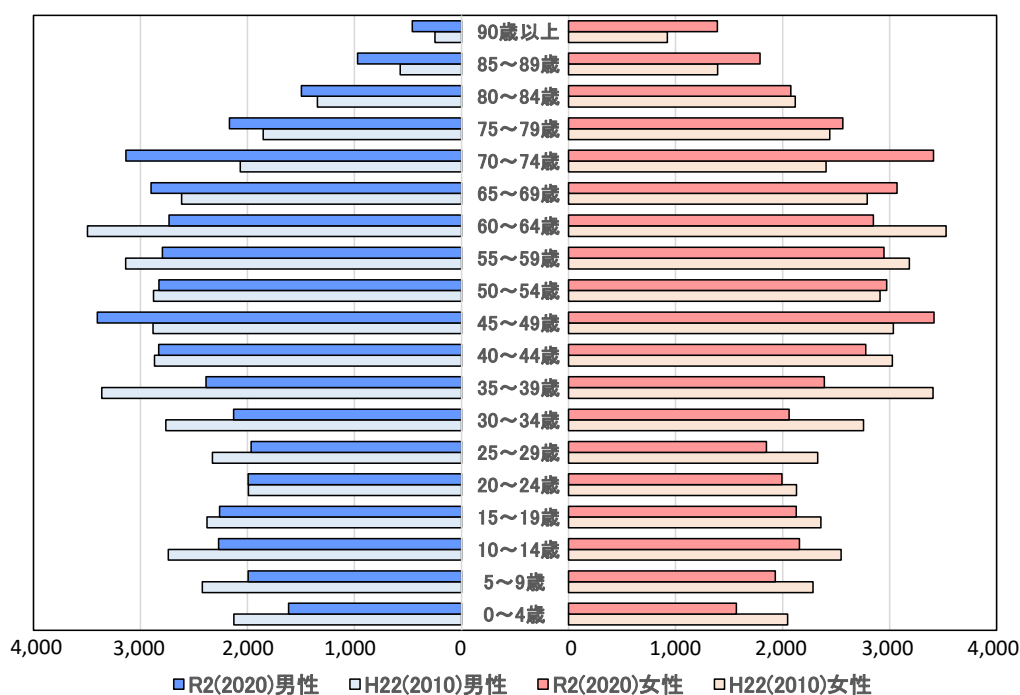


図 人口ピラミッドの推移

資料：国勢調査

③産業別就業者数

令和2年（2020年）の就業人口は46,022人で、総人口の52.0%となっています。経年的にみると、平成17年（2005年）をピークに減少傾向にあります。

産業分類別にみると、第1次産業就業人口の減少が著しく、昭和60年（1985年）の5,794人から令和2年（2020年）は1,739人と大きく減少しています。

また、第2次産業就業人口も平成7年（1995年）をピークに漸減傾向にあり、第3次産業就業人口は、微増傾向から令和2年（2020年）は微減に転じています。福井県全体と比較すると、第1次および第2次産業に占める割合がやや高く、第3次産業の占める割合がやや低くなっています。

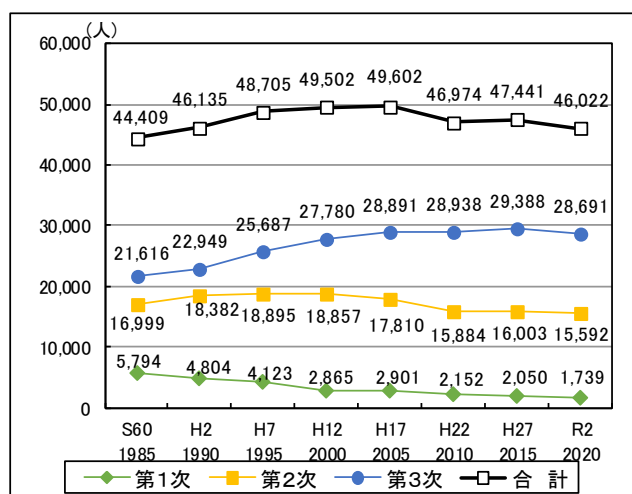


図 産業別就業人口の推移

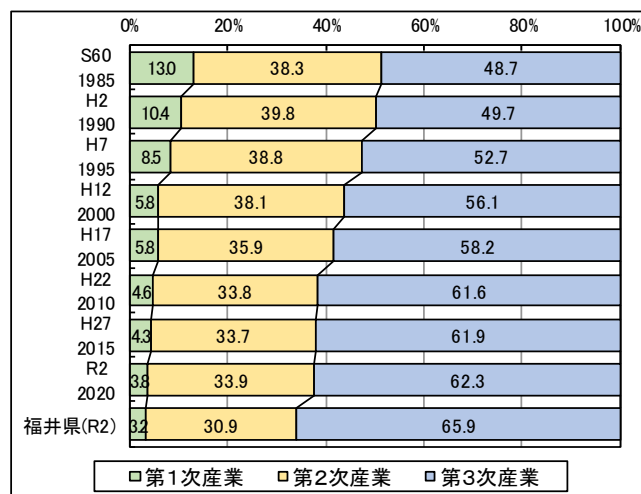


図 産業別就業人口構成比の推移

資料：国勢調査

第3章 主要施策の進捗状況

3-1 主要施策の概況

令和2年度（2020年度）を初年度とする第二次坂井市総合計画では、「輝く未来へ…みんなで創る希望の都市～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」を将来像に掲げ、本市がこれまでに進めてきた協働のまちづくりをさらに発展させ、これからもまちづくりの基本は「ひと」であるという姿勢のもと、次世代を担う子どもたちの夢を育み、すべての人が個性を発揮できるまちづくりの実現に向けて、3-2の主要施策の進捗状況のとおり、基本施策に着実に取り組んできました。

一方、総合計画後期基本計画の策定に先立って行った「市民満足度調査(※)」の政策評価調査では、安定した水の供給と良好な水環境の維持や循環型社会の構築、健康づくりの推進等の項目で比較的高い満足度となっていますが、暮らしを支える道路網の整備や住環境の整備、地域公共交通と広域ネットワークの充実等の項目では、不満を示す割合が高くなっています。

また、5年前の政策評価調査（14ページ）と比較すると、項目数や項目名が変更になっていて単純な比較はできませんが、地域公共交通と広域ネットワークの充実や観光の振興等の多くの項目で「満足」「まあ満足」が増加して「やや不満」「不満」が減少しており、5年前より市民の満足度が向上していると分析できます。

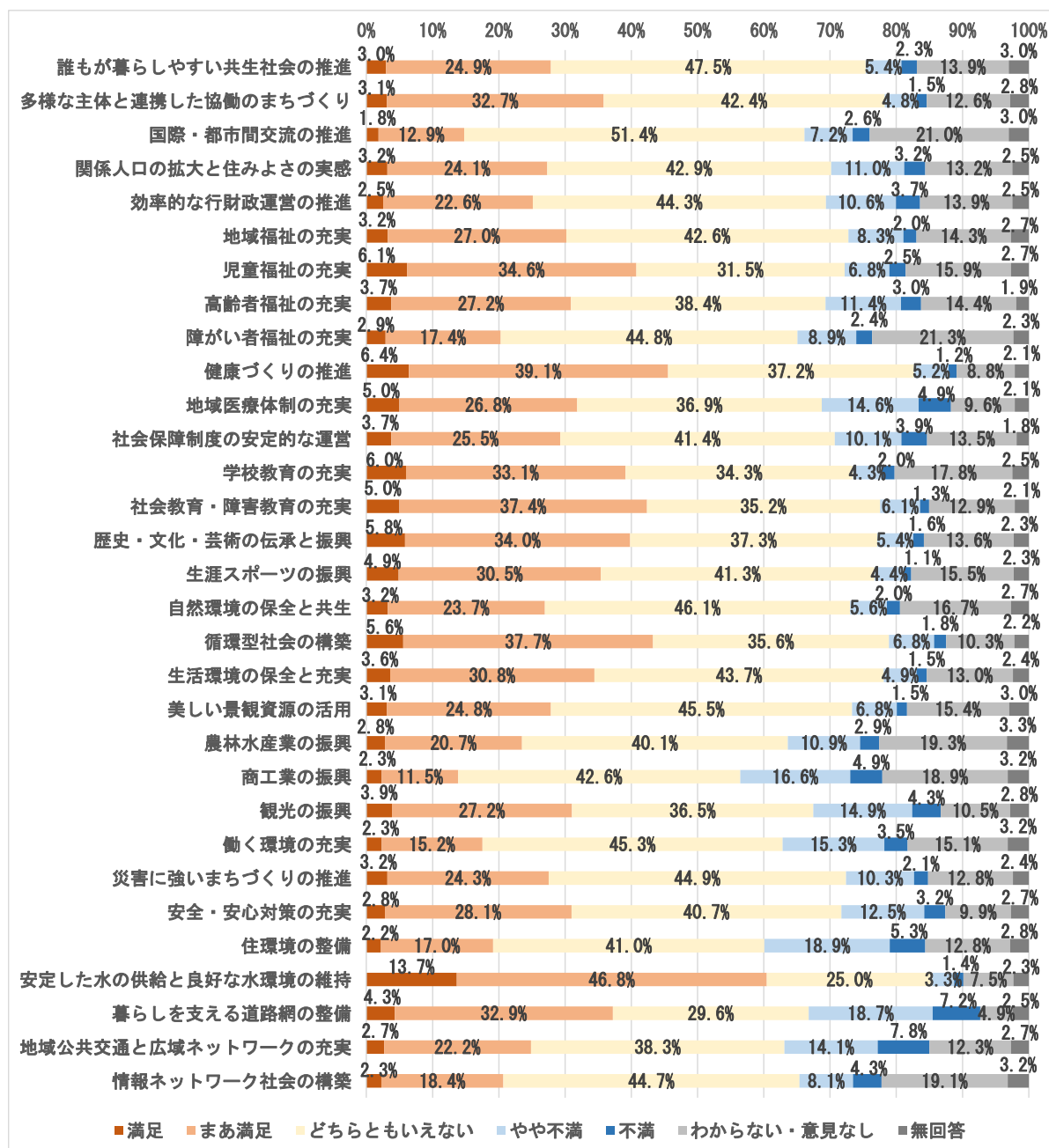


図 政策評価調査（令和6年（2024年）3月調査）

【取り組み・方針 比較結果】

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| ①「満足」「まあ満足」が増加し、「やや不満」「不満」が減少したもの | ・・・ 14 / 31 |
| ②「満足」「まあ満足」が減少し、「やや不満」「不満」が増加したもの | ・・・ 2 / 31 |
| ③「満足」「まあ満足」が増加したもの | ・・・ 3 / 31 |
| ④「やや不満」「不満」が減少したもの | ・・・ 3 / 31 |
| ⑤「満足」「まあ満足」が減少し、「やや不満」「不満」も減少したもの | ・・・ 4 / 31 |
| ⑥「わからない・意見なし」が減少したもの | ・・・ 18 / 31 |
| ⑦「わからない・意見なし」が増加したもの | ・・・ 9 / 31 |
| ⑧比較が難しいもの | ・・・ 3 / 31 |

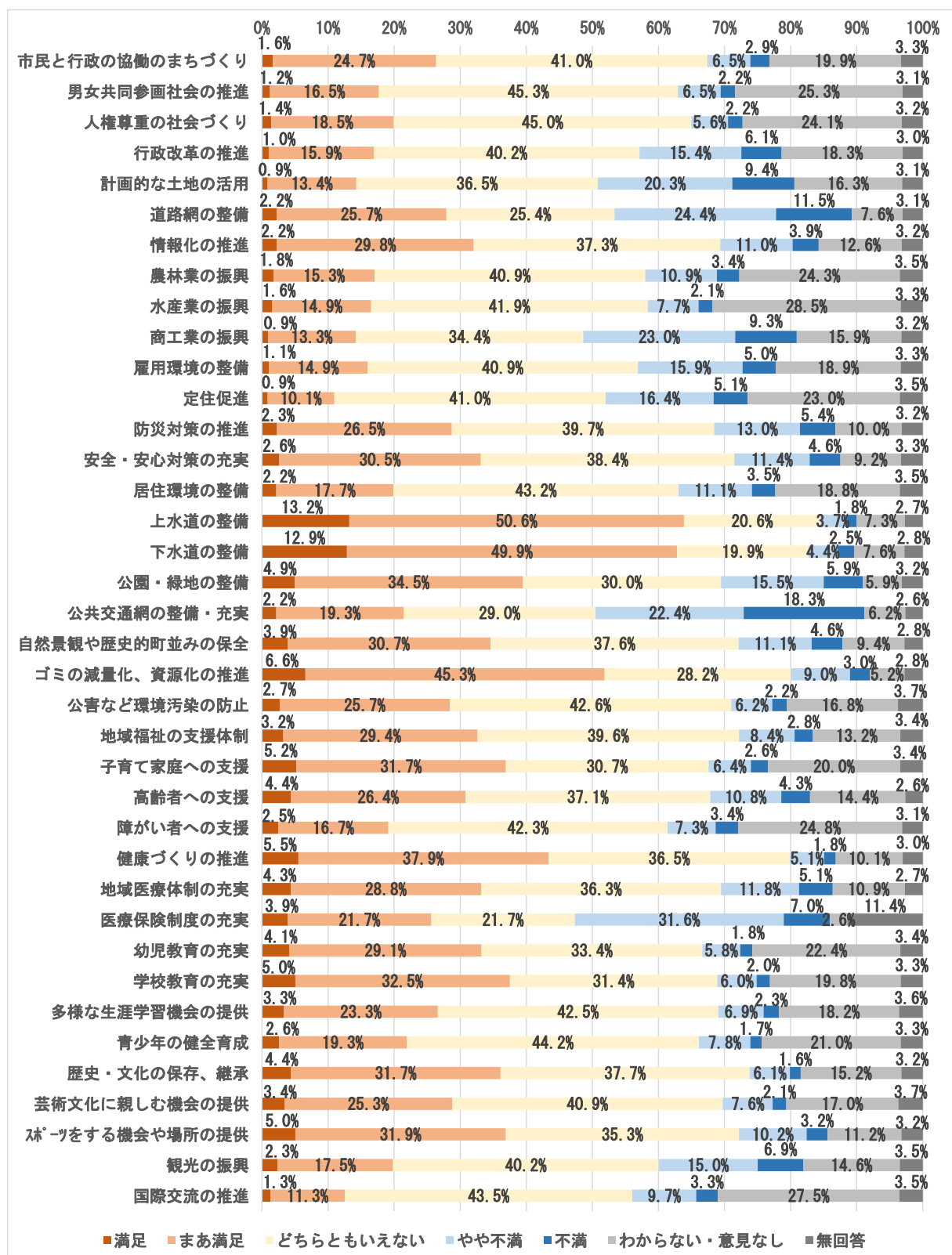


図 政策評価調査（前回平成31年（2019年）3月調査）

3-2 主要施策の進捗状況

(1) みんなで未来につなぐまちづくり

市民一人ひとりの個性と多様性が尊重され、誰もが生き生きと暮らし、活躍できるまちづくりを推進し、市民や企業等への普及・啓発にも取り組みました。

男女共同参画社会への実現を目指し、意識啓発を図るための出前講座等を実施しました。また、市内企業に対し、仕事と生活の両立を考え、個人の人生の幸せと企業の業績アップを目指す上司（イクボス）の推進・普及を図り、働き方改革や女性の活躍を推進しました。

コミュニティセンター単位で全地区に設立されたまちづくり協議会による、それぞれの地域の特色や個性を生かしたまちづくり、地域づくりを目指した活動が行われました。また、市民と行政が連携・協力し合いながら、将来に希望を持ち、幸せを実感できる持続可能な地域づくりを推進するため、地域づくりの担い手の育成や、地域コミュニティの強化を推進しました。

市民の市政への理解が深まるよう、広報紙やホームページ、行政チャンネル、SNS等のそれぞれの特性を生かした、見やすく分かりやすい情報発信に努めました。

英国ウェールズカーディフ市と中学校生徒を対象に派遣・招聘する交流やオンライン交流を行いました。また、坂井市国際交流協会が設立され、市民主導の国際交流を支援し、国際的な相互理解を進めました。

姉妹都市や連携協定都市をはじめとする他の自治体との交流を一層進め、文化交流・親善だけでなく、経済の活性化や関係人口の増加等の共存共栄できる関係を築きました。

次世代の担い手育成と移住定住につながる関係人口の拡大を目指して、地域社会を支える新たな担い手の確保に向けて、市内外の若者や都市部の人材を中心に、地域住民と多様に関わる機会の創出や拡大を図りました。

住みたいまちとしての本市の価値を高めるため、関係する団体と協働して、各地区等にある地域資源にさらに磨きをかけ、魅力向上を図りました。

仕事と家庭が両立できる労働環境づくりの支援、結婚や子育てに関する負担軽減を図る等、住みよさを高める環境を整備しました。また、「住みよいまち坂井市」の魅力を情報発信できる体制づくりに努め、市外からも選ばれるまちを目指し、シティセールスの強化に取り組みしました。

少子・高齢社会や人口減少社会においても、持続可能な行財政運営の確立と効率的で質の高い行政サービスが提供できるよう、公共施設の適正なマネジメントや、職員の適正な人員配置、デジタルを活用し事務作業を効率化する等、様々な分野で行財政改革の取り組みを進めました。

（２）互いに思いやり支え合うまちづくり

複合化・複雑化した課題等を抱える人々に寄り添い、的確に対応するため、第３次坂井市福祉保健総合計画を策定し、地域共生社会の実現に向けて市民や各制度の相談支援機関の連携による包括的・総合的な相談支援体制を構築しました。

児童福祉の分野では、多様化するニーズに対応した保育環境を確保するとともに、保育サービスの更なる充実に取り組みました。また、こども家庭センターを設置し、妊産婦や乳幼児への支援（母子保健業務）とこどもの相談や虐待相談の支援（児童福祉業務）を一元化し、相談支援体制の充実や関係機関との連携強化を図りました。

高齢者福祉の分野では、介護予防に取り組む意識づけと行動につながるように事業内容の充実と普及啓発を進め、継続的に運動機能向上や認知症予防に取り組めるよう環境を整備しました。また、高齢者が生き生きとした生活を送ることができるよう身近な居場所づくりの充実と社会参加を推進しました。

障がい者福祉の分野では、障がいのある人をはじめ、すべての市民が地域の中で健やかに暮らすことのできる社会づくりを目指し、自立するための共同生活援助や就労継続支援、福祉サービスの情報提供や相談等の福祉環境の充実を図りました。

健康づくりの分野では、市民の健康づくりを支援するため、各種検診や健康相談、健康アプリを活用したウォーキング推進事業や健康サポーター養成等を実施しました。また、感染症予防のために、各種予防接種勧奨の強化およびインフルエンザや食中毒等の予防啓発活動に努めました。

地域医療の分野では、市立三国病院における医療体制を充実しつつ、市民に密着した地域医療を目指し、在宅医療や予防医療について、県や関係機関、坂井地区医師会等と連携しながら医療・保健・福祉の連携強化を図りました。

（３）学ぶ意欲を支えるまちづくり

第二次坂井市教育振興基本計画を策定し、各分野において教育の推進を図りました。GIGAスクール構想による児童生徒一人一台のタブレット端末導入、校内ネットワークやサーバーサーバーの整備、インターネットの光回線化等、デジタル環境の充実を図りました。また、小学校の大規模改修工事や中学校の特別教室への空調設備の新設等の安全で快適な教育環境整備を推進しました。

学校教育分野では、児童生徒への一人一台端末の整備にあわせて授業支援ソフトやデジタルドリル等を導入しました。これによって個別最適な学びと協働的な学びが往還する授業が実現されました。また、本市の特色を生かした教育としてSOE(Sakai Original Education)を提唱し、ふるさと学習、低学年からの英語教育、発達段階に合わせたデジタル教育等の独自の教育を推進しました。

社会教育・生涯教育の分野では、コミュニティセンターにおいて、地域の課題や住民ニーズを捉えた、探究学習の視点からまちづくりに繋がる講座等を実施するとともに、市民がふれあう地域コミュニティの場を提供しました。また、図書館では教育・文化に関する領域に留まらず、市民の暮らしや社会に役立つ情報を提供しました。

歴史、文化、芸術の分野では、文化財の調査・研究を進め、貴重な文化財を指定し、その保護や活用に努め、丸岡城においては、調査成果の周知広報を通して、文化財的価値の向上を図りました。市民の文化芸術水準の向上や活性化を図るとともに、文化活動への積極的な参加を推進しました。また、みくに龍翔館は、改めて歴史的文化遺産を市民共有の財産として適正に収集、保管、展示し、これらの資料に関する調査および活用を図るため、坂井市龍翔博物館として、リニューアルオープンしました。

スポーツの分野では、市民参加型スポーツ大会を通じて、スポーツに親しむ環境づくりに努めるとともに、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会を開催した実績とレガシーを活かし各競技の全国大会や、ワールドマスターズゲーム2027関西ジャパンオープンデイスコゴルフ2023といった国際大会の開催等、国内外との交流を深め、スポーツ活動を支援・推進しました。

（４）自然と共生できるまちづくり

環境美化活動としてクリーンキャンペーンを開催し、豊かな自然と共生する社会づくりを推進しました。また、環境について自ら考え行動できる人づくりを進めるためにストップ地球温暖化対策授業やこどもエコひろば等を開催しました。ゼロカーボンシティ実現のために、必要な施策・取り組み等を取りまとめた坂井市脱炭素ロードマップを策定し、市民と地球の未来を考えた住民参加型ワークショップを開催しました。

資源ごみ分別収集や民間の力を活用し、3R活動の推進を図りながら循環型社会の実現に努めました。

大気汚染の常時監視、協定事業所への水質汚濁、土壌汚染の分析調査等の公害防止対策に取り組みました。

景観に関する条例を制定し、本市らしい景観形成に取り組むため、景観づくり基本計画を策定しました。三国湊町の歴史的街なみ、旧城下町の面影の残る丸岡城周辺の街なみ、坂井平野に広がる田園風景等の地域固有の景観資源の保全を図るとともに、それらと調和した街なみ景観を誘導しました。

（５）地域資源を生かし活力に満ちたまちづくり

農業の分野では、認定農業者や集落営農組織経営体の育成・活性化を図り、安全・安心な食づくりや園芸作物等のブランド強化に取り組む等の農業生産の整備、経営基盤を支援しました。また、新規就農者の育成・支援を図るとともに、持続的農業への発展と定着化に取り組みました。

林業の分野では、自然災害や病虫害により、機能が低下している森林の回復や美しい森林景観の再生を図るため、樹木の植栽、松くい虫被害の拡大を防止しました。また、計画的な造林や間伐の実施等の育てる林業を推進しました。

水産業の分野では、漁港や三国港市場の整備、水産資源の確保およびズワイガニのブランド強化に取り組む等の経営基盤の強化を図りながら、新規就漁者確保の支援策を実施しました。

商工業の振興の分野では、商業経営の安定化と魅力ある地元商店街を形成するため、事業者の経営安定化や事業拡大、起業、事業承継等の支援や、商店街振興組合等の各種団体の取り組みを支援するとともに、企業誘致の推進、新規産業の創出を支援しました。また、地場産業の振興に向けて、新技術や新商品の開発を支援し、競争力の強化を図りました。

観光の振興の分野では、県内最大の観光地である東尋坊の魅力を高めるため、観光拠点施設の設置等を盛り込んだ再整備計画を策定し、エリア全体のハード整備を進めています。また丸岡城や三国湊等の文化財や地域資源を磨き上げ、観光資源としての有効活用と魅力的で快適な観光地づくりに取り組んでいます。また、滞在型観光の促進や、地域資源の魅力発信、インバウンドの受け入れ体制の整備等、新たな観光層の取り込みを強化しました。他にも、観光情報提供に関するサービスの向上を図るため、効果的な情報発信を推進しました。また、DMO等が中心となり、地域一丸となった観光地域づくりや将来に向けての観光担い手の育成、また郷土の魅力の再認識によるシビックプライドの醸成に努めました。

働く環境の分野では、労働者の就労機会の確保、定着・雇用の安定を図るため、福井労働局や関係機関等との連携を強化しながら雇用支援策を推進しました。

また人手不足分野における人材確保に向けて、中小企業の生産性の向上と働き方改革の取り組みおよび市内企業の外国人労働者受け入れ体制の整備を支援しました。

（６）安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

感染症対策を考慮した避難訓練の実施や防災ガイドブックやハザードマップの作成等を通じて災害に対する市民防災意識向上に努め、防災メールや防災アプリ等も導入し、新たな情報発信手段についても取り組みを進めました。また、社会情勢に応じた地域防災計画や国民保護計画の見直しも進め、行政機能の継続に向けた危機管理体制の強化発展に努めました。加えて、発災と同時に大量に発生する廃棄物を適切かつ円滑に処理するため災害廃棄物処理計画を策定しました。

防犯隊、まちづくり協議会、PTA等のボランティア団体や地域住民の協力を得ながら犯罪の起こりにくい環境づくりを進めました。幼児、児童、高齢歩行者対象の交通安全教室や街頭啓発活動等の交通安全の確保を推進しました。また、消費者センターの機能充実を図りながら、消費者の権利保護と自立支援を図りました。

都市計画マスタープランに基づき、計画的な土地利用の実現を図りました。

空き家の総合的かつ計画的な対策に取り組み、市民が安心して暮らせる生活環境の確保に取り組みました。

公営住宅の耐震改修、老朽化修繕を計画的に進めました。また、一般市民の木造住宅の耐震化を促進させるため、耐震改修費等を助成しました。

水源の水質汚濁防止と監視体制の強化を図り、水道水の安全を確保しました、また水道施設耐震化や老朽管更新等を実施し、水道水の安定供給を図りました。

生活環境の向上や公共用水域の水質汚濁防止のため、公共下水道計画による整備を進めました。また、下水道施設の老朽化に対応するため、機能診断を実施して長寿命化を進めました。

県内各地や北陸、関西、中京方面等との広域的な連携を促進するため、北陸自動車道や国道、主要地方道等のネットワークの強化を図り、近隣市町との道路網の整備に努めるとともに、福井港丸岡インター連絡道路や国道8号の4車線化およびバイパスの整備等を促進しました。

多様な交通手段をシームレスかつ一体的なサービスとして提供できるよう、公共交通事業者や関連自治体等と連携した取り組みを推進しました。また、公共交通空白地帯や交通不便地域を運行しているコミュニティバスについては、多様化する住民ニーズの検証を行い、オンデマンド型交通や交通事業者による路線バスへ運行形態を変え、速達性と市民の利便性を向上させるとともに、効率化を図りました。

ホームページでの検索の容易化、申請・届出手続きのオンライン化（電子申請）等のデジタルを活用し、市民の利便性向上と効率的な行政運営を図りました。また、デジタルを活用した利便性の高い生活環境を誰もが享受できるよう、デジタルデバйд対策を実施しました。

第4章 市民意識

4-1 市民満足度調査

後期基本計画策定にあたっては、令和6年（2024年）3月に市民満足度調査を実施しました。

（1）調査の概要

調査対象	本市内に在住する 18 歳以上の市民 5,000 人を無作為抽出
調査方法	依頼：郵送 回答：郵送または Web フォーム
調査基準日	令和 6 年（2024 年）3 月 1 日
調査期間	令和 6 年（2024 年）3 月 6 日～26 日
回収率	有効回答数 1,421 件 回収率 28.4%
内容	① 住みよさ調査 ② 地域幸福度調査 ③ 政策評価

今回の調査は、社会の成熟化や人々の価値観の多様化が進む中で、物質的・経済的な豊かさだけでなく、身体的・精神的・社会的に良い状態である「ウェルビーイング (well-being)」や「幸福実感度」を重視する考えが注目されており、自治体や地域においても、これらの考え方を取り入れたまちづくりが進められている現状を踏まえ、これまでの市民満足度調査で調査していた「住みよさ」「政策評価」に加え、新たに地域幸福度調査を実施しました。

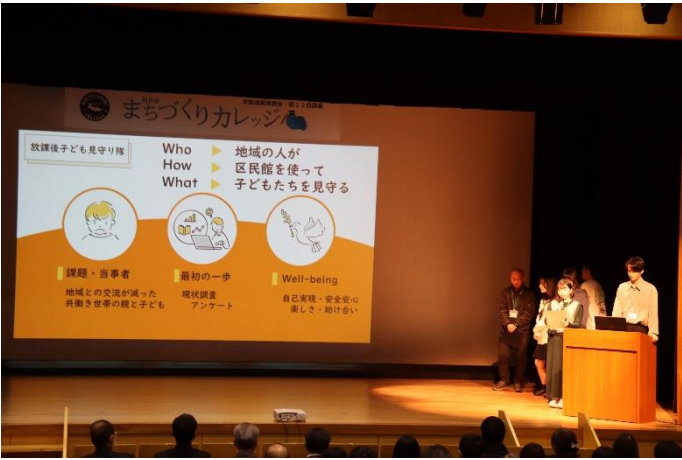
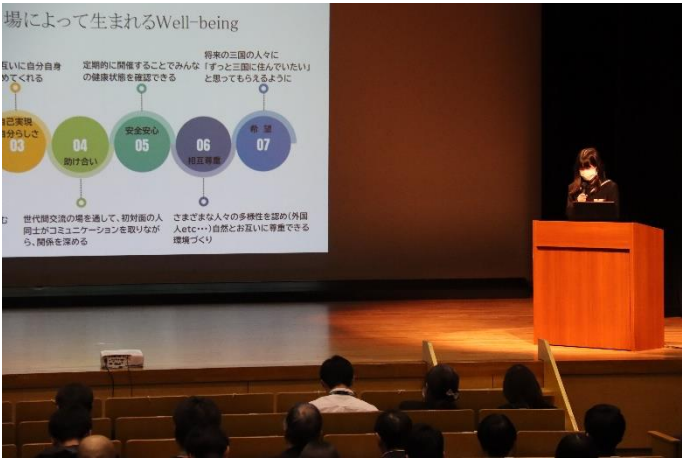


写真 第7期坂井市まちづくりカレッジで幸せを実感できるまちづくりについて発表する様子

4-2 住みよさ調査

(1) 主な結果のまとめ

①住みよさについて

本市の住みよさについては、「まあ住みよい」との回答が 55.2%と最も高くなっています。また、「住みよい」と「まあ住みよい」を合わせた“住みよい”は 79.5%、「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」を合わせた“住みにくい”は 7.2%となっており、約 8 割の回答者は“住みよい”と回答しています。

前回（平成 30 年（2018 年））調査では、“住みよい”が 77.2%、“住みにくい”が 10.9%となっており、“住みよい”と実感している回答者の割合が 2.3 ポイント増加しています。

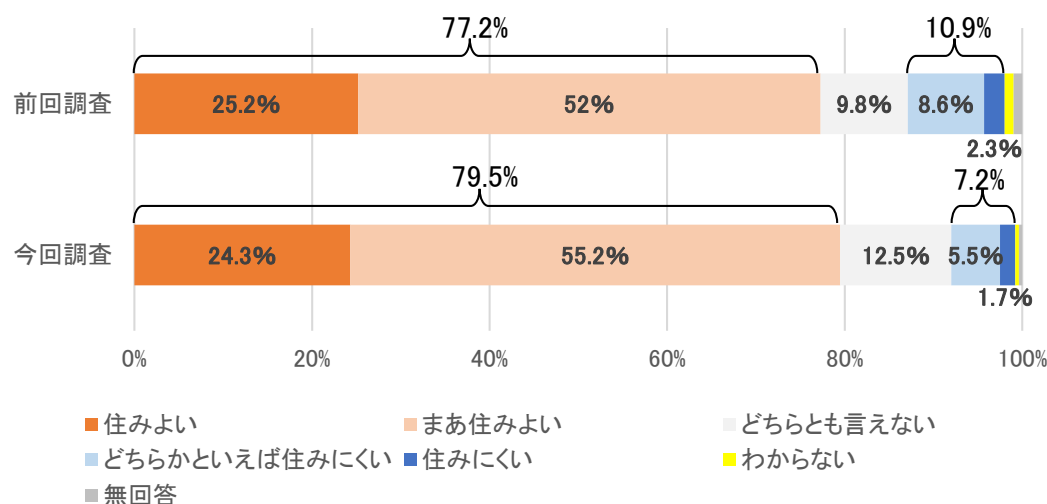


図 住みよさについて 前回調査との比較

②本市が住みよい理由について

「住みよい」と「まあ住みよい」と回答した人に住みよい理由を尋ねたところ（3つまで選択）、「安全・安心なまちだから」が 57.7%を占め最も高く、次いで「買い物が便利だから」が 52.3%となっており、この両回答が特に高い割合を示しています。

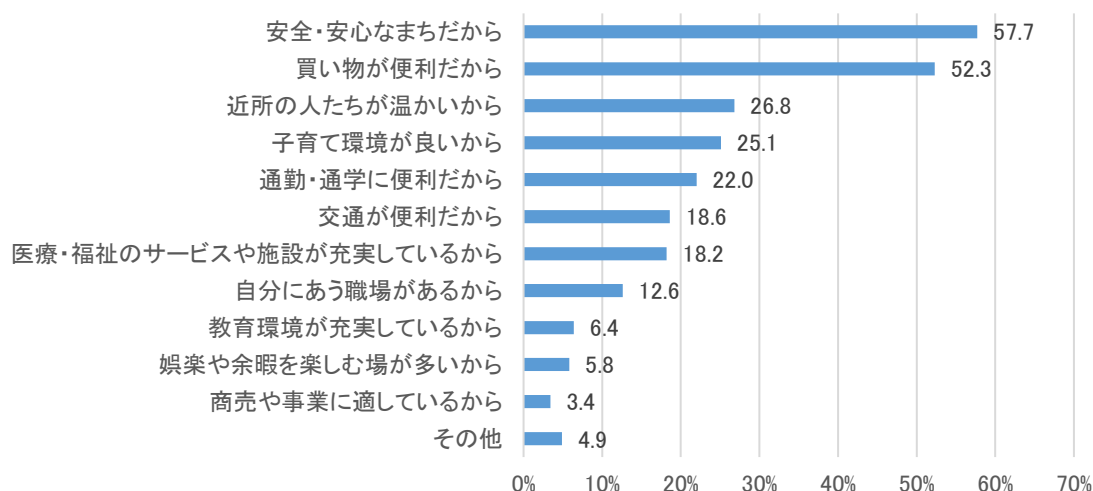


図 住みよい理由について 今回調査

③本市が住みにくい理由について

「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」と回答した人に住みにくい理由を尋ねたところ（3つまで選択）、「交通が不便だから」が79.4%を占め最も高く、次いで「娯楽や余暇を楽しむ場が少ないから」が42.2%、「買い物が不便だから」が41.2%と続いています。

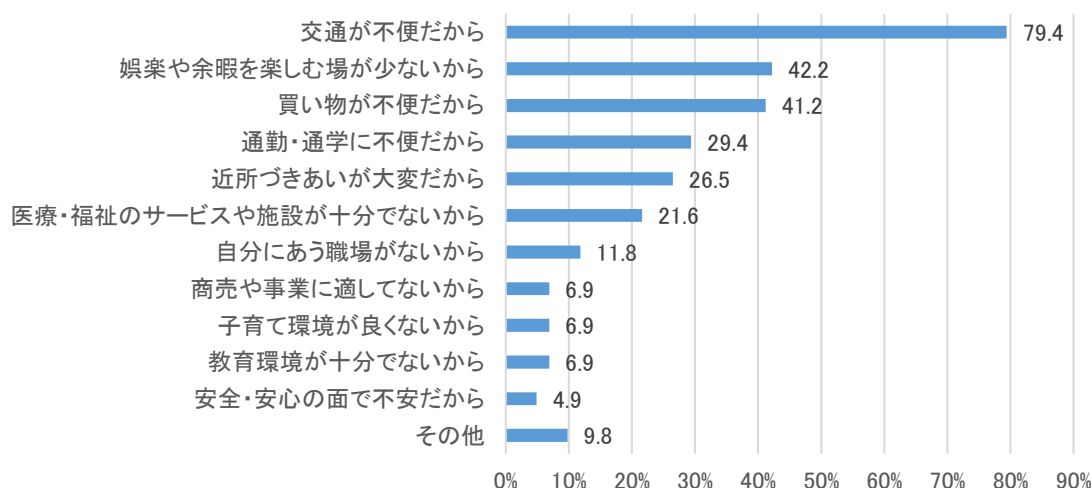


図 住みにくい理由について 今回調査

④本市をどのようなまちにしたいか

本市をどのようなまちにしたいかを尋ねたところ（3つまで選択）、「道路や公共交通が快適で便利なまち」が49.8%を占め最も高く、次いで「犯罪や事故のない安全で安心なまち」が39.3%、「災害に強いまち」が32.1%と続いています。

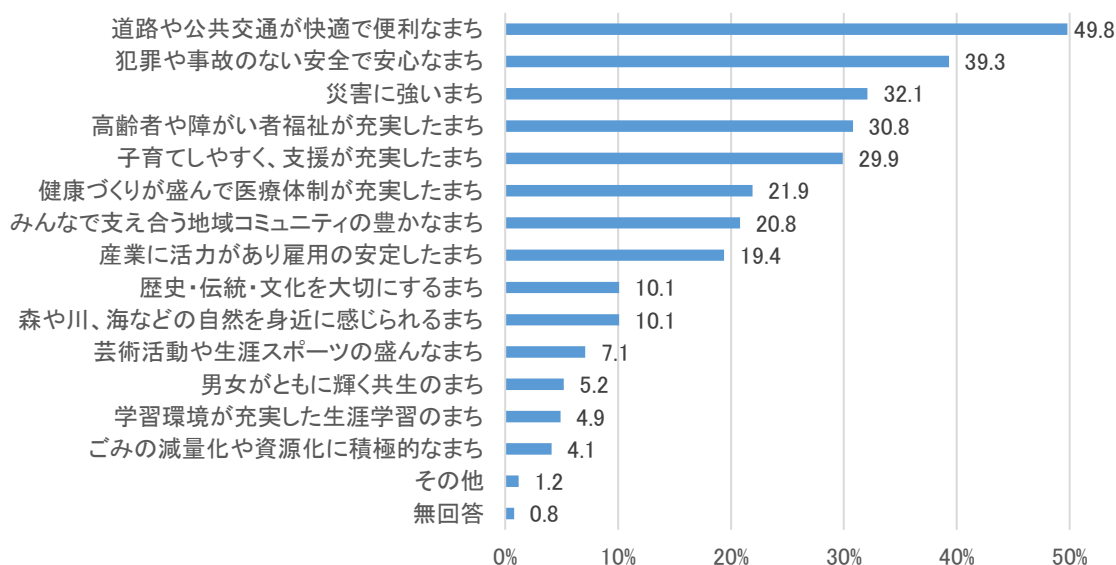


図 坂井市をどのようなまちにしたいか 今回調査

4-3 地域幸福度調査

12の分析項目に対して、充足度（24問）・重要度（8問）・自由記述（1問）に関するアンケートを実施しました。

地域幸福度の設問に関しては、前述の第7期坂井市まちづくりカレッジで考案された「課題解決型地域づくりのための本市独自のウェルビーイング8指標」を参考に作成しました。

第7期坂井市まちづくりカレッジで考案された課題解決型地域づくりのための本市独自のウェルビーイング8指標（以下「まちカレ独自のウェルビーイング指標」）

1	自己実現できる	自分の能力や個性を生かして、自分らしく力を発揮できるまち
2	誇らしく思える	自信や愛着を持って心から素晴らしいと思えるまち
3	自分らしくいられる	自分の考えや意志を持って、自分の意見を言えるまち
4	安全で安心できる	防災や防犯、交通安全等に努力して、安心して暮らせるまち
5	楽しくわくわくできる	喜びや情熱がわくこと、生きがいや楽しみを持って暮らせるまち
6	希望を持って暮らせる	ビジョンに向かって力を出し合い、乗り越えられる持続可能なまち
7	助け合える	互いに思いやり、愛情や優しさを持って協力し合えるまち
8	互いを尊重できる	一人一人の個性や人権を尊重し、違いを理解し、認め合えるまち

表 調査分析項目（1/2）

分析項目		質問（1/2）
充足度調査	理念・方針	市政への理解・参画 1.坂井市が掲げる将来ビジョン「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち」は、理解・共感できると感じる 2.坂井市は、希望の持てるまちづくりのために効果的な政策を打ち出していると感じる 3.「広報さかい」は読みやすく、市政の現状や方向性が身近に伝わってくると感じる
		行政への共感・まち（行政+市民）のダイナミズム 4.坂井市は、社会情勢の変化を的確に捉え、持続的で希望が持てる健全な行政運営を行っていると感じる 5.坂井市は、外部環境の変化に対応し、今後も発展・成長していくと感じる 6.坂井市では、市民が積極的に意見を出し、市政に参画していると感じる
	市民・風土	地域組織の効果性 7.住んでいる地域では、お互いの信頼関係が築かれており、規範やルール・マナーが浸透していると感じる 8.住んでいる地域では、防災や防犯、福祉などの面で助け合える風土や仕組みが構築されていると感じる 9.住んでいる地域では、様々な市民がボランティアなどの地域活動に参加できていると感じる
		人間関係 10.住んでいる地域では、普段から挨拶や交流が盛んであり、友好的な人間関係があると感じる 11.住んでいる地域では、互いの人権が尊重され、多様性やジェンダー平等のなかで一人一人が大切にされていると感じる 12.住んでいる地域では、近隣同士の過干渉やトラブルがなく、人間関係の不安や不信感、きゅうくつさはない
	環境・処遇	居住環境や生活の利便性 13.住んでいる地域では、利便的な生活（買い物、医療、娯楽や飲食、公共施設等の利用）を送るためのアクセスは快適であると感じる 14.住んでいる地域では、自然環境や良好な景観があり、心地よさが感じられる 15.坂井市では、ごみ問題などの環境対策と生活の利便性が両立できていると感じる
		健康とワークライフバランス 16.自分は、身体的、精神的に健康であり、日常生活を送るうえでのストレスや不安はない 17.住んでいる地域には、予防の観点から心身の健康を維持・改善できる環境が整備されている 18.自分は、仕事、学業、家事育児と余暇活動の間で、良いバランスを保っている
	活動・成長	承認欲求・ポジティブ感情 19.住んでいる地域では、「楽しい」「嬉しい」「わくわくする」といった前向きな感情を持つことができる 20.自分は、その地域の一員として受け入れられている実感があり、地域の中で自分の居場所があると感じる 21.自分は、自身の能力や資質などの個性を伸ばしながら、自分らしく地域に貢献できていると感じる
		自己実現・多世代共創 22.住んでいる地域には、愛着や誇りがあり、これからも住み続けたいと考えている 23.住んでいる地域では、自分が思い描く理想や目標を実現していくことができると感じる 24.住んでいる地域では、子どもから高齢者まで世代を超えて協力し合い、地域の未来を築いていけると感じる

表 調査分析項目（2/2）

	分析項目	質問（2/2）
重要度調査	市政への理解・参画	25.市政の現状や方向性を理解し積極的に市政に参画すること
	行財政への共感・まち（行政+市民）のダイナミズム	26.行政と市民がまちづくりを通して活気ある坂井市をつくること
	地域組織の効果性	27.地域住民の間で信頼関係があり、地域が果たすべき機能が効果的に発揮されていること
	人間関係	28.地域住民がふだんから良好な関係性を築き、お互いを尊重しながら思いやりをもつこと
	居住環境や生活の利便性	29.必要な都市機能や快適性・利便性が備わっており安心して暮らせること
	健康とワークライフバランス	30.身体的・精神的な健康を維持し、自分を大切にしながら過ごすことができること
	承認欲求・ポジティブ感情	31.地域に対して貢献ができ、自分らしく成長していけること
	自己実現・多世代共創	32.多世代に渡って地域の未来を築いていくこと
	自由記述	33.これまでの設問を踏まえ坂井市の今後のまちづくりについてご意見がございましたらお書きください

表 回答結果の数値化

選択肢	とてもよくあてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらでもない	どちらかといえばあてはまらない	全くあてはまらない	無回答
評点	5点	4点	3点	2点	1点	計算対象外

回答結果を数値（スコア）化したところ、全体のスコアの平均値は「3.33」であり、このスコアが、現在の市民の幸福度の基準となります。また、年代別にみると、20 歳代のスコアが最も高く、50 歳代のスコアが最も低い結果となりました。

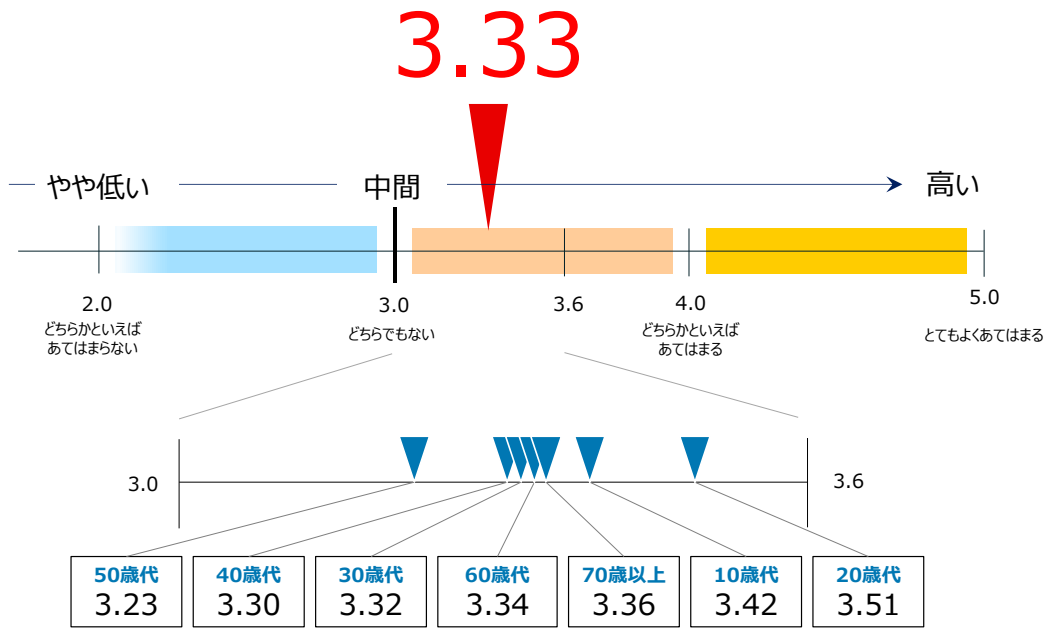


図 全体のスコア（年代別）

年代別の充足度調査のスコアをみると、20歳代の「環境・処遇」のスコアが最も高く、50歳代の「活動・成長」のスコアが最も低い結果となりました。全体では、10歳代および20歳代のスコアが高い傾向がみられました。

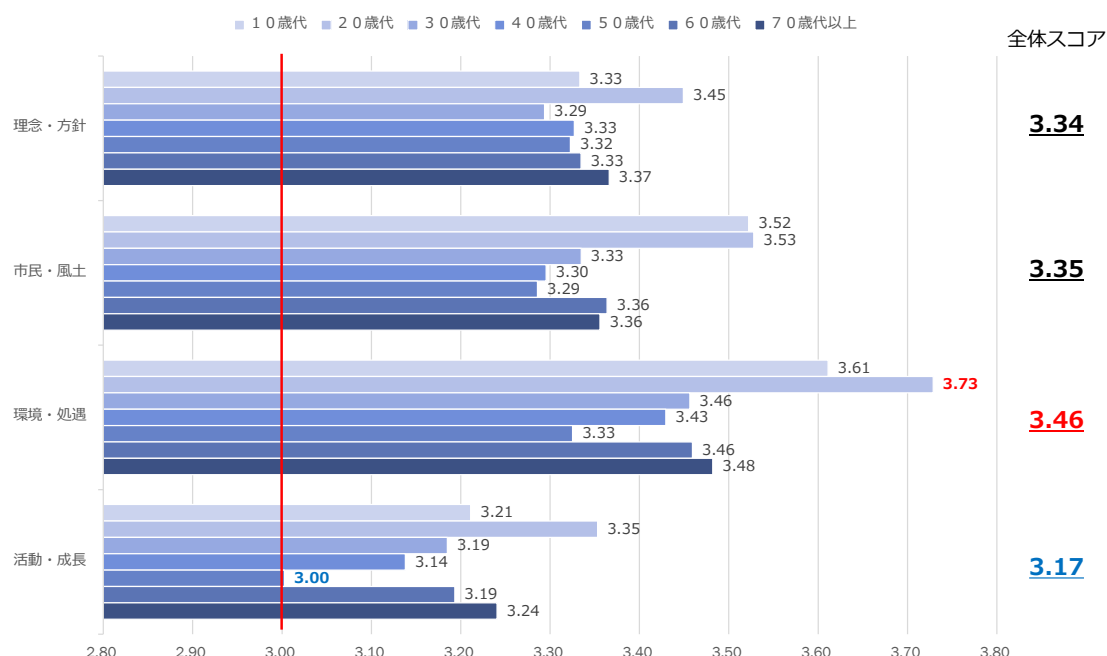
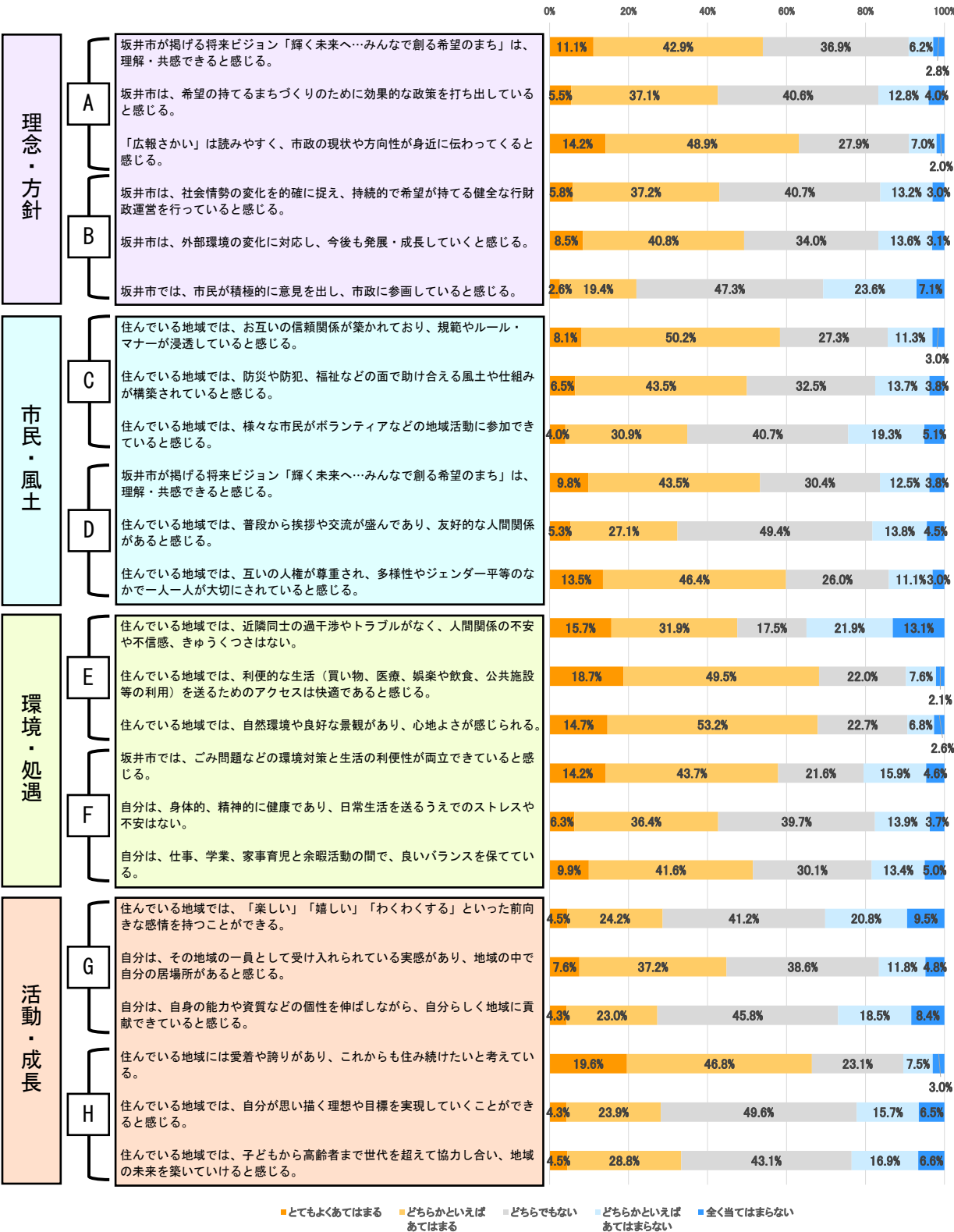


図 充足度調査のスコア（年代別）

また、各設問の回答結果を見ると、充足度調査では、「住んでいる地域では、利便的な生活（買い物、医療、娯楽や飲食、公共施設等の利用）を送るためのアクセスは快適であると感じる。」「住んでいる地域では、自然環境や良好な景観があり、心地よさが感じられる。」といった設問で「とてもよくあてはまる」「どちらかといえばあてはまる」という回答が高くなっています。一方、「住んでいる地域では、近隣同士の過干渉やトラブルがなく、人間関係の不安や不信感、きゅうくつさはない。」「坂井市では、市民が積極的に意見を出し、市政に参画していると感じる。」といった設問では「どちらかといえばあてはまらない」「全くあてはまらない」といった回答が高くなっています。

また、重要度調査では、「身体的・精神的な健康を維持し、自分を大切にしながら過ごすことができること。」「必要な都市機能や快適性・利便性が備わっており安心して暮らせること。」といった設問で「とても重要である」「やや重要である」という回答が高くなっています。一方、「市政の現状や方向性を理解し積極的に市政に参画すること。」「地域に対して貢献ができ、自分らしく成長していけること。」といった設問では「あまり重要でない」「全く重要でない」といった回答が高くなっています。



A	市政への理解・参画	E	居住環境や生活の利便性
B	行財政への共感・まち（行政＋市民）のダイナミズム	F	健康とワークライフバランス
C	地域組織の効果性	G	承認欲求・ポジティブ感情
D	人間関係	H	自己実現・多世代共創

図 市民満足度調査結果 充足度

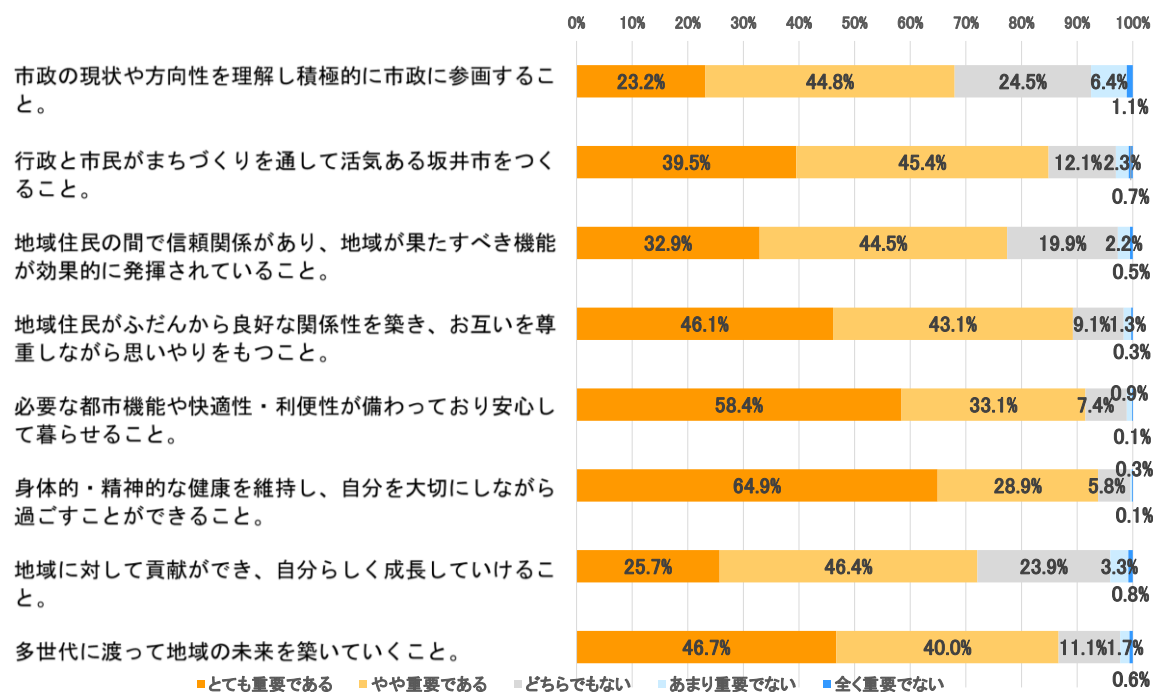


図 市民満足度調査結果 重要度

4-4 幸福実感 まち未来トーク

(1) 目的

市民が市政への参画の充足度や重要度、地域への貢献の重要度が比較的低いという地域幸福度調査の結果を受けて、実際に市民は地域の中で、地域とどう関わって暮らしていくことが幸せなのかを、本市独自のウェルビーイング指標に照らし合わせながら参加者同士で考えてもらうことを主な目的にこのワークショップを実施しました。

(2) 実施方法

令和6年(2024年)6月から、市内コミュニティセンター単位で参加者を募集して、各コミュニティセンターで開催しました。

(3) ワークショップの内容

① 概要説明

② グループワーク1 「地域の中で感じるポジティブな感情、ネガティブな感情」

参加者が1グループ5～6名に分かれて、グループ内で自らの地域の中で感じる「ポジティブな感情(=強み)」と「ネガティブな感情(=弱み)」について話し合う。

③ グループワーク2 「5年後・10年後の地域を考える」

グループワーク1で出てきた地域の強み弱みを踏まえ、市民満足度調査結果と「まちカレ独自のウェルビーイング指標」を用いた表を活用しながら、5年度・10年後にどんな地域社会を実現していきたいかについて話し合う。

④ 全体共有・ふりかえり



写真 ワークショップの様子

(4) ワークショップのふりかえり

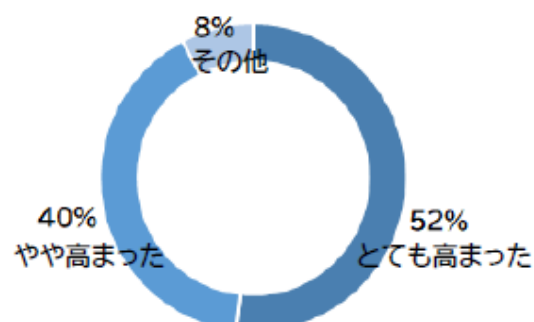
① まち未来トーク参加者の属性

年代等	参加者数(人)
小中学生	131
高校生・大学生	12
20～30 歳代	50
40～50 歳代	125
60 歳以上	132

男性	女性
257	197

② 地域づくりへの参加意欲（まち未来トーク参加後）

Q. トーク参加前と比べて、地域づくりに参加したいと思う
気持ちは高まりましたか。



③ まとめ

- ・ワークショップに参加し、全ての年代で自分たちが暮らす近未来の地域を考えることで地域住民としての自覚が生まれている
- ・地域においても、住民同士、性別や世代等を問わず自由に発言し、認め合う雰囲気の中で、対話することが重要である
- ・地域や地域の活動に参加したいと思っている人が多くいる
- ・地域は地域住民が自己実現・地域貢献できる場となる可能性がある
- ・「まちカレ独自のウェルビーイング指標」の「地域」における市民の幸せをはかる指標としての重要性

(5) 本市が目指すべき将来像の実現に向けて

地域のこと（将来・課題）を、地域の中で対話して考えていくことで、地域づくりに参加したい人が増えて、地域住民の幸福度が向上していく可能性があることが、このワークショップを通してわかりました。本市は、そういった地域の対話の場所に参加し、共に地域の将来を考えていくことで、地域住民、ひいては市民の幸福度を向上していく必要があります。

※ワークショップの内容の詳細については、巻末の資料編に記載しています。

4-5 坂井市総合計画に必要な視点

本市が目指すべき将来像やその達成のために必要な基本的施策の方向性を検討し、施策の指針を定めるにあたり、全てにわたって共通して大切にすべき事柄を、4つの視点として整理します。

(1) 坂井市を担う「ひと」を育てる視点

「まちづくりは、ひとづくり」と言われるように、まちの魅力を磨くのも、利便性を高めるのも、互いに助け合って暮らすことも、その主役は「ひと」です。

市民一人ひとりが、地域に対する理解を深め、相互に協力することで、協働のまちづくりをさらに一歩前へ推進することが重要です。

そのためには、本市の未来を担う次世代が健やかに育つ環境を地域ぐるみで整え、コミュニティとの関わりを通じて本市に誇りや愛着をもった担い手を育てる視点が必要です。

(2) 坂井市の「住みよさ」をさらに高める視点

本市は、内外から「住みよさ」に定評を得ています。

今後も、人口減少や少子高齢化が進展する中で、デジタルの活用、地域コミュニティの充実、地域防災力の向上、都市基盤の整備等により、誰もが「住みよさ」を実感しながら、安全・安心・快適に暮らし続けることができるよう、住環境の更なる向上を図ることが重要です。

また、市外の人にも魅力を感じてもらい、「住みたい」と思えるまちを目指すとともに、将来にわたって豊かな自然環境や心安らぐ風景を引き継ぐことが重要です。そのためには、人口規模に合わせた持続可能なまちづくりに向けて、本市全体の最適化を図る視点が必要です。

(3) 坂井市の「多様性」を生かして発展していく視点

本市は、それぞれ固有の歴史と文化を背景に、多様で個性豊かな地域から成り立っています。各地域のまちづくり協議会では、多様なまちの特性を活かした取り組みを展開していくことが重要です。そして、未来への活力を創造していくためにも、地域間や世代間、コミュニティ間をはじめ、分野を超えた交流・連携を促し、まちづくりの知恵や手法を共有することで、相乗効果によって発展していく視点が必要です。

また、グローバル化や個人の価値観が尊重される社会が進展する中、性別や年齢、国籍等に関係なく、一人ひとりの人権や多様性が尊重され、個性と能力を発揮できる共生社会を実現することが重要です。

（４）幸せを実感できるまちづくりの視点

人口減少・高齢化社会の進展が予測される中で、本市が持続的に発展を遂げるためには、住みよさを高めるだけでなく、市民が幸福を実感でき、住み続けたいとなるまちづくりを進めていくことも重要です。

そのためには、ウェルビーイングの考え方を取り入れ、市民との対話を通して施策の立案や検証を行い、共に坂井市民の幸せや本市の将来を考えていくことで、本市に暮らす全ての人の幸福感の向上を実現するという視点が必要です。

第7期坂井市まちづくりカレッジで考案された 課題解決型地域づくりのための本市独自のウェルビーイング8指標

課題解決型地域づくりのために…

第7期で考えた 坂井市独自の well-being 8指標

1. 自己実現できる

自分の能力や個性を生かして、
自分らしく力を発揮できるまち
生きがい、活躍、自分の能力、役割意識、創造性、有能感

2. 誇らしく思える

自信や愛着を持って心から
素晴らしいと思えるまち
アイデンティティ、プライド、愛着、自信、信頼性

3. 自分らしくいられる

自分の考えや意志を持って、
自分の意見を言えるまち
自分の意見、自己主張、自己表現、意志、決意、正直、勇気

4. 安全で安心できる

防災や防犯、交通安全などに
努力して、安心して暮らせるまち
防犯、防災、交通安全、備え、リスクマネジメント、責任

5. 楽しくわくわくできる

喜びや情熱がわくこと、生きがい
や楽しみを持って暮らせるまち
喜び、うれしさ、エネルギー、好奇心、能動性、情熱、真摯

6. 希望を持って暮らせる

ビジョンに向かって力を出し合い、
乗り越えられる持続可能なまち
持続可能、誰一人取り残されない、レジリエンス(回復力、回復力)、
自立、目標、ビジョン、理想主義、辛抱強さ、忍耐、コミットメント

7. 助け合える

互いに思いやり、愛情や優しさを
持って協力し合えるまち
協力、思いやり、いたわり、親切、愛、やさしさ、寛大、
和、ゆるし、奉仕、気遣い、手伝い

8. 互いを尊重できる

一人一人の個性や人権を尊重し、
違いを理解し、認め合えるまち
理解、寛容、多様性、人権、ジェンダー、
インクルーシブ(すべてを包み込む)、謙虚、
感謝、尊敬、共感、信頼、礼儀、友好

第 2 部 基本構想

第1章 本市の将来像

1-1 将来像

輝く未来へ…みんなで創る希望のまち

～ 子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して ～

坂井市総合計画で定めた将来像である「輝く未来へ…みんなで創る希望の^{まち}都市 ～子どもたちの夢を育む^{ふるさと}故郷を目指して～」については、人口規模で福井県第2位の都市にふさわしい魅力と活力を創造し、市民と行政の協働により、誇りと愛着をもって暮らせる故郷となることを目指して、将来像として定めました。

これまでの計画期間において、その実現に向けて各施策が実行されており、その成果は、市民満足度調査において「坂井市の住みやすさについて」は、79.5%が「住みよい」と回答されており、本市の「住みよさ」や「定住意向」については高い評価として表れています。

本格化する人口減少時代においても、市民が「住みよさ」と「幸福」を実感でき、持続可能なまちとなるためには、行政だけでなく、市民をはじめ、まちづくりに関わる多様な主体がともに考え、行動し、地域の価値を高めていくことが重要となります。

今後も各施策を継続するとともに、本市がこれまでに進めてきた協働のまちづくりをさらに発展させ、これからもまちづくりの基本は「ひと」とであるという姿勢のもと、次世代を担う^こどもたちの夢を育み、すべての人が個性を発揮できるまちづくりを目指します。このようことから、第二次坂井市総合計画においても、これまでの将来像の理念を引き継ぎます。

将来像の言葉に込められた意味

「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち」とは

市民一人ひとりが輝く未来へ向かって、市民や行政、まちづくりに関わる多様な主体が協働し、将来にわたって住みたい、住み続けたいと思える「坂井市」を目指すという意味を込めています。

「子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して」とは

将来を担う^こどもたちが、夢を抱きながら自信を持って育っていける環境づくりに取り組むことによって、自分たちも「この環境の中で子育てをしたい」という誇りと愛着をもてる“ふるさと”を目指すという意味を込めています。

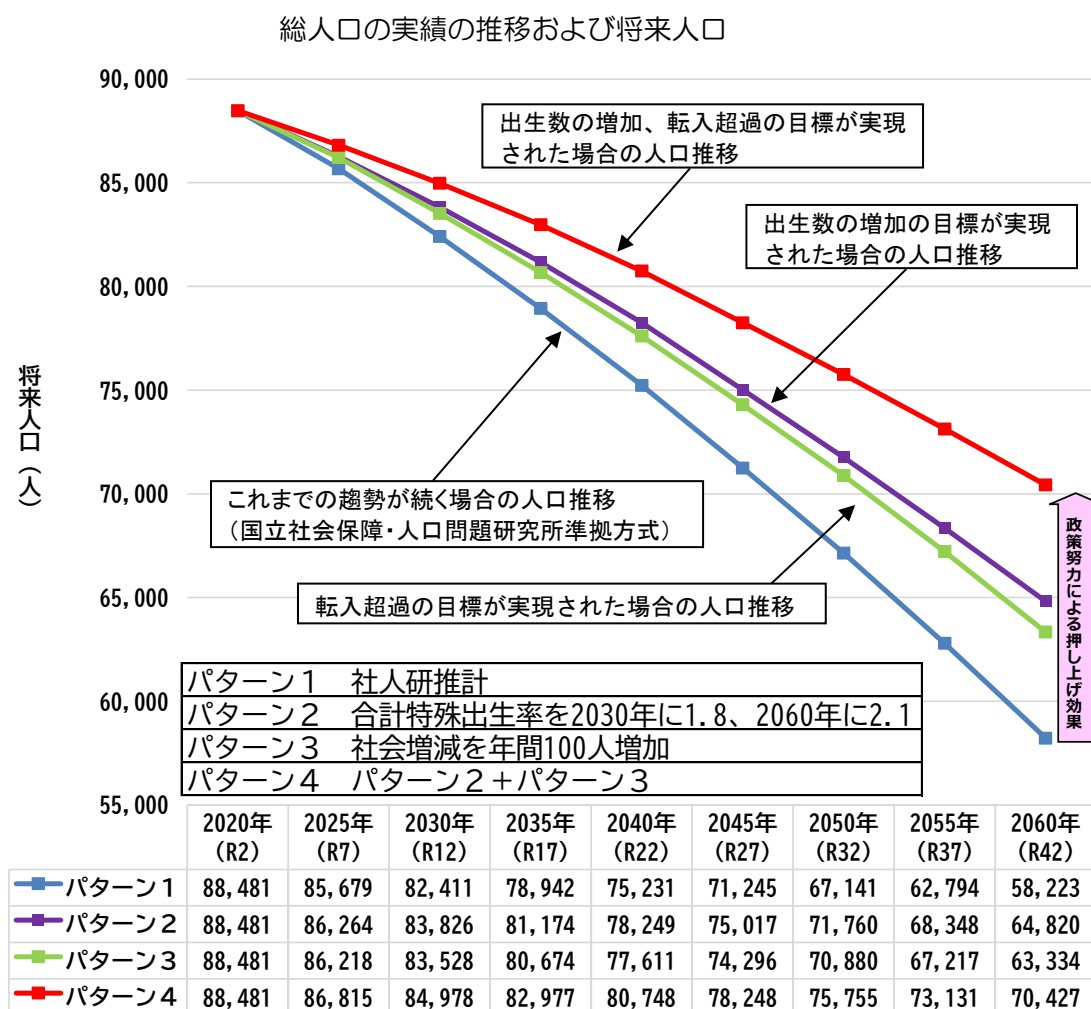
1-2 将来人口

本市の総人口は、平成 17 年（2005 年）の 92,318 人をピークに減少局面に入っています。我が国全体の人口が長期的な減少期にある中、これまでの傾向が今後も続く（パターン 1：社人研推計準拠）と想定すると、本市の人口は、令和 42 年（2060 年）には 58,223 人と推計されていますが、パターン 2 の出生率が上昇（合計特殊出生率：2030 年=1.8、2060 年=2.1）した場合には、総人口が 64,820 人に上昇する見込みです。

また、パターン 3 は、出生率がパターン 1 と同様で、社会増減が年間 100 人増加した場合ですが、これによると総人口は 63,334 人となる見込みです。

さらに、パターン 4 で、パターン 2（出生率の上昇）とパターン 3（転入数が年間 100 人増）が同時に実現した場合には、総人口が 70,427 人となる見込みです。

急激な人口減少を防ぐため、様々な施策を展開することにより、出生数の向上と社会動態のプラスへの転換（転入数＞転出数）を図り、令和 42 年（2060 年）の本市の人口規模を 70,400 人程度とすることを目標とします。

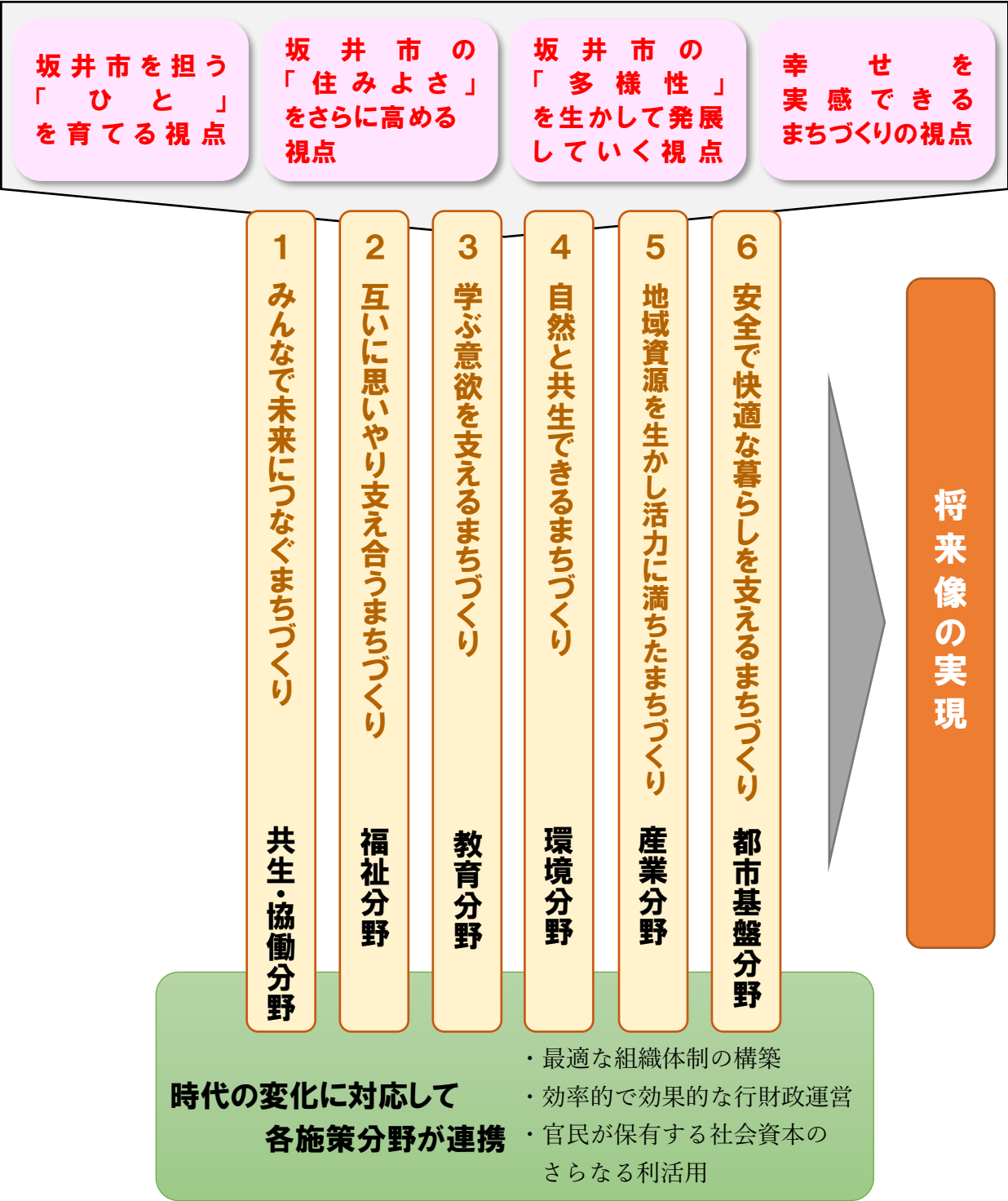


資料：坂井市人口ビジョン（令和 6 年度（2024 年度）改訂）

第2章 施策の大綱

第二次坂井市総合計画においては、将来像の実現のために 6 つの施策分野に取り組んでいきます。

また、社会動向等が急激に変化し、各施策分野だけでは解決が困難な課題が発生することも予想されます。そのため、必要に応じて各施策分野を横断し戦略的に取り組みを展開していきます。



2-1 6つの施策について

1 みんなで未来につなぐまちづくり

豊かな自然環境のもとで悠久の歴史を紡いできた本市は、地域独自の文化を培い、市民との強い信頼関係のもとに地域固有の協働のまちづくりを展開しています。しかし、人口減少が進み、社会の担い手が不足し、後継者の確保や事業の硬直化が課題となっています。

地方分権が進み、地域間の競争が今後ますます激しくなる中で、地域の個性を生かしながら、市民の多様化・高度化したニーズに対応したまちづくりを進めるためには、市民がまちづくりに積極的に参画していくことはもちろん、市民自らが地域への誇りや愛着をもちながら、地域を形成している一人であるという自覚をもって、主体的に活動していくことが重要です。

そのため、市民のニーズに的確に対応したきめ細かな行政サービスを提供するとともに、まちづくりのリーダーとなる人材を養成し、そうした人材が地域社会で能力を発揮することで、地域の魅力と個性が輝く、賑わいと活力のある本市を実現することが重要です。

また、市民や団体、NPO法人、ボランティア等との協働のまちづくりに向けた取り組みを強化することに加え、民間企業や教育機関等の多様な主体と連携し、強みと弱みを補完し合うことで、人口減少・少子高齢社会においても持続可能なまちづくりに取り組みます。

さらに、誰もが自分らしく輝くことができる社会の実現を目指し、男女共同参画社会および多文化共生を推進するとともに、性別や年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず相互に理解し、尊重し合う共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

2 互いに思いやり支え合うまちづくり

急速な少子高齢化の進展や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等により、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化し、複雑・多様化しており、包括的な支援や市民が「我が事」として主体的に支え合う関係がより一層求められています。

また、本市の子育て環境は高い水準にあると評価されている一方で、核家族化や共働き家庭の増加等に伴い、子育て家庭のニーズは複雑・多様化しています。

これまで以上に地域や行政、専門機関等が連携を強め、誰もが健康で安心して自分らしく生き生きと暮らせる地域社会を実現していくことが求められています。

そのため、様々な社会保障制度を整えるとともに、地域で支援を必要とする方や課題を抱えている家庭の社会的自立、経済的自立に向け、多様な主体が連携・協働して支援し、住み慣れた地域で互いに思いやり支え合いながら、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

また、若い世代が家庭をもち、子育てに夢をもてる地域の実現に向けて、こどもを安心して産み、育てられる環境づくりや地域子育て支援の充実を推進するとともに、こども・子育て支援を更に強力に推進するため、「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組みを推進します。

3 学ぶ意欲を支えるまちづくり

人口減少・少子高齢化やグローバル化の進展、急速な技術革新等のこどもたちを取り巻く環境が急激に変化している中、次世代を担う青少年の健全な育成は重要な課題となっています。

本市が将来にわたって、夢と希望にあふれ、光輝いていくためには、人づくりが何よりも重要であり、本市の未来は地域を担うこどもたちに委ねられています。また、市民一人ひとりが郷土に愛着をもち、すべての人が生きがいをもって暮らせることが重要です。

そのため、学校や家庭だけでなく地域社会全体で人づくりを担う重要性を認識し、地域ぐるみでこどもを慈しみ育てる環境づくりを推進するとともに、こどもたちが未来に夢と志を持って、健やかにたくましく成長できるよう、笑顔で快適に学べる教育環境づくりを推進します。

また、本市で生きる人々との関わりや郷土の歴史・文化資産に触れる機会を通して、こどもたちの郷土を愛する心や豊かな人間性を育むとともに、グローバル化や情報化の進展に対応できる人材の育成を推進します。

さらに、多様なニーズに対応した生涯学習環境の充実や市民の誰もが気軽にスポーツに参加できる生涯スポーツの推進に取り組むとともに、誇り高い地域の歴史や伝統文化、芸術等に関する知識を深め、それらを守り育てる心の醸成に取り組み、次世代に引き継ぎます。

4 自然と共生できるまちづくり

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を伴う社会経済活動により、地球環境に過度な負荷をかけた結果、地球環境を取り巻く様々な問題が発生し、その対応が課題となっています。次世代に本市の良好な自然環境や生活環境を継承していくためにも、再生可能エネルギーの導入促進や移動の脱炭素化等のゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みや里地・里山の生物多様性の保全に努めるとともに、協働による森林や水辺・海辺空間の整備・保全等の人と自然が共生する持続可能な社会の実現を目指す必要があります。

また、四季折々に変化する美しい山、川、海等の自然景観や広大で実り豊かな田園風景は、本市が誇る美しい故郷の景観であり、次世代に引き継ぐことが重要です。

そのため、これらの豊かで美しい景観を保全するとともに、誇りと愛着をもって暮らすことのできる故郷の創生に向けて市民とともに取り組み、身近にうるおいと安らぎを感じられるまちづくりを実現していきます。

さらに、環境について自ら考え行動できる人づくりや省エネ等の環境に配慮した生活スタイルへの転換を推進するとともに、5R（※15）の推進によるごみの減量化・資源化および適正処理を進め、持続可能な資源循環型社会への転換を推進します。

5 地域資源を生かし活力に満ちたまちづくり

本市は、広大な坂井平野と九頭竜川の豊富な水に恵まれた県下有数の穀倉地帯として農業が盛んであるとともに、水産業や畜産業、林業等の第1次産業が根付いています。

また、テクノポート福井やソフトパークふくいをはじめとして多くの企業や事業所が立地する産業都市であることに加え、北陸自動車道や一般国道8号、主要地方道等の交通の利便性から商業施設が集積しています。

さらに、日本有数の景勝地「東尋坊」をはじめ、日本遺産認定「三国湊」、現存12天守の一つである「丸岡城」、文化と科学の複合型文化施設ゾーンである「文化の森」、農業を通じた交流を行う「ゆりの里公園」や「いねす」等の個性的で多彩な地域資源を有しており、毎年市内外から多くの人々が訪れています。

一方で、人口減少、少子高齢社会の到来により、地域経済の縮小等が懸念されるなか、足腰の強い産業基盤を構築することが重要です。

そのため、農林水産業の振興に向けて、6次産業化による高付加価値化や農林産物のブランド化、担い手の育成・確保等に取り組みます。

また、商工業の発展に向けて、既存商店街の活性化や企業誘致、地場産業（越前織）の振興、新規創業支援、労働環境の充実等に取り組みます。

さらに、魅力ある新たな雇用創出や多様で柔軟な働き方ができる職場づくり等により、若者の地元就職および定着化を促進し、地域経済の活性化を図ります。

観光業の振興に向けては、本市の誇る地域資源にさらに磨きをかけるとともに、周辺自治体との連携強化やデジタルを活用した情報発信、観光サービスの向上等により、国内外から多くの人々が訪れる魅力ある観光地づくりに取り組みます。

6 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

近年は、地震や台風等の自然災害のみならず、子ども、女性、高齢者が巻き込まれるトラブル・犯罪や交通事故等の市民の安心・安全な生活を脅かす状況が身近に発生しています。

そのため、自然災害に対して、ハード・ソフト両面での防災・減災対策の強化を図るとともに、防犯体制や交通安全の強化、感染症に対する危機管理体制の強化等により、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりを推進します。

また、身近な生活道路の整備や利便性の高い公共交通ネットワークの形成、公園・緑地の整備等の生活を支える都市基盤の整備・充実により、快適で住みよい住環境の形成を推進します。

さらに、空き家の増加は、地域の防災・防犯、衛生、景観等の面から様々な問題をもたらすおそれがあるため、地域と連携し、空き家・空き地の発生抑制や適正管理の徹底を図るとともに、地域活性化等への有効活用を推進し、良好な生活環境の保全・形成を図ります。

一方、急速なデジタル化の進展に対応し、より豊かな市民生活の実現を目指し、デジタルの活用による効率的な行政運営や充実した市民サービスの提供、情報基盤の高度化等を推進するとともに、高齢者等のデジタルツールを十分に利用できない方が生活面に不都合を感じることなく、誰もがデジタル化の恩恵を受けることができる社会の実現を目指します。

2-2 時代の変化に対応した各施策分野の連携

（１）最適な組織体制の構築

多様な政策課題に対応するため、市役所内における部局を横断した体制づくり等の最適な組織体制の構築に取り組みます。また、社会経済情勢の変化によって行政だけでは解決できない課題が顕在化するなか、公・民・学等のまちづくりに関わる多様な主体と連携し、実効性をもった組織体制の構築に取り組みます。

（２）効率的で効果的な行財政運営

限られた財源を有効活用し、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、事業の検証・改善を適切に実施し、人口減少社会に適した効率的で効果的な行財政の運営に取り組みます。また、寄附市民参画制度の活用等、財源の確保に努めます。

（３）官民が保有する社会資本のさらなる利活用

各政策分野の取り組みを連携して推進するため、行政財産の柔軟な活用の検討等の公有資産が最大限効果を発揮できるよう取り組みます。また、民間が保有する空き家や空き地の利活用を通じた地域の活性化等の官民が連携した社会資本の有効活用に取り組みます。

第3章 地域づくりの基本方針

これまで本市では、きらめく日本海や美しい海岸線、四季折々の移ろいを感じる山林や田園風景等の豊かな自然環境や地域資源、そして、個性の異なる地域の特性を生かしたまちづくりを展開してきました。今後、人口減少社会における持続可能な都市構造を実現するためには、これまでの取り組みを継承しつつ、拠点となる地域や多様な都市施設のネットワークを強化し、本市全体の都市の利便性や魅力を向上させることが必要となります。

このため、将来像の実現に向けて、ネットワークの充実した、個性あふれる豊かなまちづくりを進めていきます。

●地域の個性を磨くまちづくり

本市は、生活や産業、文化の中心となる個性豊かな地域が存在しています。それぞれの個性と地域資源を磨き、自然環境と調和のとれた美しい都市の形成に向けて、市民の日常生活環境やコミュニティ活動の場の充実に加え、地域の特性にあった賑わいの創出を図るまちづくりを展開していきます。

■農地と住環境が調和した彩り豊かな地域

県下有数の穀倉地帯がもたらす豊かな自然の恵みと心地よい住環境が調和した、癒しと潤いのあるライフスタイルが実現できるまちづくりを推進します。

■歴史と文化が息づく地域

北前船交易で繁栄した「三国湊」や現存 12 天守の一つである「丸岡城」の歴史や文化を大切にし、誰もが誇りをもって住み続けられる質の高い生活空間の形成や賑わいの創出に取り組むことによって、地域の歴史や文化を生かしたまちづくりを推進します。

■自然と共生し魅力が生きる地域

青い日本海、越前加賀海岸国定公園に含まれる東尋坊や雄島等の風光明媚な海岸線、竹田川の清流に育まれた森林等の豊かな自然環境を生かし魅力を創出するまちづくりを推進します。

■活発な商業と住環境の織り成す地域

一般国道 8 号や主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）、ハピラインふくい線、えちぜん鉄道三国芦原線等の南北に走る交通網を中心に商業施設が集積し、県内有数の文化・教育に関する施設も整備されていることから、居住環境をさらに充実させ、活気に満ちたまちづくりを推進します。

■福井臨海工業地帯を拠点とした活力ある地域

福井臨海工業地帯（テクノポート福井）を拠点に、産業の振興や企業誘致等を図り、地域産業の充実による活力あるまちづくりを推進します。

●ネットワークの充実したまちづくり

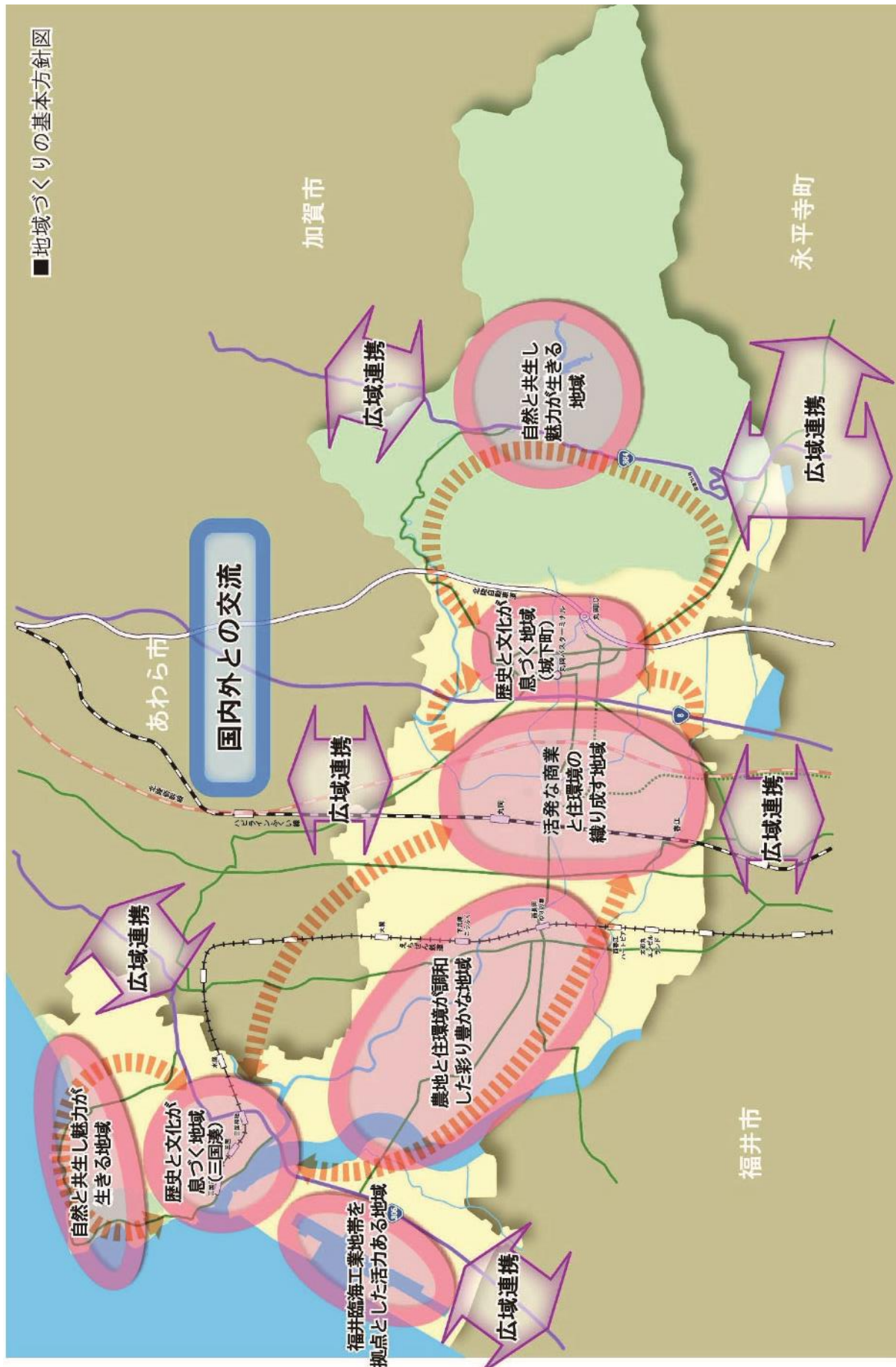
本市内の個性豊かな各地域の魅力を高めるとともに、それらを連絡する道路網と公共交通のネットワークを充実させることにより、目的に応じた様々な組み合わせで連携して総合的な都市力を発揮することを目指します。

■市内のネットワークの充実

幹線道路網、公共交通ネットワークを充実させるとともに、市内の人のつながりを深めることで、地域コミュニティの強化と本市全体の連帯感を一層醸成します。

■市外とのネットワークの充実

北陸新幹線敦賀延伸開業等によって、周辺都市との広域的な連携を強化し、市民の利便性向上や国内外からの交流人口の拡大を図ります。



第 3 部 基本計画

第1章 みんなで未来につなぐまちづくり

1-1 誰もが暮らしやすい共生社会の推進



【現況と課題】

全ての人が幸福に生きることができる社会の実現に向け、これまで人権教育や啓発、保護の取り組みが進められてきました。一方、近年のグローバル化の進展により、異なる文化や多様な価値観等の互いの違いを認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、共生による新たな関係性を創造する社会の実現が求められています。

本市においても、これまで人権に関する様々な啓発活動や教育等に取り組んでいます。また、平成24年（2012年）に「男女共同参画都市」を宣言し、積極的にその推進に取り組んできました。

一方で、社会的身分や人種、民族、信条、性別、障がい、貧困等を事由とする差別に加え、子どもや高齢者への虐待、配偶者やパートナーからの暴力、いじめ、インターネットによる人権侵害、犯罪被害者やLGBTQ等の性的マイノリティに対する支援の必要性等の新たな課題が生じており、その解消に向けた取り組みを一層進めていくとともに、社会的包摂をあらゆる分野において推進する必要があります。そのような中で、令和5年（2023年）11月に、市民一人ひとりが互いの個性や人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指して「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。現在、人権擁護委員による人権に関する相談を行っていますが、市民のプライバシー意識の高まりの中で、複雑かつ多様化する相談への適切な対応が求められています。

また、本市における女性の就業率および共働き率は高く、職場や地域等のあらゆる分野で女性が活躍する場が多く見られていますが、性別による固定的な役割分担意識が依然として残っており、男女が自らの意志に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会づくりのための環境の整備が必要となっています。さらに、少子高齢化が進み女性労働力への期待が高まる中、「女性特有の健康課題」への理解や対応が求められています。家庭や地域、職場等の社会のあらゆる分野において、全ての人が互いの違いを認め多様性を尊重し合い、自身の居場所をみつけて誰もが生き生きと暮らし、活躍できる共生社会の実現に向けた取り組みの推進が求められています。

【方針】

方針1 誰もが生き生きと暮らせる社会づくりの推進

方針2 あらゆる分野での男女共同参画とダイバーシティ（多様性の尊重）の推進

【基本施策】

(1) 誰もが生き生きと暮らせる社会づくりの推進

- 市民一人ひとりの個性と多様性が尊重され、誰もが生き生きと暮らし、自身の居場所をみつけて活躍できる社会づくりを目指します。
- さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、啓発活動や教育に取り組むとともに、国や県、関係自治体、団体等との緊密な連携・協力を図りながら、実効性のある施策の推進に努めます。
- DVやセクシャルハラスメント等の防止、カスタマーハラスメント等に対する相談体制等の充実、庁内の連携体制の構築に取り組みます。

(2) あらゆる分野での男女共同参画とダイバーシティ（多様性の尊重）の推進

- 社会情勢や市民意識の変化に対応するため、「坂井市男女共同参画推進計画」を改定し、男女が個性や能力を十分に発揮できるとともに、多様性と活気にあふれた社会の実現に向けた取り組みを推進します。
- 男女が家事や育児、介護等をともに担う社会の実現に向けて、地域や学校等での啓発と普及に努めます。
- 男女共同参画の活動拠点の充実を図り、市民団体等に対する包括的な取り組みの推進と活動への支援を行います。
- 職場や地域社会等の様々な分野において、女性参画の拡大やダイバーシティの実現に向けた取り組みを推進します。
- 行政、民間が連携して、働き方改革の機運を醸成するとともに、職場におけるワーク・ライフ・バランスを推進する企業の拡大に努めます。



写真 坂井市イクボス共同宣言



1-2 多様な主体と連携した協働のまちづくりの推進

【現況と課題】

本市では、市民と行政によるパートナーシップの関係性を強めながら本市独自の協働のまちづくりの形を模索する中、平成 19 年（2007 年）から平成 20 年（2008 年）にかけて市内全 23 地区にまちづくり協議会が設立され、防災や福祉、環境等の様々な分野における地域課題の解決に向けた地域住民の共助による自主的、自立的な活動が展開されています。まちづくり協議会設立後、住民自治のあり方を見つめ直し、市のまちづくりにおける理念と基本原則および市民と行政の役割と責任を明らかにするため、平成 24 年（2012 年）に「坂井市まちづくり基本条例」を定めました。社会教育・生涯学習の拠点として設置されていた公民館は、平成 27 年（2015 年）からまちづくりの拠点、交流促進の機能を加えた「コミュニティセンター」に移行し、地域コミュニティの活性化と社会教育の推進体制の強化に取り組んでいます。

また、住みよい地域づくり、協働のまちづくりを目指すため、広報紙やホームページ、CATV、SNS 等の情報発信ツールを活用し、広報に努めています。ホームページでは多くの方に閲覧してもらえるよう、国の基準等に基づき、行政情報の積極的な発信や提供に努めています。

一方で、加速度的に進む人口減少や少子高齢化、価値観の多様化、ライフスタイルの変化等により、協働のまちづくりの推進に必要不可欠な地域コミュニティが希薄化し、担い手となる人材が硬直化、不足しています。また、自治会離れの進行や限界集落の増加など、住民に最も身近な住民組織を取り巻く状況も同様に、年々深刻さを増しています。

「モノ」から「心の豊かさ」へと価値観が変化してきた社会的背景において、WHO（世界保健機構）が提唱するウェルビーイングの視点を取り入れ、その向上を目指していくことで、幸せを実感できる持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

行政が発信する情報により身近に触れてもらい、確実に市民に届けていくことが求められており、そのためには、発信の方法や見せ方、伝え方等を絶えず工夫していく必要があります。

魅力と活力あるまちを実現するため、担い手の確保とともに、市民と行政は自治の主体として役割と責任を自覚し、共に考え、共に行動する体制が求められています。

【方 針】

方針 1 地域の特性を生かした協働のまちづくりの推進

方針 2 広報広聴等の市民との対話の充実

【基本施策】**（１）地域の特性を生かした協働のまちづくりの推進**

- 地域やライフスタイルの特性や実情に応じ、市民と行政が責任と役割を自覚し合い相互に連携、協力しながら、幸せが実感できる地域づくりを推進します。
- 行政や民間、教育機関等とも連携しながら、まちづくりカレッジ等の独自のプログラムを生かし、多様化、複雑化する地域課題を主体的に考え対応できる幅広い分野、年代のまちづくりの担い手を発掘、育成します。
- まちづくり協議会や市民団体、NPO法人やボランティア団体等と協力して、市民の幸福実感や地域の課題解決につながる主体的かつ多様な活動を創出、支援をすることで、持続可能な地域社会を実現します。
- まちづくり協議会や自治会を中心に、地域の課題について住民が主体的に対策を考え実践できるよう、集落カルテの活用や促進や適切な対話、相談の場を設けることで、潜在的な地域力を引き出し高めていきます。
- コミュニティセンターは、人と人が交流し、つながりを深める場として、こどもから高齢者まで誰もが気軽に集える快適な空間の創出に努めるとともに、協働のまちづくりの拠点として、地域の実情や特性に応じた事業を主体的に展開する等その機能や役割を果たしていきます。
- コミュニティセンターで実施する講座では、地域づくりや人づくりの観点から、地域性や課題性、多様性、教養性、外部連携を意識した企画運営を行います。

（２）広報広聴等の市民との対話の充実

- 市民の市政への理解が深まるよう、広報紙やホームページ、CATV、SNS等それぞれの特性を生かした、見やすく分かりやすい情報発信を積極的に努めます。
- 市民と意見交換を行う市政懇談会の開催、行政相談委員による市民からの相談への対応、ホームページによる各種問い合わせへの対応等を行い、併せて社会的少数者等の意見にも傾聴し、地域課題の迅速かつ積極的な把握に努めます。
- デジタル回覧板を活用し、自治会内の業務の負担軽減を図るとともに、迅速な情報共有を図ります。

1-3 国際・都市間交流の推進



【現況と課題】

我が国においては、労働力不足と出入国管理および難民認定法の改正等に伴い、外国人住民の増加が予想されており、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生の地域づくりが求められています。

令和3年（2021年）12月には、市民の国際相互理解を深め、多文化共生社会の実現を目指し、坂井市国際交流協会が設立され、各種交流事業を通じて相互理解を深める事業に取り組んでいます。

令和7年（2025年）に交流35周年を迎える英国カーディフ市との国際教育交流は、その歴史と充実した事業内容から、本市が全国に誇る国際交流事業であり、国際的な人材育成と地域の国際化につながっています。また、平成25年（2013年）には中国浙江省嘉興市と友好都市協定を結びました。

新型コロナウイルス感染症の影響で本市を訪れる外国人観光客は減少しましたが、5類感染症移行後は回復傾向にあり、市の在留外国人数もベトナムやフィリピン等からの技能実習生を中心に徐々に増えています。外国籍の市民等への適切で分かりやすい行政サービスの提供が必要となっています。

また、都市間交流においては、姉妹都市である宮崎県延岡市と交流使節団の相互派遣、招へい、児童交流を実施するとともに、令和元年（2019年）に連携協定を締結した東京都品川区とは、戸越銀座商店街への坂井市アンテナショップの出店や区民の本市訪問等、共に濃密かつ効果的な関係を築いています。

今後は、交流を一層発展させ、都市相互の経済的な結びつきの強化と持続的に人が行きかう仕組みづくりを進めるとともに、活動を通じた地域活性化に加え、市民がふるさとの魅力を再発見し、シビックプライド（郷土への誇り意識）の醸成につなげることが大切です。

【方針】

方針1 国際交流を通じたグローバル人材の育成と多文化共生意識の醸成

方針2 都市間交流を通じた地域の活性化とシビックプライドの醸成

【基本施策】

(1) 国際交流を通じたグローバル人材の育成と多文化共生意識の醸成

- 英国カーディフ市等との国際交流を一層推進し、グローバルな視野をもつ国際的な人材育成と地域の国際化を進めます。
- 地元企業との連携に加え、これまで構築したネットワークを生かし、将来、国際的な就労を希望する生徒等に対して研修等を実施します。
- 坂井市国際交流協会と連携し、市民主導の国際交流を支援し、国際的な文化交流や相互理解を促進します。
- 関係機関等と連携し、外国籍の市民等の利便性向上に取り組み、同じ地域に暮らす市民として、相互理解を育み、多文化共生社会への理解を進めます。

(2) 都市間交流を通じた地域の活性化とシビックプライドの醸成

- 姉妹都市（宮崎県延岡市）や連携協定都市（東京都品川区）をはじめとする他の自治体との親善や交流を一層進め、経済の活性化や関係人口の増加等の共存共栄できる関係を築くとともに、シビックプライドの醸成を図ります。
- ふくい嶺北連携中枢都市圏における周辺市町との連携を強化することにより、活力ある地域づくりを図ります。



写真 坂井市での稲作の状況を随時 HP にアップする「しながわマイ田んぼ」



1-4 関係人口の拡大と住みよさの実感

【現況と課題】

地方における人口減少の要因は人口の流出と出生率の低下にあります。このような中、移住による「定住人口」に加え、観光による「交流人口」や地域との多様な関わりによる「関係人口」からの人材が、地域課題の解決に取り組む主役やパートナーとなることが期待されています。

本市は、豊かな自然や食に恵まれるとともに、居住水準が高いこと等から、住みよさにおいて高い評価を得ていますが、都市の魅力と認知度の一層の向上を図るため良好な環境の整備を進めるとともに、積極的な情報発信によるシティプロモーションの強化に取り組んでいます。また、青少年のふるさとへの愛着の醸成に取り組むことによって、将来の定住を促進することに加え、都会での移住相談会等の開催や、移住定住に向けた経済的支援を通してU I J ターンの促進を図っています。

一方で、若い世代の都市部への流出には歯止めがかかっておらず、見通しを上回る人口減少の進行によって、労働力や担い手の不足を招く等、地域社会への影響が顕在化しつつあります。

そのため、人口減少時代に対応した地域社会の構築に向けて、次世代の担い手を育成するとともに、地域課題の解決に取り組む「関係人口」を創出、拡大することが重要となっています。また、市民が誇りと愛着をもてる地域づくりを進める必要があります。さらに、若い世代の定住促進に向けて、魅力的で多様な就労機会を創出するとともに、結婚や出産、子育ての希望がかなう環境を充実させ、住んでいて希望が持て幸せと思えるまちであることが重要です。転出者や移住検討者等都市住民に向けては、「戻ってきたい」「住みたい」と感じてもらえるよう、本市の魅力を戦略的に情報発信したプロモーションに取り組む必要があります。

【方 針】

- 方針1 次世代の担い手育成と関係人口の拡大
- 方針2 魅力ある地域づくりの推進
- 方針3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり
- 方針4 坂井市に住みたくなる魅力を全国に発信

【基本施策】

（１）次世代の担い手育成と関係人口の拡大

- 将来の定住やＵターンの促進に向けて、学校や企業等と連携し、こどもや若者のシビックプライドの醸成に取り組むとともに、学ぶ場所や働く場所の充実を図ります。
- 地域社会を支える新たな担い手の確保に向けて、市内外の若者や学生、都市部の人材や外国人材、地域住民や企業と多様に関わる機会を創出し関係性を深め、移住定住の促進を図ります。
- 奨学金返還支援や移住時の経済的支援等、移住検討者のニーズに応じた相談や支援を行い、移住の促進および地元企業の担い手の確保を図ります。

（２）魅力ある地域づくりの推進

- 住みたいまちとしての坂井市の価値を高めるため、関係する団体と協働して、地域資源にさらに磨きをかけ、魅力向上を図ります。
- 誰もが暮らしやすく、住みたいまちの実現に向けて、市民の幸福実感の向上と地域コミュニティの充実を図ります。
- 移住者が良好な住環境を体感できるよう、空き家をはじめとした低・未利用な地域資源の活用を図ります。

（３）結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり

- 若い世代が希望する職場で働けるよう就労機会の創出や創業支援に取り組みます。
- 出会いの場の創出や、結婚、子育てに関する若者の関心を高め、「結婚応援日本一のまち」を目指します。
- 交際や結婚、妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援に取り組むとともに、地域や関係機関との連携の強化や経済的な負担軽減等を図り、新しい家族を持つことに希望のもてる地域の実現を目指します。
- 子育て世代がやりがいをもって生き生きと働くことができるよう、仕事と家庭が両立できる労働環境づくりを支援します。
- 結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等、性別に関わらず将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう必要な知識や情報等を学ぶ機会を提供します。
- 出産や子育てに関する情報提供や相談支援体制の充実に努めます。

（４）坂井市に住みたくなる魅力を全国に発信

- 市民が市の魅力を再認識し、積極的に地域に関わろうという意欲を高めるブランディングの取り組みを進めます。
- 市民、企業、地域団体と連携して「住みよいまち坂井市」の魅力を創出し、地域の活性化を図るとともに、市外からも選ばれるまちを目指し、シティプロモーションの強化に取り組みます。
- SNSや出向宣伝等様々な手段を活用し、市内外へ本市の魅力を発信し認知度を向上させ、交流人口や定住人口の増加を図ります。



1-5 効率的な行財政運営の推進

【現況と課題】

急速な人口減少や少子高齢化の進行により社会構造が変化し、生産年齢人口の減少により将来的に税収が減少する一方、高齢者の医療や介護に係る扶助費等の増大が見込まれる中、行政サービスの低下や都市機能の維持困難等を招くことのないよう、健全で効率的な行財政運営が必要不可欠となっています。また、住民ニーズの複雑化や多様化、公共施設の維持管理費の増大等の諸問題の解決に取り組むことも重要です。

これまで、行政改革大綱に基づき事務事業の見直しを行いながら行政運営を推進するとともに、予算配分の重点化や歳入を確保するための対策の強化等の財政改革にも取り組んできました。

今後、より一層の効率的な行財政運営を進めるため、自治体DXの推進一すなわち、デジタルの活用による業務改革により、行政サービスの向上と業務効率化を図ります。また、このような時代の変化に対応するための職員の意識改革等の個々の質を高める改革が必要となっています。

【方 針】

- 方針1 効率的な組織体制・人員配置の構築
- 方針2 持続可能な財政運営の確立
- 方針3 公有資産マネジメントの推進

【基本施策】

(1) 効率的な組織体制・人員配置の構築

- 定員適正化計画に基づき、職員の適正な人員配置等に取り組みます。
- 人事評価制度の適切な運用により更なる職員の意識や意欲の高揚を図ります。
- 研修や政策提案制度を通じて職員の資質向上に努めます。
- 職員数の減少が見込まれるなか、デジタルを活用し、業務の効率化や省力化を図ります。

(2) 持続可能な財政運営の確立

- 政策、行政改革評価を継続的に実施し、評価結果を施策、予算などに反映します。
- 国県補助等の特定財源や新たな財源の確保に努めます。
- 税の申告から納税までの一連の手順を電子化し、効率的な税収確保に努めます。
- 職員のコスト意識を高め、事業のスクラップ&ビルドに努めます。

(3) 公有資産マネジメントの推進

- 施設の維持管理コストを見直し、中長期的な視点で施設の更新や長寿命化、集約化や廃止等を行い、持続可能で適正な施設運営を図ります。
- 市有財産の有効活用を図るとともに未利用公有財産の売却に努めます。

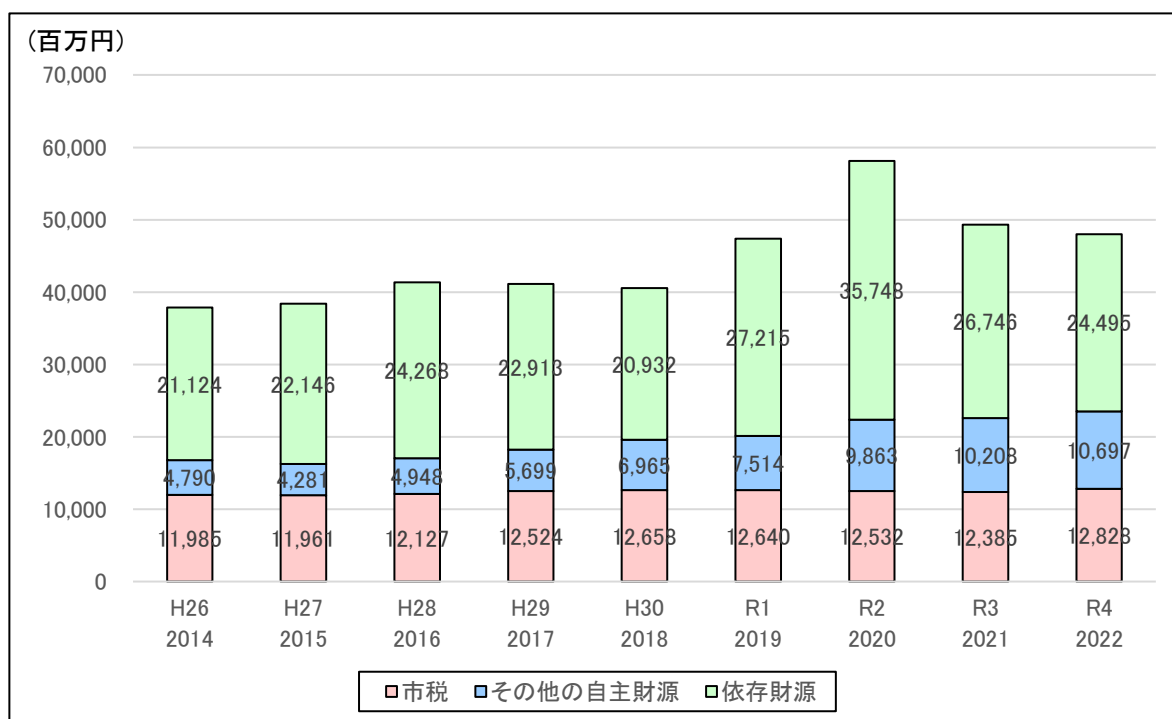


図 自主・依存財源の推移（資料：財政課）

第2章 互いに思いやり支え合うまちづくり

2-1 地域福祉の充実



【現況と課題】

令和3年（2021年）に施行された改正社会福祉法では、「地域共生社会」に向けた地域福祉推進の理念のもと、市町村が地域生活課題の解決のための支援を包括的に提供する体制の整備に努める旨が規定されました。

本市においては、令和3年（2021年）に策定した第3次坂井市福祉保健総合計画の基本理念である「誰もが笑顔で暮らせる活力ある地域共生社会の実現」に基づき、地域共生社会の実現に向けた施策を推進してきました。

福祉に関する相談支援体制においては、健康福祉部各課の窓口のほか、高齢者分野では地域包括支援センター、障がい者分野では基幹相談支援センター、生活困窮者支援では自立相談支援機関、母子保健と児童福祉の分野では子ども家庭センター等の制度・分野ごとに整備されています。

また、令和3年度（2021年度）からは重層的支援体制事業に取り組んでいます。高齢の親が、「ひきこもり」等により自立できない50代の子との同居により困窮する「8050問題」、介護と育児を同時に担う「ダブルケア問題」、認知症の人が認知症の人を看護する「認認介護」等の分野を超えた関係機関の連携が必要な事例や、セルフネグレクト等による「ごみ屋敷問題」、障がいの可能性があるものの手帳申請に至らない事例等の制度の狭間にある相談にも対応できるよう、高齢や障害、こどもや生活困窮等の各分野が相互連携を図ることにより、包括的な支援体制の構築を進めています。

また、地域でお互いに支え合う意識の理解や関係づくり等の住民主体で自助、互助に基づいた取り組みも重要となっています。

【方 針】

- 方針1 安心して暮らせる地域共生社会の推進
- 方針2 地域主体で取り組む地域福祉推進体制の充実
- 方針3 多機関の協働による包括的支援体制の構築

【基本施策】**（１）安心して暮らせる地域共生社会の推進**

- 福祉教育の強化を図り、こどもから高齢者、障がいのある人等の多種多様な主体の参加と連携による支え合いの仕組みづくりを推進します。
- 単身高齢者、ひきこもり等の社会的孤立や虐待等の支援を必要とする人に気づき、支える仕組みづくりに取り組みます。
- こどもや高齢者、障がいのある人等の支援を必要とする人に対し、自然災害等の緊急時に地域で支え合う体制づくりの強化を図ります。

（２）地域主体で取り組む地域福祉推進体制の充実

- 住民が地域福祉の課題を理解し、解決に向けて取り組むことを支援する体制づくりを推進します。
- 地域の中で支える側となる担い手の人材確保と育成を図ります。
- 保健・医療・福祉の連携により、高齢や障害、こどもや生活困窮等の各分野を問わず、課題を抱えた住民に包括的に対応できる相談支援体制の整備と充実を図ります。
- 社会参画を促すため様々な情報発信や交流活動を推進し、自助・互助により課題解決に取り組める地域内での関係構築の強化を図ります。

（３）多機関の協働による包括的支援体制の構築

- 「8050 問題」や「ダブルケア問題」をはじめ複合化・複雑化した課題等に寄り添い、的確に対応するため、各制度の相談支援機関の連携による包括的・総合的な相談支援体制の充実を図ります。

2-2 児童福祉の充実



【現況と課題】

少子化が進む中、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等のことも子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感等が高まっています。また、ひきこもりや若年無業者（ニート）といった若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、貧困等の諸問題が深刻化・長期化しています。

このような状況の中、令和5年（2023年）4月に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されており、同年12月に閣議決定されたこども大綱とともに、こども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

本市では、こどもの幼児期の教育や保育の一体的な提供、保育の量的および質的な拡充、家庭における子育て支援等、地域のこども・子育て支援の充実に取り組んできましたが、こどもの権利について第一に尊重する施策をさらに向上させていくことが必要となります。

こどもをはじめ、子育て当事者たちが心豊かに育ち、将来の社会をつくりあげる原動力となるよう、ライフステージに合わせて、きめ細やかな支援の充実を図っていくことが重要です。

【方 針】

- 方針1 安心して生み育てられる環境づくり
- 方針2 幼児教育および保育の充実
- 方針3 こどもの成長のための社会環境づくり

【基本施策】**(1) 安心して生み育てられる環境づくり**

- 妊娠期からの相談支援、産後早期からの支援、妊娠や出産、育児に関する情報提供等の妊娠、出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進します。
- こどもの健やかな成長に資するとともに、子育てにかかる経済的負担の軽減のため、手当の支給や医療費等の助成、こども施策の費用助成等の利用しやすいサービスの構築に取り組みます。
- こどもの安全確保のための啓発活動や見守り活動等のこどもたちが健やかに育つ環境づくりに努めます。
- こどもが安心して医療を受けることができる環境の充実に向け、子育て世帯の医療費負担緩和に取り組みます。

(2) 幼児教育および保育の充実

- 共働きや就労形態の多様化に対応し、保護者のニーズやこどもの特性を踏まえた多様な保育サービスの充実に取り組みます。
- こどもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や学校、地域と連携しながら心身の発達に応じた教育、保育を推進します。
- 質の高い教育や保育の確実な提供に向けた体制や人材の確保、育成に取り組みます。

(3) こどもの成長のための社会環境づくり

- 虐待やヤングケアラー、貧困、障害等の配慮が必要なこどもや子育て世帯の様々な相談に、保健や福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、個々の特性やニーズに応じた適切な支援や居場所づくりに取り組みます。
- 障がいのあるこどもや医療的ケア児等が身近な地域で相談や支援を受けられるよう相談支援体制の強化に取り組みます。
- こどもの自主性や社会性を育む多様な体験や交流の機会の充実に図るとともに、地域における居場所や活動の支援に取り組みます。

2-3 高齢者福祉の充実



【現況と課題】

我が国は世界に類を見ないスピードで超高齢社会となり、人口構造や社会構造の変化による経済社会の担い手不足や一人暮らし高齢者の増加等のライフスタイルの変化、認知症高齢者の増加に伴う様々な影響や課題等が懸念されています。その一方で、定年延長により65歳以上の就業者が増加する等の年齢による区分をすることなく、全世代が超高齢社会の一員として支える側にも支えられる側にもなれる社会に向けた取り組みを進めていくことが重要です。

本市においては、コミュニティセンター等を核とした介護予防教室を継続的に行う等のいつまでも自分らしい暮らしが送れるよう取り組んできました。また、地域包括支援センターを日常生活圏域毎に設置し、地域の身近なところで専門的な相談だけでなく、世帯の複合的な課題にも対応する等の重層的な相談体制の充実を図っています。

そのような中、高齢者が地域活動の担い手として、身近なところで集える場づくりを行うための支援や、地域の関係機関が連携して見守りを行う体制の構築等が高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるような体制づくりが重要です。介護給付サービスと社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、在宅医療や介護、介護予防、住まいおよび日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をより一層進めていく必要があります。

【方 針】

- 方針1 身近で取り組みやすい介護予防の推進
- 方針2 多様な主体との連携による包括的支援体制の充実
- 方針3 高齢者の居場所づくりと社会参加の推進

【基本施策】**（１）身近で取り組みやすい介護予防の推進**

- 通いの場等の設置・活用を進め、地域において高齢者自ら介護予防の活動ができるよう取り組みます。
- 高齢者が身近な場所で継続的に運動機能向上や認知症予防の取り組みができるよう支援します。

（２）多様な主体との連携による包括的支援体制の充実

- 地域包括支援センターを拠点に、相談支援体制の充実を図ります。
- 住まいや医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を一層進めていきます。
- 高齢者への虐待防止や権利擁護の取り組みと成年後見制度の普及啓発を進めます。
- 地域全体で支える体制構築を進めるため、幅広い世代が認知症に関する正しい知識および認知症の人に関する正しい理解が深められるよう取り組みます。

（３）高齢者の居場所づくりと社会参加の推進

- 高齢者が生き生きとした生活を送ることができるよう、シニアクラブ、高齢者同士や多世代との交流、ボランティア活動や就労機会の確保等の支援を行います。
- 関係機関と連携し、高齢者が利用しやすい施設整備や移動手段の充実に努めます。
- 社会参加活動の促進に向けて、レクリエーションや趣味、文化・スポーツ活動で充実した時間を過ごせる環境整備を支援するとともに、活動に関する広報・啓発、情報提供を図ります。

2-4 障がい者福祉の充実



【現況と課題】

障害者権利条約では、障がいは個人の心身機能に問題があるのではなく、社会に存在する障壁が問題を作り出しているという考えのもと、障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供をはじめとする、法の下での平等と人権の尊重が定められています。障害者基本法、障害者差別解消法等と併せて、全ての人が障がいの有無によって隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

本市においては、障がいのあるすべての人が、地域の中で生活できる環境を実現するため、地域に住む人とともに支えあう社会環境の整備、障がいのある人についての正しい知識の啓発、福祉教育の推進、交流活動の充実、差別や偏見のない地域社会づくり等に取り組んでまいりました。

そうした中、令和3年（2021年）には「改正障害者差別解消法」が、令和4年（2022年）には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行される等、共生社会の推進にむけた法の整備が進められてきていますが、地域や学校、職場等の様々な場面において障がいのある人に対する社会的な障壁や意識のバリアが存在しているのが現状です。

また、障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して生活できる環境を実現するためには、居宅介護サービスや医療の確保等の支援体制の充実が必要不可欠であり、さらに自立した生活を営むためには、障がいのある人の雇用の理解促進、安定した就労環境の確保等が求められており、企業や福祉、家庭、医療、学校等の関係機関が連携を図り取り組むことが必要です。

【方 針】

- 方針1 障がいに対する理解促進と社会的障壁の解消
- 方針2 障がいのある人が安心して暮らせる地域環境の整備
- 方針3 障がいのある人の就労の促進と社会参加への支援

【基本施策】

(1) 障がいに対する理解促進と社会的障壁の解消

- 障がいの有無に関わらずお互いが尊重し共生できる社会を目指し、啓発活動を推進します。
- 障がいのある人の権利擁護と、障がいを理由とする差別の解消を推進します。
- 障がい児の成長過程に応じ、関係機関が連携して適切な療育を行います。

(2) 障がいのある人が安心して暮らせる地域環境の整備

- 障がいのある人が入所施設等から地域生活に移行するための支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人に対する相談体制の充実を図ります。
- 障がいのある人への支援を充実するため、人材および支援団体の育成を図ります。

(3) 障がいのある人の就労の促進と社会参加への支援

- 障がいのある人やその家族、企業に対する、一般就労への理解と促進に努めます。
- 障がいのある人の自立を目指し、企業や福祉、家族、医療、学校等の関係機関との連携を図り、就労機会の創出に努めます。
- 地域活動や文化、芸術、スポーツ、レクリエーション活動等における障がいのある人の社会参画を支援します。

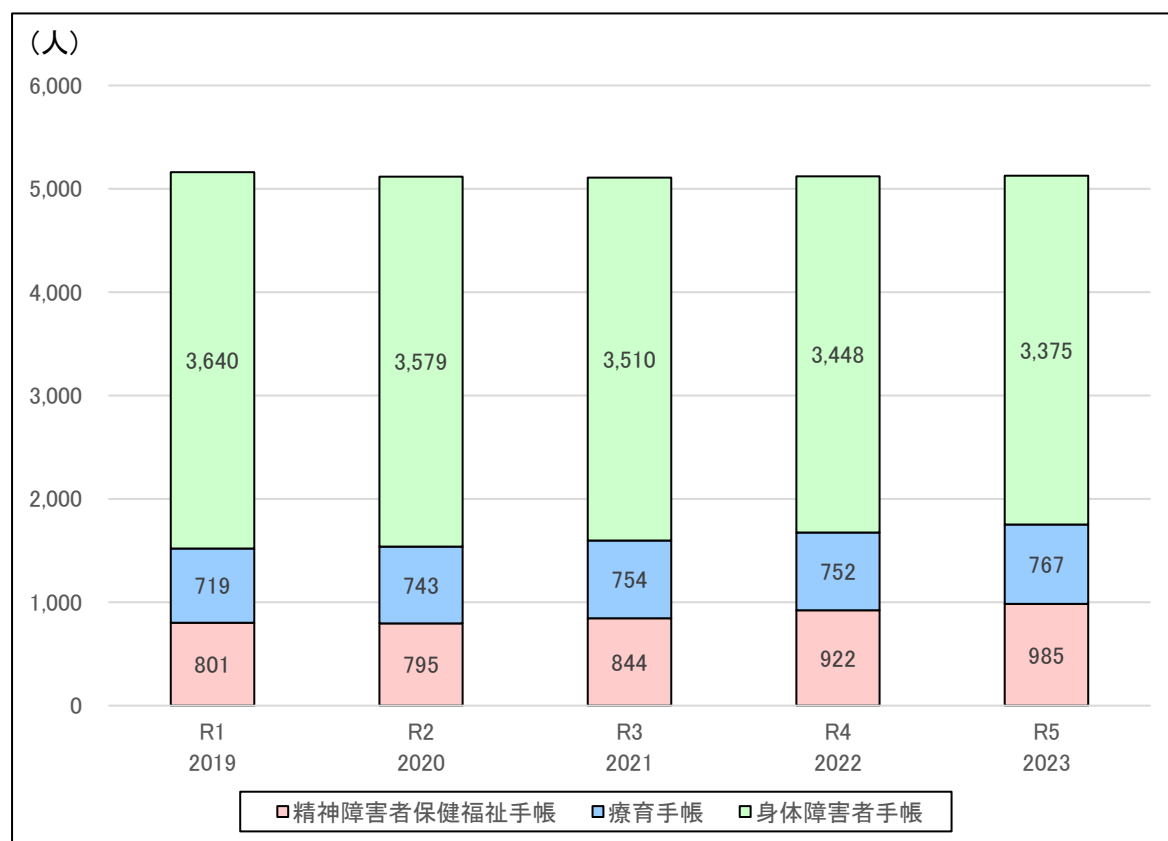


図 障がい者数の推移（資料：社会福祉課）

2-5 健康づくりの推進



【現況と課題】

本市の死因別死亡割合は、がん、心疾患、脳血管疾患、肺炎の順で全国と同様の傾向です。また、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病は、本市の死亡者数の約5割を占めており、その予防は市民の生活と健康を守るために重要な課題です。

「健康増進計画」の基本目標である「健康寿命の延伸」を目指し、行動目標である「野菜一皿プラス、塩分マイナス3g、運動プラス10分」を推進しています。さらに、市民自らが主体的に生活習慣の改善や健康づくりに取り組むための支援と、地域社会全体で健康を支える仕組みづくりを推進するため、健康都市宣言を行いました。市民の健康に対する意識の向上と、市民や地域、関係団体等との協働による健康都市づくりを一層推進していくことが重要です。

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るために、妊娠期、幼少期からの健康づくりが重要です。母子の健康管理や子育て支援の充実等の健やかな成長とより良い生活習慣を確立していくことで、成人期から高齢期にいたる生涯を通じた健康づくりを推進していく必要があります。

感染症は、季節的な流行、突発的な流行等の病原体や感染経路が異なるため、予防接種法に基づき予防接種を推進するとともに、コロナ禍を経て改めて重要性が認識されたことで一層の感染症に関する正しい知識の普及啓発が必要です。

健全な食生活の実践は、全世代の健康づくりの推進に必要不可欠なものであるため、生産販売者や教育分野、食に関する団体等、地域と連携しながら、引き続き食育に取り組むことが必要です。

【方 針】

- 方針1 市民の主体的な健康づくりの推進
- 方針2 生活習慣病の予防対策の推進
- 方針3 母子の健康管理体制の充実
- 方針4 感染症予防の総合的な推進
- 方針5 地域連携による食育の推進

【基本施策】**（１）市民の主体的な健康づくりの推進**

- 市民が心身の健康に関心をもち、主体的に取り組めるような動機づけやデジタルを活用した取り組みを図ります。
- 地域社会で健康を支える仕組みを構築するため、健康意識の高揚を図るとともに、自主活動グループや健康をサポートする人材の育成を図ります。
- 地域団体や保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し健康づくりの取り組みを推進します。

（２）生活習慣病の予防対策の推進

- 住民健康診査やがん検診、歯科健診の充実を図るとともに、各保険者との連携を強化し受診率の向上と生活習慣病の早期発見、健康改善に努めます。
- 女性ホルモンの変化に伴う体の変化や特有の症状・病気への理解促進を図るとともに、骨粗しょう症の早期発見などのため、新たに骨密度検査を実施する等、女性の健康づくりを推進します。
- ライフコースアプローチを踏まえ、減塩・運動促進・野菜摂取促進などの健康指針を、健康教育・健康相談などで一層推進し、生活習慣病の発症や重症化予防に努めます。

（３）母子の健康管理体制の充実

- 妊娠期から産後期の心身の健康づくりを推進します。
- こどもの健やかな成長・発達および健康の保持増進のため、健診等による疾病の早期発見と栄養・食生活や運動等のよりよい生活習慣の形成を推進します。

（４）感染症予防の総合的な推進

- 感染症予防のために、各種予防接種勧奨の強化およびインフルエンザや食中毒等の予防啓発活動に努めます。

（５）地域連携による食育の推進

- 「食」は、その地域の文化や価値観を次世代に伝える役目を果たしていることから、健康、農林水産、教育分野等の各関係機関が連携し、伝統料理や食文化を継承しながら地産地消や食の安全安心を推進します。
- 食育は、こどもが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために重要であるため、家庭、学校、保育園等と連携しながら、食育に関する知識の普及に取り組みます。



2-6 地域医療体制の充実

【現況と課題】

我が国は既に超高齢社会を迎えており、2030年には国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者となり、社会全体に大きな影響を及ぼすと懸念されています。医療現場においても例外ではなく、社会環境の変化や疾病の多様化の影響もあり、医療需要は今以上に増加することが予想され、今後も医療体制の充実と連携体制の強化が求められています。

市内唯一の公立病院である市立三国病院は、救急告示病院として市民の救急医療を担うとともに、市内で唯一の小児ベッドを有し、内科や整形外科をはじめ産婦人科、小児科、人工透析等の総合診療科を標榜し、地域住民のニーズに対応した適正な医療を提供しています。また、市内の救急医療体制については、休日や祝日における救急患者に対応するため坂井地区医師会の協力により取り組んでおり、小児の救急体制については、県と嶺北11市町で設置した「こども急患センター」で対応しています。

一方で、医療に対する市民のニーズの高まりとともに、医師や看護師等の医療人材の確保が課題となっています。特に、周産期医療において、分娩可能な医療機関が全国的に減少している中で、市立三国病院においても人材確保の面から継続が課題となっています。また、住み慣れた地域で生活しながら医療サービスが受けられるよう医療機関や地域と連携を図ることが重要であり、在宅医療の体制づくりが課題となっています。

今後の地域医療については、医療人材の確保や各医療機関と地域が連携し医療体制の充実を図りながら、健康づくりから疾病の予防、治療、福祉サービスまでを包括的に対応する地域包括ケア体制の構築と、かかりつけ医制度を核とする在宅医療の推進に取り組む必要があります。

【方 針】

方針1 地域医療と救急体制の充実

方針2 市立三国病院における医療体制の充実

【基本施策】**（１）地域医療と救急体制の充実**

- 市民に密着した地域医療を目指し、在宅医療や予防医療について、県や関係機関、坂井地区医師会等と連携しながら医療や保健、福祉の連携強化を図ります。
- 身近な地域で安心して医療や健康相談、生活改善指導等を受けることができる、かかりつけ医制度を推進します。
- 坂井地区医師会、坂井地区広域連合と連携して、住み慣れた地域の中で安心して療養生活ができるよう、在宅医療の推進に取り組みます。
- こどもの急な病気に対応するため、電話相談や救急医療体制の周知を図ります。

（２）市立三国病院における医療体制の充実

- 市立三国病院では、産婦人科等の地域に不足している医療の充実、休日や夜間の診療や救急医療体制の強化に取り組むとともに、医師、看護師等の医療従事者の確保、地域医療連携の強化、地域住民の健康の増進、診療・治療に係る設備や機能の充実等を図ります。
- 令和５年度（2023年度）に策定した市立三国病院経営強化プランを推進することにより、「地域医療構想等を踏まえた役割・機能」、「地域包括ケアシステム構築に向けた役割・機能」、「機能分化・連携強化」、「住民の理解のための取組み」「地域における公立病院としての役割」を柱とした、市民にとって必要とされる医療を継続的、安定的に提供するとともに、経営改善を図ります。



写真 坂井市立三国病院

2-7 社会保障制度の安定的な運営



【現況と課題】

私たちが生活を営んでいく上で、病気やけが、老齢や障がい、失業等により自分の努力だけでは自立した生活が維持できなくなる場合もあります。また、コロナ禍や物価高騰による経済停滞によって市民の生活が脅かされています。このようなリスクに対して生活保障を行うのが社会保障制度であり、国民が安心して生活できる基盤として重要な役割を担っています。

国民健康保険は、被保険者の疾病や負傷に対し、安定した医療給付を行うもので、約15%の市民が加入しています。社会保険加入者の増加や、団塊の世代の後期高齢者医療への移行が多く、年々減少傾向にあります。一方、健康維持のための保健事業に注力していますが、医療の高度化、保険適用の拡大で一人当たりの医療費は増加しています。

後期高齢者医療制度の被保険者は、主に75歳以上の方で全市民の16%超となっています。今後も高齢化が進み医療給付費が増加していくことが予測されることから、福井県後期高齢者医療広域連合と連携し医療費抑制等を図りながら、制度を安定的に支えることが重要と考えます。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みであり、高齢化が進むことにより介護費用が急激に増加していること等から、制度の維持が課題となっています。今後は介護予防と自立支援、重度化防止に対する施策の推進が求められています。

年金制度は、平成28年（2016年）に年金改革法が成立し、制度の持続性を高めるとともに、将来的に安心な年金制度の構築を目指しています。また制度への理解が深まるよう、周知や啓発活動が必要です。

生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を目的とした制度であり、適正な実施が求められます。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給やその他の支援を行うための制度であり、関係機関と連携し、生活保護に至る前の段階における自立支援策の強化を図る必要があります。

【方針】

- 方針1 国民健康保険の安定的な運営
- 方針2 後期高齢者医療の安定的な運営
- 方針3 介護保険事業の充実
- 方針4 国民年金制度の周知啓発
- 方針5 生活保護制度の適正な運用
- 方針6 生活困窮者自立支援制度の実施体制の充実

【基本施策】

（１）国民健康保険の安定的な運営

- 県内のどこに住んでいても、同じ保険料(税)負担で同じ保険給付を受けられるよう、令和12年(2030年)までに福井県下の国民健康保険料水準を統一していく中、国民健康保険財政運営の安定化を図ります。
- 医療費の適正化を図るため、後発医薬品の利用促進や重複多剤の適正化を進めます。
- 特定健診受診率の向上や「データヘルス計画」に基づき保健事業を充実させ、早期発見、予防、改善により、被保険者の健康増進と医療費の増加抑制に努めます。

（２）後期高齢者医療の安定的な運営

- 保険料未納者の増加を防ぐため、口座振替の勧奨や早期の納付催告等により収納率の向上に努めます。
- 福井県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、後発医薬品利用促進や重複多剤の適正化を図る等の医療費の抑制に努めます。
- 高齢者健診や歯科健診等の受診勧奨等の保健事業を充実させ、早期発見、予防、改善により被保険者の健康増進と医療費の増加抑制に努めます。

（３）介護保険事業の充実

- 総合事業運営の中で、地域の実情に応じた多様で適正なサービスを提供し介護保険制度の安定を図ります。
- 地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の強化と、関係機関との連携による在宅医療と介護の一体的なサービス提供の体制整備を図ります。

（４）国民年金制度の周知啓発

- 日本年金機構等と連携し、制度の意義や役割についての啓発活動を行い保険料の納付意欲の向上に努めます。
- 日本年金機構等と連携し、国の法定受託事務を適正に執行するとともに、国民年金の納付率・免除申請率・口座振替申請率等の向上を図ります。

（５）生活保護制度の適正な運用

- 生活保護制度の適正な運用のため、実施体制の充実とケースワーカー等の資質向上を図ります。
- 被保護世帯の多様な問題に対応する自立支援プログラム（就労支援、家計改善支援、健康管理支援等）を効果的に実施するため、他制度や関係機関と連携するためのネットワークを構築します。

（６）生活困窮者自立支援制度の実施体制の充実

- 生活困窮者自立相談支援機関に生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口による情報とサービスの提供を行います。
- 自立相談支援事業を中核に、任意事業（就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業等）の実施および他の制度や関係機関と連携するためのネットワークを構築します。

第3章 学ぶ意欲を支えるまちづくり

3-1 学校教育の充実



【現況と課題】

少子化、核家族化、情報化、国際化等の社会的変化は、価値観や生活様式等の多様化につながり、これが子どもたちにも大きな影響を与えています。

このような中、学校では学力および体力の向上をはじめ、いじめや不登校、保護者への対応等の様々な課題に直面し、教職員の負担が増大しています。

また、情報通信技術の進展やグローバル化等の社会の急激な変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。このような状況の中、国際化に対応できる人材やデジタルを活用できる人材が求められており、学校教育に求められる役割は、多様化、高度化してきています。さらに、すべての児童・生徒が等しく学習の機会を得ることができるよう教室以外の学びの場の提供や、特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりに適切な教育支援が求められています。

これらのことから、本市の特色を生かした独自の教育としてSOE（Sakai Original Education）をさらに推進していく必要があります。

学校施設については、児童・生徒の学習生活の場であり、豊かな人間性を育むための重要な教育施設であることから、社会状況の変化に対応し、安心して学習ができるよう計画的に教育環境を整備することが必要です。

また、児童・生徒の心身の健全な発育に資するため、安全で安心な学校給食の充実を図るとともに、食物アレルギーへの対応や地産地消、食の大切さ等を学ぶ食育の取り組みを一層進める必要があります。

【方 針】

- 方針1 教育内容の充実
- 方針2 個に応じた学習支援の充実
- 方針3 就学指導体制・教育相談体制の充実
- 方針4 安全な教育環境の整備
- 方針5 安全で安心な学校給食の充実

【基本施策】**(1) 教育内容の充実**

- 学校と地域と企業が連携し、ふるさと体験活動や探究学習の充実を図ります。
- こどもたちの学校の居場所づくりや分かりやすい授業に努め、通うのが楽しい学校づくりを推進します。
- 一人一台端末を活用し、現代社会に必要とされる情報活用能力を育成します。

(2) 個に応じた学習支援の充実

- 習熟に応じて、少人数で指導することにより、学力向上に取り組みます。
- 気がかりな児童・生徒に対応した学級運営に取り組みます。
- 特別に支援が必要な児童・生徒の発達段階に応じ、適切に取り組みます。

(3) 就学指導体制・教育相談体制の充実

- いじめや不登校の兆しを早期に発見し、関係機関と連携して児童・生徒の支援に取り組みます。
- 就学による学校生活が円滑に移行できるよう、保育園等と小・中学校の連携を図ります。
- 適正な人員配置や校務のDX化、部活動の地域移行などにより、教職員の業務負担を軽減することで、こどもたちに寄り添った支援の充実を図ります。
- こどもたちの多様な学びの場として、学校内のこどもの居場所「SakAI ルーム（サカアイルーム）」や適応指導教室「ステップスクールさかい」の充実を図ります。

(4) 安全な教育環境の整備

- 児童・生徒が安全に安心して学ぶことができる教育環境を整備します。
- 児童・生徒が、障がいの有無等に関わらず、共に学べる学習環境の確保を図ります。
- 省エネ機器の採用や自然環境に配慮した施設整備を推進します。

(5) 安全で安心な学校給食の充実

- 安全で安心な学校給食の提供に取り組みます。
- 学校給食を通じて、地産地消、食の大切さや食文化等の食育に取り組みます。



3-2 社会教育・生涯学習の充実

【現況と課題】

市民の生涯学習とは、個人が豊かな人生を送る上で欠かせない趣味や教養を深め、また社会情勢の変化に対応できる知識・技能の習得等の生涯を通じて行う活動です。学習活動は仲間づくりやグループの形成を促し、地域でのつながりが生まれ、ふれあいの中で笑顔ある楽しい生活を享受することができます。また、近年は様々な地域活動の中で、個人の知識や技能を生かしてまちづくりに貢献しようとする動きも活発になってきています。

本市では、各地域に設立された「まちづくり協議会」において、地域資源を発掘・活用しながら様々な取り組みを行う中、社会教育や生涯学習においては、まちづくりに繋がる視点のアプローチが今後ますます重要となっています。そのため、地域の意向を把握し、地域課題を解決に導く講座の開催やNPO法人や大学等の外部の専門家との連携等、個人の能力を地域活動に発揮するための環境づくりが求められています。

青少年の健全な成長を促し豊かな心を育むためには、地域の特性を生かした自然体験や家庭教育の支援等に、地域ぐるみで取り組む必要があります。また、非行行為の検挙数や愛護センターによる補導件数は減少傾向にありますが、違法ドラッグの横行やSNSを起因とする事犯や“いじめ”といった表面化しにくい問題もあるため、成長段階や個別事例に対応した啓発や相談活動や見守り活動等を継続して実施する必要があります。

図書館では、こどもの読書活動を推進するとともに、市民の身近な情報拠点として暮らしや社会に役立つ情報を提供することが求められています。人が集い、情報サービスの一旦を担う図書館にとって、最新の情報技術にアンテナを向け、市民の情報ニーズに対応できる場所としての役割を全うすることが重要となっています。今後、少子高齢化、情報化社会がさらに進む中、まちと人に寄り添う図書館を目指し、利用しやすい環境を充実・整備していく必要があります。

【方 針】

- 方針1 社会教育と地域づくりの活動の一体的な推進
- 方針2 コミュニティセンターを拠点とした集い・学び・結ぶ環境づくり
- 方針3 地域で育て・見守り・支える青少年の育成
- 方針4 図書館機能の充実

【基本施策】**(1) 社会教育と地域づくりの活動の一体的な推進**

- 一人一人が自己の教養を深め自己実現が図れるよう、生涯学習機会の充実に取り組み、誰もが豊かな人生を送ることができる社会づくりを推進します。
- 地域やNPO法人、ボランティア団体、大学等と連携を図り、よりよい生活や地域を創る学習活動を推進します。
- こどもと大人がふれあう講座の実施等の世代を越えた交流を促進し、こどもたちの共生する力を育みます

(2) コミュニティセンターを拠点とした集い・学び・結ぶ環境づくり

- さまざまな市民がコミュニティセンター内に設置したカフェ等の憩いのスペースを有効活用して行うイベント等を後押しし、誰もが集える環境づくりを推進します。
- 地域課題を的確に把握し、市民のニーズを捉えながら、探究学習の視点からまちづくりに繋がる講座等を実施し、学習と交流の場を提供します。
- 地域住民が主役となるふるさと教育を通じて、地域への愛着や誇り、希望や相互理解の醸成を図る場を創出します。

(3) 地域で育て・見守り・支える青少年の育成

- 市内の豊かな自然に触れ合う体験活動等を提供し、健やかな心身を持つ青少年を育成します。
- 地域の施設を活用し実施する事業等を通じて、小学生と地域の方々とのコミュニティ形成の契機とし、自立性や自主性、協調性を育みます。
- 小中学校と地域が連携強化し、見守り活動や青少年の非行防止活動、家庭教育支援の充実を図り、地域全体でこどもや家庭を見守り育てるための環境づくりを進めます。

(4) 図書館機能の充実

- 教育・文化に関する領域に留まらず、市民の暮らしや社会に役立つ情報を提供します。
- こどもたちの読書普及活動を推進します。
- 高齢者や障がいを持つ人が利用しやすい読書環境を整備します。
- 記念文庫内の貴重な資料の適正な保存管理に努めます。

3-3 歴史・文化・芸術の伝承と振興



【現況と課題】

地域の歴史を知り、文化・芸術に親しむことは、日々の生活において豊かな情操を育むとともに、地域に対する誇りと愛着をもたらし、地域の活性化につながっていきます。

このような背景のなか、文化財継承の担い手を確保しつつ、文化財をまちづくりに生かす等の地域ぐるみで取り組んでいく体制を整備することが求められています。また、土地開発等により埋蔵文化財に与える影響を防ぐため、適切かつ円滑な発掘調査と埋蔵文化財全体を守る仕組みが必要となっています。

本市では、市内文化財の保存・活用に関する総合的な計画として策定した「坂井市文化財保存活用地域計画」をもとに、歴史・文化を生かしたまちづくりを計画的・継続的に推進していきます。

丸岡城については、これまでの調査研究で明らかになった知見を広く発信するとともに、丸岡城の本質的価値を明らかにする取り組みを推進し、文化財および観光資源としての価値の向上を図ることが必要です。

龍翔博物館は、市の博物館として、市の歴史や文化への関心を高め、教育、学術および文化の発展に寄与することが求められています。歴史・文化遺産を市民共有の財産として適正に収集・保存し、調査研究を進めるとともに、展示および教育普及事業等を通じて活用を図ることが必要です。

地域に根ざした文化に加え、新たに生まれる多種多様な文化の発展のため、文化活動に対する市民の意識向上や次世代への継承は重要な課題となっており、一筆啓上賞やまるおか子供歌舞伎等の独自の文化活動への支援や、文化施設を拠点に市民が多様な文化・芸術に親しめる活動の場や機会の提供、文化団体の育成、連携を進めていくことが必要です。

【方 針】

方針1 文化財の保存と活用

方針2 文化芸術活動の振興

【基本施策】**（１）文化財の保存と活用**

- 「坂井市文化財保存活用地域計画」に基づき、市内文化財の調査や掘り起こしに取り組むとともに、地域団体や観光分野と連携し文化財を活用したまちづくりに取り組みます。
- 三国祭や舟寄踊、日向神楽等の地域に残る無形文化財を後世に伝承するため、活動の記録・保存とともに、文化継承の担い手の確保や育成を支援します。
- 丸岡城の学術調査の成果を広く発信し歴史的文化資産としての価値の周知を図るとともに、丸岡城の本質的価値を明らかにすることを目的とした城山の整備指針となる「丸岡城城山整備基本計画」の策定を進め、天守や城山、周辺部「城郭・丸岡城」の文化財としての価値の確立と観光資源としての魅力の向上に取り組みます。
- 六呂瀬山古墳群をはじめ、埋蔵文化財の保存・出土品等の保存整理と公開活用に必要な施設整備等に取り組みます。
- 龍翔博物館については、歴史・文化遺産に関する資料を収集や保存、調査研究、展示活用する博物館機能を強化するとともに、観光と連携した情報発信機能を高め、交流人口の拡大と地域文化の発展に寄与する拠点となるよう取り組みます。

（２）文化芸術活動の振興

- 坂井市文化協会をはじめとする文化団体の活動や後継者育成に対する支援に努めます。
- 文化施設を市民の文化活動の拠点として広く活用してもらうため、各施設の機能や特性を生かし利用促進を図っていきます。
- 一筆啓上日本一短い手紙の館は、「一筆啓上賞」を核に地域に根ざした手紙文化を広く全国に発信していくとともに、手紙に触れる機会を通して郷土に対する誇りや愛着を深めてもらえるよう、学校や地域との連携を図っていきます。
- 優れた芸術作品や様々な文化に触れる機会を創出し、市民の文化・芸術に関する感性と創作意欲の向上を図ります。



3-4 生涯スポーツの振興

【現況と課題】

近年、都市化や生活環境の利便性向上とそれに伴うライフスタイルの変化は、市民の身体的活動の機会を減少させ精神的なストレスを増大させる等の心身に大きな影響を与えています。そうした中、市民が生涯にわたり健康の保持・増進に取り組むためには、誰もが気軽に、継続的にスポーツやレクリエーションに親しむことができる機会の充実が必要です。

本市においては、多くの市民がスポーツ大会やスポーツイベントに参加しており、スポーツへの関心は高いものとなっています。スポーツは人と人とを結びつけ夢や希望を与えるものであり、特にトップアスリートの活躍は地域にとって大きな活力を与えるものであるため、本市においても競技スポーツにおけるトップチーム・アスリートの育成を図り、継続的な育成プログラムを実施する組織づくりや体制強化が求められています。

また、スポーツ施設においては、その管理運営について指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを生かしながら市民のスポーツ活動の利便性向上を図っています。しかし、市民が使用可能な施設数は充実していますが、一部の施設は老朽化が進み、また少子高齢化や人口減少により利用率が低下している施設もあります。このような中で、市内全スポーツ施設の計画的な再編を進め、効果的な利用と効率的な維持管理を図る必要があります。

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会の開催のほか、ワールドマスターズゲームズ2027関西ジャパンオープンディスクゴルフ2023といった国際大会を開催したことにより、スポーツへの関心が高まるとともに、スポーツを通じた交流等による地域活性化への理解が深まりました。この機運の高まりを一過性のものに終わらせることなく、文化として定着を図るためにも、各種大会の開催や国際大会の誘致等に取り組む必要があります。

【方 針】

- 方針1 スポーツ・レクリエーションの振興推進
- 方針2 トップアスリートの育成
- 方針3 体育施設の効率的な管理運営
- 方針4 スポーツツーリズムの促進

【基本施策】**(1) スポーツ・レクリエーションの振興推進**

- 市民一人ひとりが精神的な豊かさや充実を感じられ、生きがいつくりや体力の向上、健康の保持・増進により、生涯にわたって生き生きとした生活を送ることができるよう、ディスクゴルフをはじめ、スポーツやレクリエーション等の生涯スポーツ活動を支援・推進します。

(2) トップアスリートの育成

- 競技スポーツの向上には、一貫性のある指導体制による選手育成システムの構築が必要であり、トップレベルの競技者や指導者が活動できる環境の整備を推進します。
- 競技スポーツの振興に寄与する団体を支援し、小学生から高齢者まで競技者の段階的な育成を図ります。

(3) 体育施設の効率的な管理運営

- 市内全スポーツ施設の利用状況や管理経費等を総合的に検証したマネジメント計画を策定し、当該計画に基づき適正かつ効率的な施設整備および維持管理を行います。

(4) スポーツツーリズムの促進

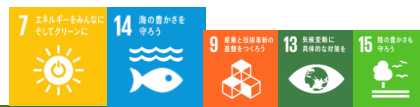
- 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会を開催した実績とレガシー（遺産）を生かし、各競技の全国大会や国際大会の開催、トップアスリートの合宿誘致等のスポーツツーリズムによる国内外との交流を深めます。



写真 坂井市古城マラソン

第4章 自然と共生できるまちづくり

4-1 自然環境の保全と共生



【現況と課題】

本市は、風光明媚な海岸線をはじめ、青い日本海、豊かな実りの農地、それを潤す幾本もの川の流れ、緑の山々、青い空等の多様な自然環境の中で歴史と伝統が息づくまちとして発展してきました。

近年、世界的に地球温暖化の影響と思われる様々な異常気象・気象災害が増加しており、地球温暖化対策が喫緊の課題となっています。こういった地球規模での環境問題に関し、世界が達成すべき目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」や地球温暖化に係る新たな国際的枠組みとなる「パリ協定」の採択等、環境に対する考え方は大きな転換期を迎えています。

このような社会動向の変化や新たな課題に対応し、良好な環境の保全と持続可能な社会を実現するため、令和3年（2021年）に「第二次坂井市環境基本計画」を策定し取り組んでいます。また、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを、令和2年（2020年）に国が宣言したことを受け、本市も令和3年（2021年）に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。さらに、地球温暖化対策の推進を加速させるため、令和6年（2024年）に「坂井市脱炭素ロードマップ」を策定しました。

そのほか、生物多様性へ悪影響をもたらす等の世界的な課題となっている海洋プラスチック問題の対策として、行政と住民、企業が連携して川や海を定期的に清掃活動することで環境保全を図ります。

今後も、市民による環境美化の活動、生態系や自然環境の保全活動に取り組み、環境に対する意識向上を推進します。

【方針】

- 方針1 豊かな自然と共生する社会づくりの推進
- 方針2 環境について自ら考え行動できる人づくりの推進
- 方針3 地球温暖化対策の推進

【基本施策】**（１）豊かな自然と共生する社会づくりの推進**

- 地域や企業、関係団体等と協働しながら、良好な生活環境の維持と身近な自然環境の保全・再生を図ります。
- マイクロプラスチック対策を含めた海洋環境の保全に向けて、関係機関と連携した河川や海岸への漂着ごみの回収・処理の推進や美化意識の向上を図ります。
- 海・川・里・山の豊かな自然環境の保全に取り組むとともに、動物愛護および生物多様性の確保や緑豊かなまちづくりを推進します。
- 豊かな自然環境を生かしたグリーンツーリズムやエコツーリズム等の世代間・都市間のふれあい体験・交流活動等を進め、自然と共生できるまちづくりを推進します。

（２）環境について自ら考え行動できる人づくりの推進

- 身近な生活から地球規模の事象まで幅広く地球温暖化や気候変動について理解を深めて、自ら考え取り組んでいけるよう、小中学校での環境教育や環境に関する活動を通じて内発的に動機づけていきます。
- 環境保全活動の推進のため、地域や企業、環境団体との連携を強化するとともに担い手の育成を図ります。

（３）地球温暖化対策の推進

- 公共施設をはじめ、家庭や事業所における再生可能エネルギーや省エネ化機器等の導入促進を図ります。
- 温室効果ガスの一つである、二酸化炭素の吸収源となる森林の適正な管理に取り組みます。
- 公用車をはじめ、自家用車、公共交通等への次世代自動車の導入促進等の移動手段にかかる脱炭素化を図ります。
- 地球温暖化による気候変動の影響に対処し、熱中症や災害、農作物への被害を少なくする適応策を図ります。

4-2 循環型社会の構築



【現況と課題】

市民の生活や産業活動によって、環境に負荷を与え、発生した廃棄物の処理にもコストを要します。環境への負荷軽減に配慮し、大量生産、大量消費、大量破棄の社会から循環型社会への転換が求められています。

本市では、「第二次坂井市環境基本計画」および「第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の減量、不法投棄の防止、資源の循環に取り組んでいます。

一方で、廃棄物の分別やリサイクルを促進していく上で、一般廃棄物のごみの中に再利用可能な資源が含まれており、効果的なリサイクル手法を確立する必要があります。

また、循環型社会の構築を進める中で、廃棄物処理における脱炭素化に向けた取り組みとして、市民一人ひとりの環境保全意識を高めながら、生活のあり方と価値観の見直しを促し、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）に重点を置いたライフスタイルへの転換を進める必要があります。また、企業に対しても、この意識を高めるとともに、農林漁業や製造業、サービス業を含めたすべての産業分野において、地域・社会全体にとって望ましい脱炭素型の資源循環や廃棄物処理のあり方について取り組んでいます。

2050年カーボンニュートラルを実現していくには、ごみの減量化や分別の徹底、食品ロス削減等が不可欠で、市民と企業と行政が一体となり、脱炭素社会に取り組んでいく必要があります。

【方 針】

方針1 ごみの減量化および再資源化の推進

方針2 不適正処理の防止

【基本施策】

(1) ごみの減量化および再資源化の推進

- 資源ごみ分別収集や民間の力を活用し、3Rにリフューズ（ごみになるものを断る）、リペア（修理）を加えた5R活動の推進を図りながら循環型社会の実現を図ります。
- 食品ロスの削減やごみの3きり運動（水きり・使いきり・食べきり）をはじめとしたごみの減量化に向けて、市民や企業に普及啓発を行い、意識の向上を図ります。
- 正しいごみの分別方法や収集日等を多言語対応したアプリケーションを使って周知していきます。
- 高齢化社会に対応したごみの出し方について、市民ワークショップやアンケートを通して、より効率的で負担の少ない方法を調査研究し、衛生的で環境に優しいきれいなまちを目指します。
- 広域で運営している廃棄物処理施設の安定的な運営が図れるよう、長寿命化に向けた施設の適正管理と処理能力確保を図ります。
- 資源循環の促進等に関する法律に基づいたプラスチックごみの分別収集や再商品化につながる取り組みを強化します。

(2) 不適正処理の防止

- 不法投棄の早期発見や再発防止対策に向け、定期的なパトロールの実施や監視体制の強化を継続していきます。
- 適正なごみの排出やごみのポイ捨て、5Rの行動につながるようごみに関する意識の醸成を図ります。



図 一人一日あたりのごみの排出量の推移（資料：環境推進課）



4-3 生活環境の保全と充実

【現況と課題】

本市は、彩り豊かな自然ときれいな水や空気に囲まれた生活環境に恵まれています。これらの良好な生活環境が維持されることは、豊かな生活を送る上で欠かせないものであり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、工場、事業所からの排水、排出ガス、騒音、振動や廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類等の有害化学物質による環境汚染を防ぎ、市民の健全な生活環境を守るため、河川や地下水、工場排水等の水質分析調査、大気環境の常時監視、ダイオキシン類調査等を継続的に行っています。

一方で、公害問題について迅速かつ適切に対応するためには、各種の法令や条例に基づく規制、監視に加え、市民や企業と関係行政機関が連携し、総合的な環境保全体制を確立していく必要があります。

さらには、ライフスタイルの変化等で増加傾向にある騒音、悪臭等の感覚公害への対処も進める必要があります。

【方 針】

方針1 公害防止対策の推進

方針2 良好な生活環境の維持・保全

【基本施策】

(1) 公害防止対策の推進

- 公害の発生のおそれがある施設や企業に対し、公害防止協定の締結とともに、規制や基準の徹底、適正な管理、改善指導等を行います。
- ダイオキシン類や農薬等に含まれる有害化学物質の発生抑制に努めます。
- PM2.5、光化学スモッグ等の公害に関する情報については、速やかに注意喚起を行います。

(2) 良好な生活環境の維持・保全

- 騒音・悪臭・振動等の感覚公害の発生防止の取り組みや、空き地の繁茂する雑草の適切な対応の呼びかけ等、健全な生活環境の確保を図ります。
- 各種法令に基づく指導の徹底や、不適切な野外でのごみの焼却等に対応します。



4-4 美しい景観資源の活用

【現況と課題】

美しい景観は、そこに暮らす人の心に安らぎやゆとりをもたらすばかりでなく、訪れる人の心にも美しい本市を印象付けることになります。

四季折々の美しさを広い地域から望むことができる山林や、日本海の荒波が形作った海岸線、黄金色の稲穂がそよぐ田園等といった豊かな自然景観や、地域の歴史を物語る建造物群の景観等を保全・活用する必要があります。市街地においても良好な街並みを整備するため、景観法に基づく諸制度を活用しながら、地域の特性を生かした景観まちづくりを進めていく必要があります。

本市には固有の歴史や伝統、文化、風土等の優れた地域特性があり、それらを生かした景観づくりに取り組むため、平成20年（2008年）に景観計画を策定し、併せて景観条例を制定しました。また、令和6年（2024年）3月には歴史的風致維持向上計画を策定し、市民や企業と協働して、美しく魅力ある景観形成の取り組みを推進しています。

今後も、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、観光振興にも寄与する貴重な地域資源として、地域固有の景観を生かし魅力あるまちづくりを進める必要があります。

【方針】

方針1 ふるさと感じられる景観の継承

方針2 未来につながる美しい景観の創造

【基本施策】

（1）ふるさと感じられる景観の継承

- 三国湊地区、丸岡城周辺地区の特定景観区域をはじめ、地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導し、良好な景観の保全と創出に向けた取り組みを推進します。
- 歴史文化を生かしたまちづくりを進めるため、歴史的風致形成建造物等の保存や無電柱化・道路美装化等を行い、地域の愛着を醸成する好循環を生み出します。
- 坂井平野に広がる田園風景は、“坂井市らしさ”の根幹をなす景観であり、優良農地の適切な管理、景観に配慮した農業用施設の整備に努め、いつまでも変わらないふるさとの景観を次世代に引き継いでいきます。

（2）未来につながる美しい景観の創造

- 関係法令に基づく諸制度を活用し、市街地の良好な街並みの整備を図ります。
- ゆとりと潤いを感じることができる生活環境を創出するため、自然環境や歴史、文化等の受け継いできた地域資源を生かしつつ、市民、企業、行政が一体となって魅力ある景観の創造を図ります。

第5章 地域資源を生かし活力に満ちたまちづくり

5-1 農林水産業の振興



【現況と課題】

本市は、九頭竜川下流域に広がる坂井平野が福井県屈指の農業地帯となっており、水田地域では稲作を中心として大麦や大豆、そばを組み合わせた農業、坂井北部丘陵地や三里浜砂丘地では、園芸を中心とした農業が展開され、畜産においても「黒毛和種」の生産出荷量が県内一の地域となっています。

また、漁業では、本市沖の海底の形状は沿岸から沖合にかけて起伏に富み、玄達瀬や松出し瀬等の大きな天然礁があり、好漁場となっています。さらに林業では、市域の3割を森林が占めており豊富な森林資源を有しています。

しかし、農林漁業従事者の高齢化、後継者不足、収益の減少等を理由とした撤退等による労働力の減少や、農地では耕作放棄が懸念される等の厳しい状況にあり、本市の産業振興、環境保全、健康、文化振興等にも大きく影響する重要な課題です。

本市独自の自然や景色、食は、観光面においても誘客や地元消費の拡大に大きな期待が持てます。この地域を守り、生産を支える活力を持続的に発展するためには、「暮らし」を支える農林水産業の振興に取り組み、さらに農林漁業者も経営的な視点を持って生産することが必要となっています。

【方針】

- 方針1 持続可能な農林水産業の推進
- 方針2 農地・森林の環境の保持
- 方針3 安全・安心な地場産物の消費拡大と付加価値向上
- 方針4 農林水産物を活用した観光・交流の推進による地域振興



写真 ゆりの里公園にて開催されたマルシェ「ゆりマル」

【基本施策】

（１）持続可能な農林水産業の推進

- 経営的な視点を持った農林漁業者の育成とともに、ＵＩＪターン者や他分野からの新規参入者等の多様な担い手の確保に向けた取り組みを推進します。
- スマート農業技術を活用し、誰もが取り組みやすい超省力・高品質生産を実現します。
- 農業の経営基盤の強化に向けて、農地の規模拡大や集約化に取り組み、大型機械の導入による省力化・効率化を図るとともに、家族経営等の小規模農家も含め、多様な農業を推進します。
- 地域資源を活用し、所得・雇用の増大や後継者の確保のため、農林水産業の６次産業化による活性化に向けた取り組みを推進します。
- 森林が持つ多面的機能を発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進します。
- 漁業生産量の維持・向上を図るため、漁場環境や水産資源の保全、漁業設備の充実等に取り組みます。
- 水産物の流通拠点である三国港市場を活性化し、漁業者の利便性確保と地域消費者への安定供給機能の向上を図ります。

（２）農地・森林の環境の保持

- 農地の利用状況調査による遊休農地の解消や、管理放棄森林の調査等による森林の荒廃解消、山林の伐採後の適正な造林による森林環境の維持に努めます。
- 坂井市鳥獣被害防止計画に基づきデジタルを活用した捕獲方法を導入するとともに捕獲檻・柵等の設置を促進する等の鳥獣による被害の防止と捕獲の担い手の育成を図ります。
- 松林の維持・保全を図るため、対象区域の害虫駆除対策を進めるとともに、抵抗性黒松等を植栽し環境改善に取り組みます。

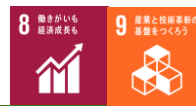
（３）安全・安心な地場産物の消費拡大と付加価値向上

- 坂井市で産出される高品質の農林水産物や畜産物のブランド力を強化するとともに特産化を進め、坂井市の知名度の向上を図ります。
- 地産地消の取り組みのほか、生産者と消費者のふれあいや食についての理解を深める機会の充実により、消費拡大を図ります。
- 農業用水のパイプライン化に伴う水質向上による坂井市産の高品質、高食味米をＰＲし、安全・安心な米の消費拡大を推進します。
- 鳥獣被害および家畜伝染病対策に努め、消費者に安全・安心な食を供給できる体制づくりを図ります。

（４）農林水産物を活用した観光・交流の推進による地域振興

- 農林水産業の体験やグリーンツーリズム・エコツーリズム等の豊かな自然と触れ合うことのできる場を観光資源として活用し、農林漁業者の収益拡大や地域の活性化を図ります。
- 「越前がに」・「ふくい甘えび」・「三年子らっきょう」・「若狭牛」「丸岡産そば」等の地域ブランドを守り、育てる体制を強化し、観光産業との連携による農林水産物の有効活用を図るとともに、地域への経済波及を促します。

5-2 商工業の振興



【現況と課題】

商業については、幹線道路沿いへの大型店舗等の進出をはじめ、フランチャイズ系の飲食店や食品、医薬品等を取り扱う小売店舗の出店、また、福井市北部地区への本市をマーケットエリアと見込んだ大規模な商業施設の集積、さらには、店舗経営者の高齢化をはじめ後継者不在や、それに伴う空き店舗の増加、原材料費の高騰や人手不足等の地域の商店を取り巻く環境は非常に厳しい状況に直面しています。

時代とともに変化する消費者ニーズを的確に把握し、迅速に対応しながら、地域に根差した新たなサービス展開を図るため、市商工会等の関係機関や商業者相互の連携・協力を図り、D X化による効率的な運営等の経営革新や商店街の活性化を推進する必要があります。

工業については、グローバルな経済競争の進展や、経営者や従業員の高齢化、後継者問題、労働者の確保や育成等の特に中小企業や小規模企業者の経営環境は厳しい状況にあります。

そのような状況の下、テクノポート福井や市内工業団地への新たな企業誘致を推進する一方で、既存の中小企業・小規模企業者への事業の多角化や拡大、設備投資等の支援強化を図るとともに、新規創業の支援や産官学の連携による共同研究および技術開発を支援しています。

今後も引き続き、新商品開発や新規の販路開拓、副業人材の活用等のビジネスチャンスの拡大や人材の確保・育成、D X化の推進等の経営力の強化等に対して、社会経済情勢を踏まえた支援を充実する必要があります。

【方 針】

- 方針1 商業経営の安定化と魅力ある地元商店街の形成
- 方針2 地域に根差す産業の支援の充実
- 方針3 企業誘致の推進、新規産業の創出支援

【基本施策】**（１）商業経営の安定化と魅力ある地元商店街の形成**

- 市商工会や金融機関等と連携を図り、事業者の事業継続や事業拡大、起業、事業承継等を支援します。
- 中小企業等が、空き家や空き店舗等を活用して行う事業経営を支援します。
- 商店街振興組合等の各種団体の賑わい創出の取り組みを支援することで、市内での消費喚起や商店街振興を図り、地域経済の好循環の実現を目指します。
- 地域全体の生産性や競争力の向上を図るため、関係機関と連携してD X化に関する研修会等の実施やD X導入による業務の効率化とサービスの向上を図る事業者を支援し、消費者の利便性向上を図ります。

（２）地域に根差す産業の支援の充実

- 繊維産業等の地場産業の振興に向けて、異業種との連携による新技術や新商品の開発や生産性向上を図る設備投資を支援し、産官学が連携した取り組みを行い、競争力の強化を図ります。
- 伝統的なものづくりを担う職人の技術の継承や、担い手の確保・育成を図るため技術習得への助成等の担い手の育成を支援します。
- 各種産業展示会への出展や中小企業の新しい取り組みを支援することで、販路の拡大・開拓や経営改革等による収益力の強化や新規創業への機運の醸成を図ります。

（３）企業誘致の推進、新規産業の創出支援

- 企業立地奨励金制度や融資制度の強化・拡充、設備投資の支援等をし、成長産業の企業誘致や企業経営の安定化や体質強化、生産性の向上を図ります。
- 県やふくい産業支援センター、坂井市商工会等と連携し、新たなビジネスチャレンジや起業の機会を創出します。
- 国や試験研究機関、県内大学、企業、北陸デジタルものづくりセンター（産総研）等との産官学連携を強化し、企業の技術・新製品等の開発および新規産業の創出を支援します。
- テクノポート福井への企業誘致や福井港への貨物船やクルーズ船の寄港促進を図り、工業港としての付加価値を高めるとともに、新たな港湾エリアとして魅力と賑わいを創出します。
- 北陸自動車道丸岡インターチェンジや福井港等、物流拠点を生かした陸上および海上の貨物の流通機能の強化を推進します。

5-3 観光の振興



【現況と課題】

観光は、地域のイメージアップに加え、交流人口の拡大、関係人口の創出にも寄与します。北陸新幹線が県内開業し、中部縦貫自動車道全線開通が控える中、その効果を最大限に生かし、飲食・宿泊・物販等の様々な産業の活性化と地域消費の拡大、地域課題の解決に取り組む担い手の育成等の特に積極的な事業展開が望まれます。

本市は、国の名勝・天然記念物「東尋坊」や現存 12 天守に数えられ国宝化を目指す「丸岡城」をはじめ、北前船寄港地として日本遺産に認定された「三国湊」、歴史文化を伝える文化財や祭り等の数多くの観光資源に恵まれており、県内トップの観光客入込数を誇ります。

一方で、より経済波及効果の高い宿泊を伴う滞在型観光への転換は十分とは言えない状況です。DMOさかい観光局が中心となり、それぞれの観光資源の魅力向上はもとより、異業種と連携した体験型観光、散策や学習を伴うまちなか観光等を充実し、観光による地域のブランド化と地域が稼ぐ仕組みづくりに取り組むことが必要です。また、大都市圏からの観光客誘客、インバウンド誘客に向けて、本市単体ではなく隣接市町等と連携して、エリアとしての魅力を発信する広域観光の推進が必要です。

そのため、「坂井市観光ビジョン戦略基本計画」に基づき、住む人も訪れる人も、すべての人が市内の豊富な観光資源や地域資源を生かしながら、観光地域としての魅力を高め、交流・経済の好循環を創出していく必要があります。

【方針】

- 方針 1 観光資源・地域資源の魅力向上と多様な観光ニーズへの対応
- 方針 2 広域交通網の活用推進
- 方針 3 インバウンドの受け入れ体制の整備
- 方針 4 観光情報の整理と効果的な発信
- 方針 5 観光地域づくりのための組織形成と人材育成

【基本施策】

（１）観光資源・地域資源の魅力向上と多様な観光ニーズへの対応

- 本市の代表的な観光地である東尋坊や丸岡城、三国湊をはじめ、海浜自然公園や竹田地区等の魅力を高めるため、文化財や地域資源を磨き上げ、観光資源としての有効活用を図るとともに、観光拠点施設の設置等の再整備を推進し、賑わい創出と快適な観光地づくりに取り組みます。
- ゆりの里公園の利活用を推進するため、定期的なイベントの開催や農産物直売所での新鮮な地場産品の提供等の新しい魅力を創出し、年間を通じた誘客を図ります。
- 優れたロケーションや四季折々の食材に恵まれた東尋坊三国温泉の魅力発信に努め、ブ

ランド確立による他の温泉地との差別化を図ります。

- 周辺自治体や関係団体と連携し滞在型観光を促進するほか、豊かな食や四季の彩等の地域資源の魅力発信や新たなイベント創出を通じた誘客力強化、教育旅行・学生合宿の誘致等の新しい観光客の取り込みを強化します。
- 自然や歴史、文化財等の豊かな資源を生かした体験プログラムの造成支援に努め、観光客の満足度向上を目指します。

（２）広域交通網の活用推進

- 市外の主要駅や空港等を結ぶ広域交通網を活用し、アクセス時間の短縮等の利便性向上を図ります。
- 周辺市町や交通事業者と連携を強化し、利用しやすい地域内交通の整備を進めます。

（３）インバウンドの受け入れ体制の整備

- デジタル技術等の最先端システムを導入する等の外国人旅行者のニーズ・動向を把握しながら適確な情報発信と受け入れ環境の整備を進めます。
- 宿泊業や観光業等の事業者と協力して、外国人旅行者の受け入れ体制の整備を推進します。

（４）観光情報の整理と効果的な発信

- 観光情報提供に関するサービスの向上を図るため、PR動画の作成、SNSの活用等のインターネットを活用したタイムリーかつ効果的な情報発信を強化します。
- 首都圏への効果的な観光情報発信を行い、本市への誘客に努めます。
- 全国に丸岡城をPRするとともに、日本一短い手紙の館や丸岡城観光情報センターとも連携し、季節ごとの情報発信を推進します。

（５）観光地域づくりのための組織形成と人材育成

- 官民連携の取り組みを推進するとともに、DMOさかい観光局が中心となり、観光地域づくりを行う多様な関係者の合意形成、マーケティングデータの収集とデータに基づいたブランディング、プロモーションの強化を図ります。
- 観光客の幅広いニーズに応えるために研修会・セミナー等を積極的に開催し、観光ガイドの育成に努めます。
- 地域の特色ある人材や関係者をつなぐことで、観光客の満足度を高め、交流人口・関係人口の増加を目指し、地域経済の好循環と地域の活性化を図ります。

5-4 働く環境の充実



【現況と課題】

若年層の労働意識の変化や労働人口の高齢化、人手不足、非正規労働者の増加、外国人研修生の受け入れ増加等の雇用環境が大きく変わりつつあります。またデジタル技術の進化によりリモートワークや柔軟な勤務形態等の労働環境も変化しています。一方で、職人的な作業や機械化が困難な作業の多い企業では、企業活動自体に影響を及ぼすような熟練した技術を持つ労働者の不足や、その技術の継承等が課題となっています。また、デジタル技術の進化によりリモートワークや柔軟な勤務形態等が労働環境も変化してきています。

今後、人口減少と少子高齢化が一層進む中、労働力不足は継続的な課題であり、中高年齢者の就労・再雇用機会の確保や若者層の安定した就業の促進を図る必要があります。また、外国人労働者の受け入れ促進や女性が働きやすい環境づくりにも取り組む必要があります。

【方 針】

方針1 雇用・就労機会の確保と労働環境の充実

方針2 多様な人材の確保や柔軟な働き方の実現



写真 坂井市合同就職説明会

【基本施策】**(1) 雇用・就労機会の確保と労働環境の充実**

- 労働者の就労機会の確保、定着・雇用の安定を図るため、福井労働局や県および関係機関等との連携を強化しながら雇用支援策を推進します。
- 若い世代が希望する職場で働けるよう就労機会の創出に取り組むとともに、U I J ターン就職の促進を図ります。
- 職業相談や離職者・転職希望者を対象とした相談会を開催し、安定的に働ける就労の場の確保を推進します。
- 公共職業安定所と連携し、子育て中の女性のための職業支援や子育て支援セミナー開催等の情報を発信し、働く女性に対しての雇用対策を推進します。
- 高齢者の就労機会の確保を図るとともに、働きやすい環境づくりを推進し、生きがいづくりや地域社会への参画についても支援します。

(2) 多様な人材の確保や柔軟な働き方の実現

- 人材確保に向けて、事業者の取り組みを支援します。
- 中小企業の生産性の向上と業務の効率化、高いスキルや専門性を持った副業人材の活用を促進します。
- 市内企業の外国人労働者受け入れについては、県等の関係機関と連携を図りながら受け入れ環境の整備を推進します。
- 市商工会等の関係団体、事業者と連携し、新規創業や6次産業化等の市内産業の高度化・魅力向上の取り組みを推進し、多様で魅力的な就労の場の創出、人材確保の円滑化に繋がります。
- ライフスタイルや制約に応じた多様な働き方の実現に取り組むため、働き方に関する意識改革を推進します。

第6章 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

6-1 災害に強いまちづくりの推進



【現況と課題】

近年、全国各地で地震や台風、局地的な大雨等による災害が多発し、大きな被害が生じています。令和6年（2024年）に発生した能登半島地震では、市内でも震度5弱を観測し、さらに津波警報も出たこと等により、市民の災害に対する意識の高まりは増えつつあります。

こういった災害から生命と財産を守るため、市民一人ひとりの日頃からの災害に対する心構えや、知識と備えが重要となります。また、行政においても、災害時における迅速で適切な対応能力が求められています。

本市では、避難訓練および防災講座の実施、ハザードマップおよび防災ガイドブック等を活用して、災害に対する市民のさらなる意識の啓発に努めるとともに、円滑な情報伝達ができるよう防災行政無線や防災行政メール、防災アプリ等の情報伝達手段の整備を行ってきました。

ハード面においては、橋梁の長寿命化計画に基づいた予防保全的な修繕をはじめ、土砂崩れ防止対策の実施、また河川ポンプ場の運転や浚渫等の維持管理を行うことにより、機能保持に努めています。

また、大規模な災害が発生した場合に備え、行政機能の継続に向けた取り組みに加えて、高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に対する支援のニーズがますます高まっております。さらには、被害をより軽減するために、危険発生時には協力し支えあうといった体制を整えておくこと等の自助・共助・公助の取り組みが重要なものとなっています。

さらに、大規模災害発生時には大量に発生する廃棄物についても大きな課題となります。生活ごみを含め、避難所等での廃棄物処理が必要となるなか、本市単独での対応は困難が予想されることから、広域的な自治体間の連携や民間事業者との協力体制の強化が求められます。

今後、災害に強いまちづくりの推進には効率的で効果的な防災対策の推進を図るとともに、地域の防災意識の向上や自助・共助・公助体制の一層の強化を図る必要があります。

【方 針】

- 方針1 治山・治水対策による災害の未然防止
- 方針2 総合的かつ計画的な防災・減災対策の推進
- 方針3 災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施
- 方針4 災害に強い市民の育成と防災機能の強化
- 方針5 地域コミュニティによる安全・安心の構築
- 方針6 国民保護対策の充実

【基本施策】

（１）治山・治水対策による災害の未然防止

- 水源の涵養や土砂災害を防止する機能をもつ森林の適正な管理を推進することにより、雨水の急速な流下を抑え、土砂崩れや水害等の発生防止を図ります。
- 梅雨時期や台風、線状降水帯等の大雨により、市内各所、特に市街地での浸水が見られることから、河川や都市排水等の改修をはじめ、田んぼダムの整備を推進します。

（２）総合的かつ計画的な防災・減災対策の推進

- 地域防災計画に基づき災害対策を進めるとともに「自助」「共助」「公助」の考え方を基本とした総合的な防災・減災対策の検討と環境の整備を推進します。
- 災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、社会情勢に対応した地域防災計画の見直しと、行政機能の継続に向けた危機管理体制の充実強化に努めます。
- 男女のニーズの違いに配慮した避難所の環境を整備するとともに、こどもや高齢者、要介護者等、多様な視点から防災対策の充実を図ります。
- 各家庭や事業所での災害への備えを基本として、食料や生活必需品等の災害備蓄を計画的に整備します。

（３）災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施

- 災害時の廃棄物処理について、災害廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ適正な処理ができるよう対策を講じます。
- 災害時の速やかな復旧・復興に向け、近隣自治体や民間の企業、各種協会と連携し、協力体制を構築します。

（４）災害に強い市民の育成と防災機能の強化

- 市民の防災意識の向上のため、地域や学校、企業等への意識啓発、災害の知識や発災時の判断・行動に関する教育を実施するとともに、状況に応じた避難行動に繋がるよう、的確な情報発信に努めます。
- 災害に的確に対応できるよう嶺北消防組合や医療機関と連携し、消防力および救急救助体制の充実強化を図ります。
- 高齢者、障がいのある人、外国人等は災害時に大きな影響を受けやすいことから、情報提供や避難において特に配慮した対策を推進します。
- 上下水道、道路・橋梁等の防災機能の強化に加え電気、ガス、通信設備等の民間事業者ともさらなる連携を深めます。

（５）地域コミュニティによる安全・安心の構築

- 地震や津波、風水害、雪害等の災害時に応急対策活動が円滑に実施されるよう、地域防災体制の強化を図ります。
- 防災訓練や防災講座の開催を通じて、地域の防災力強化と住民同士が協力して主体的・組織的に活動できる共助の体制強化を図ります。

（６）国民保護対策の充実

- 武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合、市民の生命、財産を保護し、被害を最小限にとどめることができるよう国や関係機関等と協力し迅速に対応します。

6-2 安全・安心対策の充実

【現況と課題】

刑法犯認知件数はコロナ禍においては200件前後で推移していましたが、令和5年（2023年）には271件と急激に増加しました。また、安全で安心なまちであるとの認識が一定程度定着しているものの、高齢者を狙った特殊詐欺や、子どもへの声掛け事案等が依然発生しているほか、SNS型投資詐欺等の新たな手法の犯罪も発生しています。引き続き、警察や関係団体と連携して犯罪発生状況に応じた防犯活動や地域の防犯力の向上を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを推進していく必要があります。

また、65歳以上の運転免許所有者が右肩上がり増加しており、今後も増加が見込まれています。加えて、加齢による身体能力の低下が原因と認められる重大事故が依然発生しており、これまでの交通安全啓発活動に加えて、高齢運転者による交通事故の防止を図る必要があります。

【方 針】

- 方針1 防犯対策の充実
- 方針2 消費者の自立支援と被害の未然・拡大の防止
- 方針3 交通事故による被害が少ない環境の創出



写真 消費者被害防止啓発活動

【基本施策】**（１）防犯対策の充実**

- 防犯隊等の防犯ボランティア団体の活動を支援し、犯罪発生のおそれがある箇所のパトロールに取り組みます。
- ＬＥＤ防犯灯の普及促進や防犯カメラ等の防犯インフラの初期整備を支援し、警察等と連携して地域の防犯力向上を図ります。
- 市民に対し、犯罪の発生状況、防止対策等の情報を積極的に提供し、防犯意識の向上を図ります。
- 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復および軽減に向けた取組を推進します。

（２）消費者の自立支援と被害の未然・拡大の防止

- 消費者センターの機能充実を図りながら、消費者の権利保護と自立支援を図ります。
- 市民の消費生活の安全、安心を確保し、消費者トラブルを未然に防止するため、相談窓口や見守り環境の整備および犯罪情報の提供、被害防止のための啓発活動を行います。
- 各消費者団体と連携を図りながら、世代に応じた消費者教育を推進します。

（３）交通事故による被害が少ない環境の創出

- 幼児、児童、高齢歩行者対象の交通安全教室の開催や自転車用ヘルメットの着用推進等に取り組み、交通事故の防止とマナーの向上を図ります。
- 高齢者の身体能力低下の自覚と事故防止意識を醸成するとともに、運転免許自主返納事業を継続し、高齢者が当事者となる交通事故を抑止します。
- 交通事故の被害が最小限となるよう、通学路等を中心に地域住民、道路管理者、警察と連携し事前協議、現場点検を行い、これに基づいた安全な交通環境づくりに努めます。

6-3 住環境の整備

【現況と課題】

本市では、人口減少や高齢化が進行しつつある中で、居住・商業等の都市機能の郊外への流出が続いており、市街地の低密度化の進行が懸念されています。これまで以上に、住宅・医療・福祉・商業等の都市機能の立地誘導を図り、コンパクトな市街地を中心とした持続可能なネットワーク型の都市構造の実現に取り組む必要があります。

また、旧市街地の空洞化や空き家の増加といった課題もあり、良質で安全な住まいづくりや地域と連携したまちづくりの推進、空き家の発生予防、利活用および適正管理を目的とする総合的な取り組みが必要となっています。

市営住宅については、適正な戸数を確保するとともに、計画的な改修や修繕を実施して長寿命化を図り、安全で安心して住める良好な居住水準を備えることが必要です。

やすらぎが感じられ、気軽に憩うことができる質の高い都市環境を形成するためには、誰もが安全で安心して利用できる公園緑地の充実が必要となっています。

今後は、住環境を形成する施設のストックマネジメントが重要となり、計画的・効率的な市街地整備を推進していくことが必要となっています。

【方 針】

- 方針1 適正な土地利用の推進
- 方針2 快適な居住環境の創出
- 方針3 空き家等対策の推進
- 方針4 誰もが安心して利用できる公園・緑地の整備

【基本施策】**（１）適正な土地利用の推進**

- 持続可能な都市づくりを目指すため、住宅および都市機能増進施設（※16）の立地の適正化を図ります。
- 関係部局との連携による土地利用に関する総合的な規制と誘導に取り組みます。
- 市民と行政がともに育む土地利用を推進します。
- 土地の最も基礎的な情報である地籍を明確にするため、関係部局との連携を図りながら計画的に地籍調査を進めます。

（２）快適な居住環境の創出

- 既成市街地への居住の誘導と、既存の木造住宅の耐震化への補助制度を進め、若者や子育て世代、高齢者等が生活しやすい住環境の整備を推進します。
- 安定的な居住の確保のため、市民ニーズの変化に応じた、公営住宅の整備、活用に取り組み、併せて、住まいのセーフティネット機能の充実を図ります。

（３）空き家等対策の推進

- 老朽危険空き家等の発生を抑制するための予防や適正管理、利活用の方策について、所有者や地域さらに多様な主体と連携し取り組みます。
- 所有者の他、移住者事業者等の活用希望者を支援し、幅広い多様な空き家の利活用を推進します。

（４）誰もが安心して利用できる公園・緑地の整備

- 市民が自然に親しむ場を提供します。
- 誰もが安全で快適に利用できる身近な公園緑地の充実を図ります。
- 市民と行政の協働による公園の維持管理を進め、地域に愛される憩いの場としての利活用を図ります。
- こどもの遊び場の確保や地域住民の交流の場、憩いの機会を創出するため、地域に密着した公園づくりを推進します。

6-4 安定した水の供給と良好な水環境の維持



【現況と課題】

上下水道は、安全・安心な飲み水を供給し、使用された汚水をすみやかに処理することにより、良好な水環境を維持し、快適な生活環境の形成と身近な自然環境を守り育てる重要な社会基盤です。

水道水は、龍ヶ鼻ダムを水源とした竹田川の表流水と自己水源である井戸水により、市内全域に供給されています。

水はいかなる時にも必要不可欠であり、地震等の災害発生時にも安全・安心な水を供給するため、配水池や水道管等の耐震化事業を更に加速させ、早急に施設の強靱化を図る必要があります。

下水道は、事業を計画的に進めており、普及率は高い水準にありますが、未普及地区の解消と、老朽化が進んだ下水道施設への対応が必要となっています。

集中豪雨や宅地化による浸水被害に対応するため、雨水出水浸水想定区域を指定し、内水ハザードマップの作成および公表が必要となっています。

【方 針】

方針1 安全・安心な水の安定した供給

方針2 下水道施設の維持管理と下水道への接続促進

方針3 上下水道事業の経営健全化

【基本施策】**（１）安全・安心な水の安定した供給**

- 水源の水質汚濁防止と監視体制の強化を図り、水道水の安全を確保します。
- 水道施設耐震化や老朽管更新等を実施し、耐震化率の向上を図り、水道水の安定供給と耐震化の向上を図ります。

（２）下水道施設の維持管理と下水道への接続促進

- 生活環境の向上や公共用水域の水質汚濁防止のため、公共下水道計画による整備を進めます。
- 下水道施設の老朽化に対応するため、機能診断を実施して長寿命化を進めます。
- 集中豪雨等による浸水被害の防止と生命・財産や都市機能を守るため、雨水対策を推進します。
- 衛生的で住みよい都市環境を実現するため、家庭排水の下水道への接続促進を図ります。

（３）上下水道事業の経営健全化

- 効率的な施設整備と官民連携を進め更なる経費削減に努め、経営の健全化を図ります。



写真 龍ヶ鼻ダム



6-5 暮らしを支える道路網の整備

【現況と課題】

本市は、北陸自動車道、国道 8 号、主要地方道福井加賀線（芦原街道）、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫道路）をはじめとする、南北方向の幹線道路が充実しており、それらの道路に県道および市道が接続した道路網が形成されています。

市民や立地企業の利便性向上に加え、北陸新幹線の延伸効果の最大化を図り、観光客等の交通利便性を向上させるため、福井港丸岡インター連絡道や県道福井森田丸岡線等の広域的な道路網の整備の必要性が一層高まっています。

生活道路は、市民生活の利便性の維持・向上を図る上で重要な役割を担っていることから、道路環境の整備と適切な維持管理が必要です。また、建設から長い年数を経た橋梁も多く、近年老朽化が進んでいることから、計画的な点検や予防的な修繕を行う等の橋梁の長寿命化を図ることが求められます。

本市には、県内随一の石油備蓄基地がある他、国道 8 号等の北陸地方の大動脈をかかえており、一たび降雪による交通障害が発生すると北陸地方全体に影響が出ることから、冬期間の道路交通確保に向けた体制づくりが必要です。

【方 針】

- 方針 1 広域的な道路網の整備
- 方針 2 生活道路の計画的な整備
- 方針 3 地域ぐるみによる除雪体制の強化

【基本施策】**（１）広域的な道路網の整備**

- 県内各地や北陸、関西、中京方面等との広域的な連携を促進するため、北陸自動車道や国道、主要地方道等のネットワークの強化を図るとともに、近隣市町との道路網の整備に努めます。
- 福井港の活用促進や産業の振興を図るため、福井港丸岡インター連絡道の整備を促進します。
- 国道８号の４車線化およびバイパスの整備、主要地方道福井加賀線（芦原街道）等の拡幅整備を促進します。
- 県道福井森田丸岡線や（仮称）福井外環状道路等の新たな広域道路の整備促進に努め、市内はもとより市外からも利便性の高い道路ネットワークを検討します。

（２）生活道路の計画的な整備

- 市民の暮らしに密着した生活道路の整備や維持管理については、役割や地域ニーズを踏まえ、限られた財源の中で計画的な整備を行います。
- 道路施設等については、予防保全型の管理を推進し長寿命化対策を図ることで、維持管理費用の縮減や平準化に努めます。

（３）地域ぐるみによる除雪体制の強化

- GPS活用による除雪作業状況の把握や除雪パトロールを行うことにより、効率的な除雪を実施し冬期間の市民生活の安全確保に努めます。
- 効果的・効率的な除雪を行うため、県や地域の事業所・住民等と協力した除雪体制づくりを図ります。

6-6 地域公共交通と広域ネットワーク拠点の充実

【現況と課題】

北陸新幹線の敦賀開業によって、関東圏や上信越地方から福井県へのアクセス環境が大きく向上したことから、県内を訪れる観光客数の大幅な増加が見込まれるとともに、これまで関連の薄かった地域と交流を図ることによる地域活性化の推進や、経済的・社会的に大きな波及効果があるものと期待されています。

鉄道やバス等の公共交通機関については、通勤通学の手段として、また、高齢者や障がいのある人等の移動が制限される人にとっての買い物や通院等の日常生活を送る上で欠くことのできない移動手段として重要な役割を担っていることから、一層の充実が求められています。

福井港は、国家石油備蓄や石油配分等のエネルギー基地としての機能とともに、多くの企業が集中するテクノポート福井の拠点港としての機能を有しており、嶺北地域を中心とした経済圏の物流拠点として、その利活用の推進が求められています。また、福井港を含めた三国湊地区に、「みなとオアシス三国湊」が登録され、福井港を活用したクルーズ船の寄港誘致施策や観光と連携した港湾活用、災害時の緊急物資輸送拠点としての港湾等の地域振興の活性化が求められています。

福井空港は、県内唯一の空港であり、県警および県防災航空隊のヘリコプター基地としての利用に加え、航空測量や遊覧飛行等で小型機の離発着地として、また、グライダーの訓練拠点として活用されています。加えて、空港道路において商業的な活性が進展している状況を踏まえ、今後は空港を活用した賑わい創出に繋がる新たなまちづくりを進めていくことが求められています。

こうした状況の中、既存の公共交通機能を維持しつつ、その利便性の向上を図っていくことは、「住みよさ」をさらに高めるとともに観光誘客の面から重要な役割を果たすものと考えられることから、積極的な取り組みを進める必要があります。一方で、深刻な運転手不足による公共交通の維持が課題となっているため、交通分野を担う人材の確保・育成を図る必要があります。また、より広い地域との人の移動や物流輸送の手段となる広域交通ネットワークについても、一層の充実が求められています。

【方針】

方針1 地域公共交通の充実と利用促進

方針2 広域交通ネットワーク拠点の充実

【基本施策】**（１）地域公共交通の充実と利用促進**

- 多様な交通手段をシームレスかつ一体的なサービスとして提供できるよう、次世代型の最新技術等を投入しつつ公共交通事業者や関連自治体等と連携した取り組みを推進します。
- えちぜん鉄道を「生活関連社会資本」として位置づけ、鉄道経営の自立性を高めるとともに、鉄道事業を次世代に引き継ぐために支援します。
- ハピラインふくいについて、県や沿線自治体との連携により、健全な運営と生活に密着した地域鉄道として利便性の向上を図ります。
- 日常生活の利便性向上はもとより観光誘客の増加を目指し、近隣自治体との連携による新幹線駅から市内へのアクセス環境の充実を図ります。
- 鉄道駅利用者の利便性の向上を図るため、地域の特性を生かせる駅舎や駐車場や駐輪場等の整備を推進します。
- バス事業者への支援により必要不可欠なバス路線を維持し、地域住民の生活交通手段を確保します。
- コミュニティバスについては、公共交通空白地帯から鉄道駅等の交通拠点へ接続する地域交通として、住民ニーズに応じた運行を確保します。
- 事前の予約に応じて運行するオンデマンド型交通については、市民の日常的な近距離移動を支える新たな交通インフラとして市全域での安定した供給を確保します。
- 交通分野における人材の育成や確保を支援するとともに、公共交通の周知や利用促進を図ることで、運行便数の維持や安定的な運行につなげます。

（２）広域交通ネットワーク拠点の充実

- 福井港におけるエネルギー拠点、物流拠点としての機能強化を図るとともに、船舶利用やクルーズ船の寄港誘致施策の推進、観光と連携した港湾活用等の地域の産業を支える港湾や災害時の緊急物資輸送拠点としての港湾として、更なる発展を目指します。
- 福井空港は、防災ヘリ等の拠点であるとともに国内では希少な航空機曳航訓練が行える機能を持った空港であるため、災害時の拠点空港としての整備を行い、防災教育の推進を図りつつ空港機能を生かした賑わい創出も含めた特色ある地域づくりを図ります。
- 日常生活、レジャー、観光、物流等の大輸送路である北陸自動車道へのアクセス環境の充実を図ります。

6-7 情報ネットワーク社会の構築



【現況と課題】

インターネットをはじめとする情報通信技術の飛躍的な進歩と、スマートフォン等の高性能な情報通信端末の普及は、生活の利便性の向上や産業の生産性の向上に大きく寄与しており、私たちの日常生活や経済活動に大きな影響を与えています。

さらに、「IoT」や「AI」、「ロボット」等の技術革新や様々な分野でDXが推進されることにより、生産、販売、消費といった経済活動や健康、医療、公共サービス等の幅広い分野にとどまらず、人々の働き方やライフスタイルにも大きな影響を及ぼすことが見込まれています。国は『デジタル社会の実現に向けた重点計画』で推進する「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現を進めており、市はその動向を敏感に捉え、迅速に対応していくことが求められています。

一方で、デジタルを使いこなせる人とそうでない人との間に生じる情報格差の解消や、コンピュータウイルス等による情報漏えいのリスクに備えたセキュリティ対策等の様々な課題も生じています。

情報通信技術の更なる活用による、行政サービスの向上や事務の効率化を図り、利便性が高く安心して暮らすことができる情報ネットワーク社会の構築が求められています。

【方針】

方針1 DX推進による行政サービスの向上と効率的な行政運営

方針2 デジタルの活用による多様な幸せの実現

【基本施策】

(1) DX推進による行政サービスの向上と効率的な行政運営

- SNSの特徴を生かした利用者ごとに必要な情報配信、わかりやすいホームページへの誘導等のデジタルを活用した利便性の高いサービスを提供します。
- 公金のキャッシュレス決済の拡大による利便性向上、行政手続きの更なるオンライン化（行かなくてもよい窓口）や窓口のデジタル化（書かない窓口）、窓口での多言語対応等の多様化する市民ニーズに対応できるデジタル環境整備を図ります。
- デジタルを活用し、災害発生時における現場状況の把握や市民への安全情報の提供等の環境構築を図ります。
- 社会環境の変化に併せたシステムや、AI、RPAの利用推進により、質の高い市民サービスの提供を図ります。
- 情報通信技術の進歩に伴い脅威も高度化しているため、情報セキュリティ対策の強化を図り、情報流出を防止します。

(2) デジタルの活用による多様な幸せの実現

- 市民生活の利便性の向上を目指し、公共のデータを市民・民間企業が様々なサービスへ有効活用することができるようオープンデータ化を進めます。
- それぞれの地域が抱える課題に対し、デジタルを活用した解決を支援し、地域のDXを推進します。
- 人に優しいデジタル化の観点のもと、デジタルデバйд対策を推進します。



写真 スマホ相談会の様子

資料編

1. 諮問および答申

坂企第 196 号
令和6年6月14日

坂井市総合計画審議会 会長 様

坂井市長 池田 禎孝

第二次坂井市総合計画後期基本計画について（諮問）

坂井市まちづくり基本条例第15条の規定に基づき、第二次坂井市総合計画
後期基本計画を策定するため、貴審議会の意見を求めます。

令和7年2月17日

坂井市長 池田 禎孝 様

坂井市総合計画審議会
会長 桑原 美香

第二次坂井市総合計画後期基本計画について（答申）

令和6年6月14日付け坂企第196号で当審議会に諮問がありました標記について、慎重に審議を重ねた結果、別冊「第二次坂井市総合計画後期基本計画」のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、坂井市の将来像である「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち ～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」の実現に向け、当計画に掲げる施策が着実に推進されることを強く希望し、別記事項の意見を添えて要請します。

別記

一、坂井市の将来像「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち ～ 子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」の実現に向け全施策に共通して大切にすべき視点として、新たに「幸せを実感できるまちづくりの視点」を追加しています。人口減少・高齢化社会の更なる進展が予測される中で、坂井市が持続的に発展を遂げるためには、住みよさを高めるだけでなく、市民が幸福を実感でき、住み続けたいとなるまちづくりを進めていくことも重要です。市民との対話を通して、共に坂井市民の幸せや坂井市の将来を考えていくことで、坂井市に暮らす全ての人の幸福感の向上に向け取り組んでいただきたい。

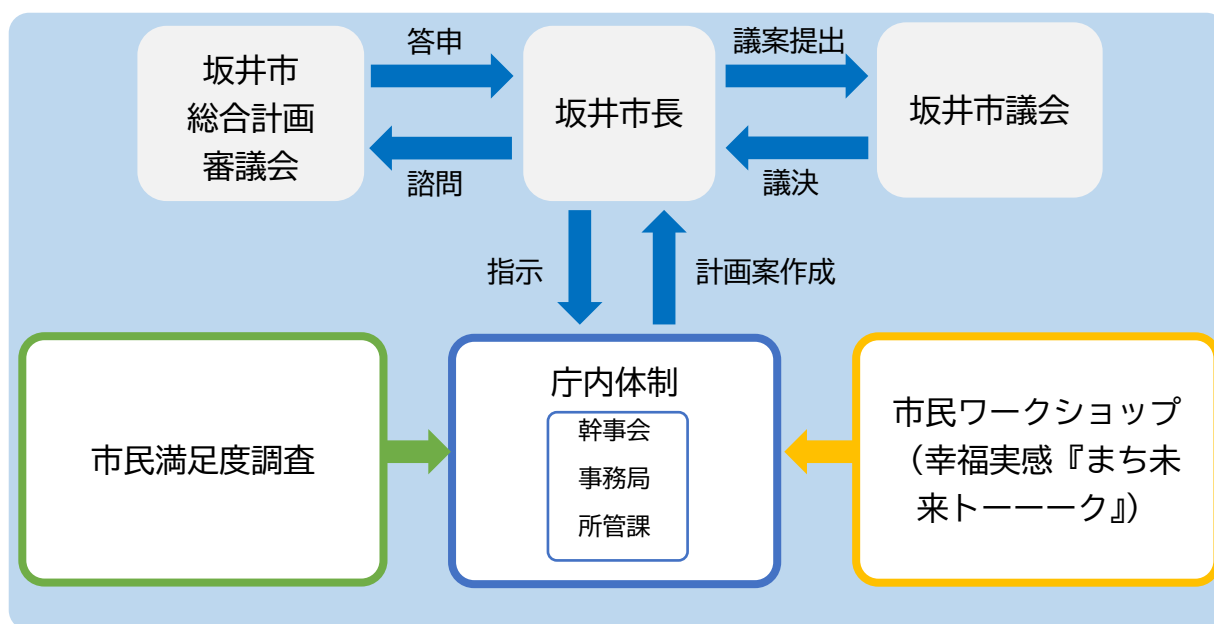
一、人口減少・少子高齢化は急速に進行しており、社会経済は先行きが不透明で予測が困難な時代にある中で、持続可能なまちづくりを進めるためにも市の将来像への達成状況を測る指標を検討する必要があります。後期基本計画の策定にあたって実施した市民満足度調査では地域幸福度を数値化していますが、総合計画の実施計画として位置付けている「総合戦略」においても、重要業績評価指標として市民の心の豊かさを測り検証していくことで、住みよさと幸福の実感できる施策の推進に取り組んでいただきたい。

一、都市化の進展や核家族化、就労形態の変化等により、人々のライフスタイルや価値観が多様化しています。市民一人ひとりが主役となってまちづくりを進めるためには、こうした社会の多様化が進む中でも、それぞれがお互いの違いを受け入れ、認め合い、共感できる地域共生社会を構築していくことが重要です。性別や年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず、多様な他者への理解促進と多様性が認められ、一人ひとりが活躍することができる坂井市を目指していただきたい。

一、令和2年以来の新型コロナウイルス感染症の拡大で、市民は未曾有の危機に直面し暮らしに様々な制約を受けました。そのような中、当たり前だと思っていた明るい暮らしを取り戻すため、変化に対応することで乗り越えてきました。こうしたコロナ禍の経験を踏まえ、これから先の変化が激しく、不確実な世の中にあっても、リスクや環境変化に的確に対応し、持続可能な地域社会を築いていく必要があります。多様化・複雑化し、激動する様々な社会の変化や直面する諸問題に、素早く柔軟に対応できるまちづくりを進めていただきたい。

2. 策定体制

2-1. 策定体制



2-2. 総合計画審議会委員名簿

（敬称略、五十音順）

	所属	職名	氏名	備考
1	さかい男女共同参画ネットワーク	会長	赤土 美代子	
2	坂井市消費者団体連絡協議会	理事	五十嵐 美千代	
3	坂井市PTA連合会	顧問	一瀬 京子	
4	福井県立大学	教授	桑原 美香	会長
5	福井県農業協同組合	理事	小寺 洋一	
6	坂井市赤十字奉仕団	委員長	定池 りゆ子	
7	福井労働局三国公共職業安定所	所長	佐藤 大介	
8	坂井市民生児童委員協議会連合会	会長	清水 秀治	
9	坂井市社会福祉協議会	会長	関 輝勝	
10	福井大学	准教授	田中 志敬	
11	一般社団法人DMOさかい観光局	代表理事	刀根 亨	
12	坂井市自治会連合会	会長	中垣内 正治	
13	テクノポート福井企業協議会	副会長	畑 正博	
14	坂井市商工会	会長	半澤 政丈	
15	坂井市シニアクラブ連合会	副会長	廣井 富美子	

3. 策定経過

年度	月日	経過	摘要
令和 6 年度	3月6日 ～ 3月26日	市民満足度調査	坂井市在住の18歳以上の市民 5,000人を無作為抽出にて実施、 回答率28.42%
	6月11日	第1回第二次坂井市総合計画後期 基本計画策定幹事会	策定体制、スケジュールの検討、 人口ビジョン、市民満足度調査 結果の説明
	6月14日	第1回坂井市総合計画審議会	委嘱、趣旨説明、諮問 策定体制、スケジュール、人口 ビジョン、市民満足度調査結果 の説明
	9月12日	第2回第二次坂井市総合計画後期 基本計画策定幹事会	前期基本計画の振り返り、後期 基本計画素案の検討
	9月20日	第2回坂井市総合計画審議会	前期基本計画の振り返り、後期 基本計画素案の審議
	10月7日	議会（定例協議会）	後期基本計画素案の提示、説明
	10月24日	第3回第二次坂井市総合計画後期 基本計画策定幹事会	後期基本計画原案の検討
	11月1日	第3回坂井市総合計画審議会	後期基本計画原案の審議
	12月17日	第4回第二次坂井市総合計画後期 基本計画策定幹事会	後期基本計画最終案の検討
	12月20日	議会（全員協議会）	後期基本計画最終案の提示、説 明
	12月25日	第4回坂井市総合計画審議会	後期基本計画最終案、答申文案 の審議
令和 7 年度	1月17日 ～ 1月31日	パブリックコメントの実施	意見1件
	2月17日	第二次坂井市総合計画後期基本計画 （案）答申	
	3月21日	議会議決	

4. 市民ワークショップ「幸福実感 まち未来トーク」の詳細

1. 実施日・実施場所について

開催日	コミュニティセンター	参加者数(人)
6月7日(金)	高棕東部コミュニティセンター	34
7月13日(土)	のうねの郷コミュニティセンター	30
7月20日(土)	鳴鹿コミュニティセンター	29
8月9日(金)	竹田コミュニティセンター	24
8月10日(土)	東十郷コミュニティセンター	22
8月17日(土)	磯部コミュニティセンター	27
8月18日(日)	兵庫コミュニティセンター	22
8月21日(水)	江留上コミュニティセンター	29
8月23日(金)	浜四郷コミュニティセンター	39
8月24日(土)	三国木部コミュニティセンター	18
9月7日(土)	春江中コミュニティセンター	13
9月28日(土)	新保コミュニティセンター	27
12月1日(日)	城のまちコミュニティセンター	49
12月7日(土)	高棕コミュニティセンター	23
12月14日(土)	大石コミュニティセンター	20
1月20日(月)	坂井木部コミュニティセンター	44



写真 ワークショップの様子

2. ワークショップの詳細

(1) グループワーク1 「地域の中で感じるポジティブな感情」について

■実施方法

1 グループ5～6名に分かれ、グループ内で自らの地域の中で感じる「ポジティブな感情（＝強み）」と「ネガティブな感情（＝弱み）」について、ワークシートを活用し話し合う。

■目的

参加者が自分の地域の強みと弱みを、その場面と感情を想起することで地域イメージを可視化しグループ内で共有する。

■ワークシート

ワークシート 氏名: _____							
わたしが、well-beingを感じる地域のイメージ(3つ選んでみよう)				わたしが、well-beingを感じない地域のイメージ(3つ選んでみよう)			
うれしい	楽しい	安心する	ゆったり	不安	悲しい	イライラする	腹が立つ
リラックス	わくわくする	気持ちいい	快適	緊張する	自信が持てない	辛い	嫌気がさす
和やか	安らぎを感じる	愛おしい	大好き	疲れる	怖い	心細い	危険
誇らしい	自信がもてる	あたたかい	感動する	落胆する	さみしい	つまらない	はずかしい
落ち着く	心強い	信頼できる	元気がわく	誇りが持てない	くだらない	暗い	孤独
平和	希望がもてる	勇気がわく	コミットメント	希望が持てない	きゅうくつ	がっかりする	自己中心
具体的には…どんな場面で、なにがどのように？				具体的には…どんな場面で、なにがどのように？			

(2) グループワーク2 「5年後・10年後の地域を考える」について

■実施方法

グループワーク1で出てきた地域の強み弱みについて、市民満足度調査結果と課題解決型地域づくりのための坂井市独自のウェルビーイング8指標を用いた表を活用して話し合う。

■目的

理想の地域の将来像を実現するためには、地域の強みや弱みをどうしていくかを考えることで、5年後・10年後の地域と市民自らと地域との関わり方について考える。

■ワークシート

ワーク2 (well-beingの8指標で近未来の地域&生き方を考える) **地域の「強みを伸ばし、弱みを解決」**

1.自己実現できる	2.誇らしく思える	3.自分らしくいられる	4.安全で安心できる
強みを伸ばすために	強みを伸ばすために	強みを伸ばすために	強みを伸ばすために
弱みを解決するために	弱みを解決するために	弱みを解決するために	弱みを解決するために
5.楽しくわくわくできる	6.希望をもって暮らせる	7.助け合える	8.互いを尊重できる
強みを伸ばすために	強みを伸ばすために	強みを伸ばすために	強みを伸ばすために
弱みを解決するために	弱みを解決するために	弱みを解決するために	弱みを解決するために

(3) ワークショップ意見 (一部)

ワーク2 (well-beingの8指標で近未来の地域&生き方を考える) 地域の「強みを伸ばし、弱みを克服」 3期生

1.自己実現できる	2.誇らしく思える	3.自分らしくいられる	4.安全で安心できる
強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために
5.楽しくわくわくできる	6.希望をもって暮らせる	7.助け合える	8.互いを尊重できる
強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために

ワーク2 (well-beingの8指標で近未来の地域&生き方を考える) 地域の「強みを伸ばし、弱みを克服」 3期生

1.自己実現できる	2.誇らしく思える	3.自分らしくいられる	4.安全で安心できる
強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために
5.楽しくわくわくできる	6.希望をもって暮らせる	7.助け合える	8.互いを尊重できる
強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために

ワーク2 (well-beingの8指標で近未来の地域&生き方を考える) 地域の「強みを伸ばし、弱みを克服」 7期生

1.自己実現できる	2.誇らしく思える	3.自分らしくいられる	4.安全で安心できる
強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために
5.楽しくわくわくできる	6.希望をもって暮らせる	7.助け合える	8.互いを尊重できる
強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために	強みを伸ばすために 弱さを克服するために

3. 参加者の意見一覧（一部）

	意見
1	この地域にある問題を知れてよかったです。こういう話し合う機会で問題を知ることができて、私も問題解決に向けてできることがあれば力になりたいと思いました。地域の人たちと話し合うことができてよかったです。
2	開始前に比べて、自分の地区に対する関心が高まった。地区に対する若い人たちのしっかりとした意見を聞いてうれしかった。
3	ルールに従うだけでなく、自分の意見を持つのは大事だと感じた。いろんな人（年齢）の意見を聞くことができた。
4	皆さんの地域を良くしていきたいという気持ちが意外に強いと感じた。（特に若い人も地域を愛しているのだと感じた）。今後もさらに若者を取り入れる行事（家族ぐるみの参加）を考えていければと思う。まだまだ未来は暗くない。明るい未来を想像できた。
5	開始前はまちづくりに対して全くと言っていいほど無関心だったのが皆さんの意見等を聞いて自分自身も町づくりに取りくもうと思いました。
6	始めはなかなかまわりの人と話が出来なかったがなれてくると、世代の違った人でも楽しく話も出来た。こういった機会が増えることで、仲間が出来て、自分たちの地域にも愛着がわき、住みやすい地域にしたい気持ちが強くなっていくのではと思った。
7	少し地域の事業に参加してこれからも頑張っていきたいと思います。このままで十分に幸せです。
8	他者の意見を聞くことで、思いの外、多くの方々が地域について興味を持ち、活動しているということが分かった。この街に住んでいる人々に少し親近感がわいた。
9	なかなか幸せを口にして発する事は出来ないけれど、なにげない思い出等で、ああ今思えば幸せだったなと思う事。幸せはほんとうに童話青い鳥みたいで足元にあるのかもしれないと思う。
10	地域での関係やつながりをもっと増やしていきたい。世代間でのつながりをもっと増して行けるような地域となっていってほしい。
11	自分の子どもたち世代が大きくなっても住みやすいと思ってもらえるように維持・努力したいと思った。
12	市からの問題提起、工夫が必要（観念的である）。
13	このような会合はとても大事。回を重ねることで参加者も慣れてくるし、よりよい意見がでてくることと思います。
14	地域の住民同士のつながりが大事だと感じた。自己中心的な考えではなく困っている誰かのために自分には何ができるのか、それを実現するためには、市等の大きな組織によるどういう助けが必要かを改めて考えたいと思った。
15	若い人や子どもたちがまちについての場に参加したり、イベントに参加したりすることで、大人になった時に、ここに住みたいと思える一歩になるという意見があった。地域の行事などに参加してもらえるような、参加したいと思えるような地域になると

	意見
	いいと思った。
16	若い世代の意見を取り入れていけるようにしたい。こういう場があれば、できるだけ参加しようかな・・・と思った。
17	近所の方と、もう少し関わりを深めたい（困った時にお互いに助け合える関係性をつくれるように）。
18	若者も参加できる場所や意見を広げていきたい。
19	自分の子どもにももっと地域のことを考えてもらえる様にしていきたい。
20	子どもも含めて様々な立場の方々が交流できるような、また、まちづくりについての考えを交換できるような場の設定のお手伝いができる・・・かも？
21	ご年配の方から子どもまで、平和・安心できる地域にしていきたい。
22	地区の問題点について、皆さんが同じような考えを持っていると思ったので、同じ方向で地区が良くなるような活動をしていけるのではないかと思った。
23	これからもできればずっと住みつづけたいと思う地域だからこそ、意見を言い合い参加したいと思っています。
24	普通に生活していたが改めて考えさせられた時間でした。
25	やっぱりみなさんと話していると、少しずつなやみがあることが分かりました。なので、未来をよくするためにできることなどを考えていきたいです。
26	地域の幸福度を高めるには、一人ひとりの幸福度を高めることが基本だと気づいた。他人に対して思いやりを持つこと、そのために自分が幸福であることです。
27	楽しいこと、わくわくすることがなくても住むためだけの地域であっていいとの意見があった。本当にそれでいいと思う。
28	今回のようなトークに参加するメンバーはどうしても同じ人が参加する形になってしまう。いろんな人に興味を持ってもらい、参加してもらえるよう工夫が必要だと思う。
29	若い方が少ないので、その方を大切に地域に入れていくことが大切だということ。女性の活躍を促す場を作る必要があるということ。
30	自分の個性を発揮できていないという資料を見て、これからは個性を発揮できるようなまちにしたいなと思いました。
31	少しでも地域のことに参加できれば参加していきたい。楽しいこと、幸せなことを増やしていきたい。
32	まずは、自分を豊かにしつつも周りの方への声かけや地域の行事に参加すること、人と人とのつながりを大切にしていくことです。
33	地域に関わりながら過ごしてゆきたい。ポジティブに考え、地域に愛着を持ちながら今後を暮らしてゆきたい。
34	様々な視点があることを知り、行事等に参加するときもそれぞれの視点に立って自分ならどうするか、どんな貢献ができるか考えたい。
35	むずかしすぎる。何かを変えていくのにはあまり賛成できない。

	意見
36	人同士のつながりが良さでもあり、負担でもあると感じている人が多いが、負担と思わずポジティブに考えられるようにするためにどうすれば良いか考えたい。
37	のびのびと子育てがしたいと人が県外や海外から集まる福祉の充実したまち。安全という認識が高まり住みたい人が増えてほしい。
38	人口減でマイナス面も表面化すると思うが、プラス面も何か期待できます。
39	女性の意見、若い方の意見をきいてくれ、地区・各種団体がそれに対し、みんなで考えてくれるようになってほしい。
40	あまり変化していないでほしい。交通面などは充実してほしい。
41	人が減っているので「できること」と「できないこと」がはっきりしてくると思います。
42	“幸福実感”ということ考えたことがなかったので、考えるキッカケをいただきました。
43	一人ひとり、年代関係なく地域に貢献したい、かかわりあいたいと思うあつい思いがあるのを実感した。
44	行政への協力をいただきたい。
45	普段の交流があるところに未来がひらかれる。
46	地区ごとに交通安全や防災に気を使っている。
47	一から自分たちで地域のために考えて作り上げていくことができる、ということがわかったから。楽しそうな未来が見えた。
48	自分だけじゃ気づけなかったことや、初めて分かったことがたくさんあったし、未来についてもっと向き合っていこうと感じました。
49	地域の強みや弱みを見直せた。意見の言える場も必要だと気づいた。
50	地域のためにできることを人任せにするんじゃなくて自分から積極的にするようにしたい。
51	これから少子化や高齢化社会という問題を抱えていく上で、地域の未来を考えていくということが大切だと感じます。
52	若い世代の意見を出す場もそうだけど、年を重ねた方が活動できる場もほしいという意見は納得。その世代にしか出てこない意見ってあるので、今日は参加できてよかった。
53	女性進出！何か私にできること、機会があったときにはチャレンジしたい！
54	今地域で何が求められているか何が必要かを考え、一つずつでも求められているものを実現化できるよう努力、協力していきたい。
55	まちを作ってきた、支えてきた人から若い人への世代交代がうまくいっていない。
56	通常の生活の中で未来なんて考えることがなかった。
57	若い世代の方がどのように考えているのか意見が聞けてよかった。自分のことで言うと、高齢になって車に乗れなくなった時、買い物等で困らないようなまちであって欲

	意見
	しいです。
58	若者の意見がなかなか届かないというのを聞いて、はっとさせられた。
59	子どもがここで将来的に戻って来たいと思える地域にしようと思う。
60	若い人の発言をまちづくりに取り入れることが重要であると思うのですが、その体制に持っていくことがとても難しい。
61	強みは無理に伸ばさなくても良いのではないかと、弱者に声かけしハードルを低くすることで結果伸びてくるのではないかと思う。
62	仕事や家庭のことでなかなか忙しく地域づくりにまで手が回らなかったが今回いろんな世代で話をしてみて、いろんな気づきや楽しさに気づけました。
63	今日のことでもっと話し合って、未来のことを考えていかないといけないんだなと思いました。もっと協働して未来につなげて、皆で頑張ろうと思いました。
64	自分が住んでいる地域に自信と誇りをもって物事に携わっていきたいと思いました。
65	特になかった。テーマが見えなかった。
66	地域を良くしようと思っている人がたくさんいるけど、行動に移せないところがある。
67	楽しく、皆が集える場所を求めているんだなと思いました。三世代、地域のつながりは強いと思いました。
68	これからの地区作りがどうなっていくのか関心が湧きました。
69	地域のつながりの重要性はよくわかったが、実際どう一歩踏み出せばいいのか、その壁が難しいなと感じました。
70	多様な意見、考えを共有できて学びがあった。考えているうちに新たな考えも出てきて楽しかった。

5. 坂井市総合計画に関連する各種計画

計画	計画期間	基本計画内で掲載のある節
第2次坂井市男女共同参画推進計画	令和3年度～令和12年度	1-1, 1-4, 5-4
坂井市観光ビジョン戦略基本計画	平成31年度～令和7年度	1-4, 5-3
坂井市中期財政計画	令和7年度～令和11年度	1-5
第四次坂井市行政改革大綱	令和7年度～令和11年度	1-5
第四次坂井市行政改革大綱実施計画	令和7年度～令和11年度	1-5
第四次坂井市定員適正化計画	令和7年度～令和11年度	1-5
坂井市ICT活用推進計画	令和7年度～令和11年度	1-5, 6-7
第3次坂井市福祉保健総合計画	令和3年度～令和8年度	2-1, 2-2, 2-4, 2-5, 2-6, 2-7
第2期坂井市子ども・子育て支援事業計画	令和5年度～令和6年度	2-2
(仮称) 坂井市こども計画	令和7年度～令和11年度	2-2
第二次坂井市教育振興基本計画	令和3年度～令和12年度	2-2, 3-1
第3期坂井市国民健康保険データヘルス計画・第4期坂井市特定健康診査等実施計画	令和6年度～令和11年度	2-7
坂井市文化財保存活用地域計画	令和4年度～令和13年度	3-3, 5-3
重要文化財（建造物）丸岡城 天守保存活用計画	-	3-3, 5-3
坂井市スポーツ推進計画	令和3年度～令和12年度	3-4
坂井市スポーツ施設マネジメント計画	令和3年度～令和12年度	3-4
第二次坂井市環境基本計画	令和3年度～令和12年度	4-1
坂井市脱炭素ロードマップ	令和6年度～	4-1
第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画	令和2年度～令和11年度	4-2
坂井市景観計画	-	4-4
坂井市景観づくり基本計画	-	4-4
坂井市歴史的風致維持向上計画	令和6年度～令和15年度	4-4, 5-3
坂井市森林整備計画	令和3年度～令和12年度	5-1
坂井市中小企業振興計画	平成27年度～令和6年度	5-2
丸岡城周辺整備基本計画	-	5-3
東尋坊再整備基本計画	-	5-3
三国グランドビジョン	-	5-3
坂井市地域公共交通計画	令和3年度～令和7年度	5-3, 6-6
坂井市地域防災計画	変更があればその都度見直し	6-1
坂井市国土強靱化地域計画	令和3年度～令和7年度	6-1

計画	計画期間	基本計画内で掲載のある節
坂井市国民保護計画	変更があればその都度見直し	6-1
坂井市災害廃棄物処理計画	令和 6 年度～	6-1
第 2 次坂井市空家等対策計画	令和 6 年度～令和 10 年度	6-3
坂井市都市計画マスタープラン	～令和 12 年度	6-3
坂井市住宅マスタープラン	平成 20 年度～平成 29 年度	6-3

6. 第二次坂井市総合計画後期基本計画 用語集

※1	国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、国内外の社会保障政策や制度について研究を行い、政策形成に資する基礎的な情報提供等を行う。
※2	人口置換水準	長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準のこと。
※3	超高齢社会	65歳以上人口の割合が全人口の21%以上を占めている社会のこと。
※4	こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。
※5	レジリエンス	困難をしなやかに乗り越え回復する力のこと。
※6	国連気候変動枠組条約 第21回締約国会議（COP21）	大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」に基づき開催された会議のこと。
※7	パリ協定	COP21で採択された協定のこと。2020年以降の温室効果ガス排出削減の国際的枠組みを定め、地球の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目標としている。
※8	GX（グリーン・トランスフォーメーション）	温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電などのクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取り組みのこと。
※9	I o T	Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、自動車、家電、ロボット、施設等のあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。
※10	A I	Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。
※11	R P A	Robotic Process Automation の略。ロボットによる業務の自動化のこと。

※12	ビッグデータ	人間では全体を把握することが困難な巨大なデータ群のこと。
※13	D X (デジタル・トランスフォーメーション)	デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革すること。
※14	デジタルデバイド	情報通信技術の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生まれる経済格差のこと。
※15	5R	Refuse (断る)、Reduce (減らす)、Reuse (繰り返し使う)、Repair (修理して使う)、Recycle (資源として再利用する) のこと。
※16	都市機能増進施設	医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもののこと。

7. SDGs（17の目標）の視点に基づく第二次坂井市総合計画の施策体系

（1）SDGsとは

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された2030年までの国際目標のことであり、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（より具体的な目標）から構成され、「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」という共通理念を掲げています。

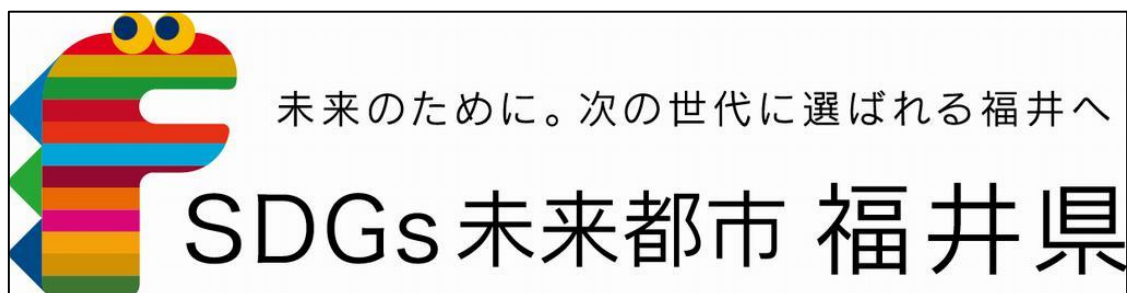
SDGsは、発展途上国のみならず、先進国も含めて世界中の国や地域が取り組むべき目標であり、私たち一人ひとりが達成に向けて主体的にアクションすることが求められています。



（2）SDGs未来都市

令和3年（2021年）5月、福井県は「次世代に選ばれる『しあわせ先進モデルふくい』の実現」をテーマにした提案が認められ、内閣府の「SDGs未来都市」に選定されました。

「福井の未来を担う次世代の育成」を中心に位置づけ、経済・社会・環境の好循環を生み出し、持続可能な地域となることを目指しています。



章	基本構想	基本計画	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
			1	2	3	4
			貧困	食糧	健康福祉	教育
1	みんなで未来につなぐまちづくり【共生・協働】	1 誰もが暮らしやすい共生社会の推進				
		2 多様な主体と連携した協働のまちづくりの推進				
		3 国際・都市間交流の推進				◎
		4 関係人口の拡大と住みよさの実感				
		5 効率的な行財政運営の推進				
2	互いに思いやり支え合うまちづくり【福祉】	1 地域福祉の充実	○		◎	
		2 児童福祉の充実	○		◎	○
		3 高齢者福祉の充実			◎	
		4 障がい者福祉の充実			◎	○
		5 健康づくりの推進		○	◎	
		6 地域医療体制の充実			◎	
		7 社会保障制度の安定的な運営	◎		◎	
3	学ぶ意欲を支えるまちづくり【教育】	1 学校教育の充実				◎
		2 社会教育・生涯学習の充実				◎
		3 歴史・文化・芸術の伝承と振興				◎
		4 生涯スポーツの振興			○	◎
4	自然と共生できるまちづくり【環境】	1 自然環境の保全と共生				
		2 循環型社会の構築				
		3 生活環境の保全と充実			○	
		4 美しい景観資源の活用				
5	地域資源を活かし活力を創造するまちづくり【産業】	1 農林水産業の振興		◎		
		2 商工業の振興				
		3 観光の振興				
		4 働く環境の充実				
6	安全で快適な暮らしを支えるまちづくり【都市基盤】	1 災害に強いまちづくりの推進				
		2 安全・安心対策の充実				
		3 住環境の整備				
		4 安定した水の供給と良好な水環境の維持				
		5 暮らしを支える道路網の整備				
		6 地域公共交通と広域交通ネットワーク拠点の充実				
		7 情報ネットワーク社会の構築				

5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
ジェンダー	水衛生	エネルギー	経済雇用	技術革新	不平等	持続可能な都市	消費	気候	海洋資源	陸上資源	平和と公正	実施手段
◎			○		◎						○	
						○						◎
			○		○	○					○	◎
						◎						○
						◎						○
					○	○						
					○	○					◎	
					○	○						
					○	○						
						○						
		◎		○				○	◎	○		
	○			○			◎					
	○					◎						
						◎						
			◎	○			○		○	◎		
			◎	◎								
			◎	○		○	○					
○			◎	○								
						◎		◎				
						◎					◎	
						◎						
	◎					○						
						◎						
						◎						
						◎						
				○		◎						

第二次坂井市総合計画後期基本計画

輝く未来へ・・・みんなで創る希望のまち
～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～

発 行 令和 7 年 3 月
編集・発行 坂井市総合政策部企画政策課
〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄 1-1
TEL 0776-50-3013 FAX 0776-66-2935
E-mail kikaku@city.fukui-sakai.lg.jp
URL <http://www.city.fukui-sakai.lg.jp/>

坂井市民憲章

彩り豊かな海・山・川と市民が融和する坂井市

大空へ伸びる緑の木々のように 希望に満ちたまちの実現に向けて
ここに市民憲章を定めます

一 青い日本海のすがすがしさ

自然と住みよい環境に恵まれた 坂井

一 白いユリのやさしさ

人々のきずなと安心が広がる 坂井

一 黄金波^{こがね}打つ平野の温もり

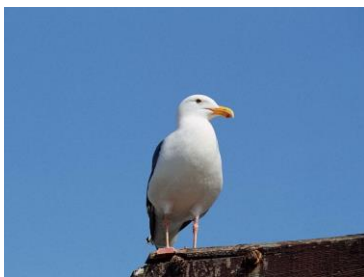
感謝と思いやりの心を育む 坂井

一 桜に浮かぶ古城の気高さ

誇りある歴史と文化が息づく 坂井

一 真っ赤な太陽の輝き

明るい笑顔と活力があふれる 坂井



■市の鳥 カモメ

カモメ科の冬鳥。海や港町をイメージさせる鳥であることから、市が海に面していることが感じ取れます。晩秋の頃オホーツク海北部から飛来し、餌を求めて飛び交う姿は、三国港の冬の風物詩として親しまれています。



■市の木 サクラ

バラ科の落葉樹。春を象徴する花木として、日本人に古くから親しまれています。「霞ヶ城公園」は『日本さくら名所100選』に指定されており、4月には「桜まつり」が開催され、市民の憩いの場として賑わっています。



■市の花 ユリ

ユリ科の多年草。純潔・威厳・無垢の象徴とされ、清楚で気品ある花として親しまれています。「ゆりの里公園」では栽培も行われており、6月になるとユリ科の花が華麗に咲き誇り、多彩なイベントが開催されています。

らしさ、かがやく。

好きにまっすぐ。このまちで広がる未来。

学校の外に飛び出し、まちを知る高校生がいる。
受け継がれた祭りやものづくりを支え、伝える職人がいる。
海や山、田畑で汗を流し、豊かな食を届ける生産者がいる。
まちの歴史や宝を未来につなぐ、地域の先導者がいる。
遠くからふるさとを思い、夢に向かう人たちがいる。

福井の北にある坂井市は、
自然の雄大さと都市のにぎわいが調和するまち。

仕事、学び、子育て、遊び
多様な文化や好奇心が生まれる人との出会いで
どんなものにだってなれる。
どんな生き方だってできる。

いくつになっても、らしくいられるまち。
それが坂井市です。

